

障害者の生涯学習の推進方策について

—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—

(報告)

平成 31 年 3 月

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議

目次

はじめに

第1章 背景 —なぜ今、障害者の生涯学習について考えるか—

- 1. 障害者の生涯学習推進の意義 - 6 -
 - (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展 - 6 -
 - (2) 「共生社会」実現の必要性 - 7 -

- 2. 障害者の学びを取り巻く現状と課題 - 8 -
 - (1) 障害者本人等へのアンケート調査 - 8 -
 - (2) 学習機会提供主体への実態調査 - 9 -
 - (i) 都道府県、市町村、特別支援学校への調査 - 9 -
 - (ii) 大学等への調査 - 9 -
 - (iii) 公民館、生涯学習センター等への調査 - 10 -
 - (iv) 都道府県、市町村（地域生活支援事業）への調査 - 10 -
 - (v) 民間における障害者の学習支援の状況 - 10 -
 - (3) 「障害者に関する世論調査」 - 11 -

第2章 障害者の生涯学習推進の方向性

- 1. 目指す社会像 - 12 -
 - (1) 誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会であること - 12 -
 - (2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること - 13 -

- 2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点 - 13 -
 - (1) 本人の主体的な学びの重視 - 13 -
 - (2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化 - 14 -
 - (3) 福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化 - 14 -
 - (4) 障害に関する社会全体の理解の向上 - 14 -

第3章 障害者の生涯学習を推進するための方策

1. 学校卒業後における障害者の学びの場づくり	- 14 -
(1) 学校から社会への移行期の学び 〈視点1〉	- 14 -
① 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実	- 15 -
(学習指導要領を踏まえた取組の推進)	- 15 -
(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)	- 16 -
② 移行期に求められる学習内容	- 16 -
③ 学校卒業後の組織的な継続教育の検討	- 17 -
(障害福祉サービスと連携した学びの場づくり)	- 18 -
(大学における知的障害者等の学びの場づくり)	- 18 -
(2) 各ライフステージにおいて求められる学び 〈視点2〉	- 19 -
① 各ライフステージで求められる学習内容	- 19 -
② 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進	- 21 -
(公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等)	- 21 -
(特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場)	- 21 -
(大学のオープンカレッジや公開講座)	- 22 -
(社会福祉法人、NPO 法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場)	- 22 -
(3) 障害の特性を踏まえ特に考慮すべき事項	- 22 -
(視覚障害者の学び)	- 22 -
(聴覚障害者の学び)	- 23 -
(肢体不自由者の学び)	- 23 -
(難病患者等の学び)	- 23 -
(精神障害者の学び)	- 24 -
(発達障害者の学び)	- 24 -
(重度・重複障害者の学び)	- 24 -
2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり	- 25 -
(1) 生涯学習分野における合理的配慮の推進	- 26 -
(2) 多様な形態の「共に学ぶ場づくり」	- 26 -
(フォーラム等の開催)	- 26 -

(カフェ等の取組)	- 27 -
(障害者スポーツの推進)	- 27 -
(障害者による文化芸術活動の推進)	- 28 -
(3) 多様な社会参加の在り方の提示	- 28 -
3. 障害に関する理解促進	- 28 -
(1) 学校教育段階における障害に関する理解促進	- 28 -
(2) 多様な主体と連携した社会における障害理解の促進	- 29 -
4. 障害者の学びを推進するための基盤の整備	- 30 -
(1) 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築	- 30 -
(2) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保	- 31 -
(3) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進	- 31 -
(4) 本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり	- 32 -
(5) 企業等の民間団体と連携した、学びに関する環境整備	- 33 -

第4章 障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組

1. 国に求められる取組	- 33 -
(障害者の学びの場づくりに関するモデル開発・普及)	- 33 -
(障害者の学びの場づくりを担う中核的人材の育成)	- 34 -
(地方公共団体における体制整備, 取組促進)	- 34 -
(障害の有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりに向けた啓発)	- 34 -
2. 地方公共団体に求められる取組	- 34 -
(庁内連携, 関係機関・団体等との連携の推進)	- 34 -
(障害者の生涯学習推進を担う人材の育成)	- 35 -
(障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備)	- 35 -
(障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供, 学びの場の確保)	- 35 -
(地方公共団体の教育振興基本計画等への位置付け)	- 35 -

- 3. 特別支援学校に期待される取組 - 36 -
- 4. 大学に期待される取組 - 36 -
- 5. 社会福祉法人や NPO 法人, 企業等の民間団体に期待される取組 - 36 -

第5章 今後の検討課題

はじめに

平成30年3月の第1回会議から約1年間、全16回にわたり、14名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について 一誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して一」をまとめることができました。

平成29年4月7日、当時の松野文部科学大臣から「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージが出されました。これは、障害者が一生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しむことができるよう、福祉や労働も含めた関係施策を連動させながら支援していくことの重要性を指摘されたものであり、こうした考えの下に本有識者会議は設置されました。本会議を設置したもう一つの意義として、障害者の権利に関する条約第24条に明記されている「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保」とあるうち、「生涯学習の確保」に向けた検討を行ったという点が挙げられます。

本報告の第1章にまとめた、障害者の学びを取り巻く現状と課題にあるとおり、障害者の生涯学習を支える基盤は脆弱であると言わざるを得ない状況です。この現状を踏まえた上で、本会議においては、障害当事者のニーズの把握をしっかりと行いながら、地方公共団体、特別支援学校、大学や福祉・労働関係の事業所等における障害者の学びの場づくりに係る様々な取組に関するヒアリングを行い、すばらしい実践事例が全国各地に点在していることを共有してきました。そうした事例をもとに、議論を重ね、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について本報告にとりまとめました。

今後、本報告をもとに、障害者の生涯学習について、国、地方公共団体、大学、特別支援学校、社会福祉法人や企業等の民間団体による基盤整備が進み、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会が実現することを願ってやみません。

最後に、本会議において、ヒアリングや意見募集で取組の発表や御意見を提出いただいた関係団体の皆様をはじめ、検討に関わったすべての皆様に心よりお礼を申し上げます。

第1章 背景 —なぜ今、障害者の生涯学習について考えるか—

1. 障害者の生涯学習推進の意義

(1) 障害者をめぐる社会情勢の進展

平成18年国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が採択された。日本国政府はその翌年条約への署名を行ったが、条約の批准については、国内法の整備をはじめとする障害者制度改革を先に進めるべき、との障害者等からの意見が寄せられた。

このことを受け、政府は平成21年に「障がい者制度改革推進本部」（以下、「本部」という。）を設置し、当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置付けた。平成23年には障害者基本法（以下、「基本法」という。）を改正するとともに、平成24年には障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改めた。基本法の主な改正内容は、障害者権利条約の趣旨を反映させるため、「障害者」の定義に、いわゆる「社会モデル¹」の考え方を反映したこと、「合理的配慮」について我が国の国内法で初めて規定したこと、「障害者政策委員会」を内閣府に設置したことである。

さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立するとともに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という。）の改正が行われるなど、制度改革が一挙に進められた。

各個別分野は事項ごとに関係府省において検討することとされたことを踏まえ、教育分野については、平成22年より文部科学省において、障害者権利条約で提唱されているインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた教育制度の在り方や、子供の特性に応じた教育を実現するための教員の専門性向上等のための具体的方策について議論がなされた。平成24年には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）」（以下、「24年報告」という。）としてまとめられ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、就学相談・就学先決定の在り方、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について提言がなされ、当該内容を踏まえた制度改革が行われた。

こうした国内の環境整備を踏まえて、平成26年障害者権利条約が批准された。

政府は、基本法第11条に基づき、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定することとなって

¹ 従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル（個人モデル）」の考え方を反映したものだった。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されている。

いる。改正された基本法に基づく基本計画は、平成 25 年に、平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする第 3 次計画として策定され、教育、文化芸術活動・スポーツに関する基本的考え方や施策についても盛り込まれた。

このような中、文部科学省において、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための取組が開始されることとなり、平成 29 年 4 月「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージが出された。大臣メッセージの直接的なきっかけとなったのは、当時の文部科学大臣²が特別支援学校訪問時に聞いた、子供たちは学校卒業後には学びや交流の場がなくなるのではないかとの不安を抱いていた保護者の声だった。こうした不安を取り除き、障害者が夢や希望を持って活躍できる社会を形成していくことが不可欠であるとの認識の下、平成 30 年 3 月に策定された第 4 次基本計画においては、「生涯を通じた多様な学習活動の充実」が盛り込まれ、障害者の学校卒業後における学びを支援し、地域や社会への参加を促進することで、共生社会の実現につなげる旨が明確に位置付けられた。

(2) 「共生社会」実現の必要性

先に述べた 24 年報告の冒頭においては、「「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。」とされている。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標」(SDGs) が採択され、地球上の「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。教育は SDGs の 17 のグローバル目標の一つとして位置付けられており、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することとされている。SDGs を受けて策定された日本国内の実施指針においても、優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられている。

さらに、人口減少や人生 100 年時代と言われる長寿化が進む中、新たな社会の姿として Society5.0³の実現が提唱されている。人生 100 年時代には、「高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要⁴」がある。社会が大きく変化する中であって「今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ること

² 松野博一 衆議院議員。

³ Society5.0 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

⁴ 人生 100 年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」(平成 30 年 6 月)より。

のできる持続可能な社会づくりを進める⁵」ためには、「様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むこと⁶」が必要であり、ICTの新たな技術も最大限活用しつつ、一人一人が生涯にわたって学び続けることが一層重要となる。

こうした考え方を基本として踏まえながら、障害の有無にかかわらず、一人一人が、生涯にわたり学びを通じてその能力を維持向上し続けるとともに、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かしつつ共に生きることのできる「共生社会」の実現を目指し、国は地方公共団体や学校、関係団体との連携も図りながら取組を推進する必要がある。

2. 障害者の学びを取り巻く現状と課題

障害者の生涯学習推進方策の検討を行う前提として、障害者の学びを取り巻く現状と課題についていくつかの視点から確認しておきたい。

なお、本有識者会議においては、検討の対象となる「障害者」について、基本法第2条に規定された「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」との定義に従って捉えている。その数は、身体障害者436万人、知的障害者108万2千人、精神障害者392万4千人であり⁷、全人口の7%程度となっている。

(1) 障害者本人等へのアンケート調査

文部科学省は、平成30年度に「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等アンケート調査」（以下、「本人アンケート調査」という。）を実施⁸し、障害者の生涯学習活動への参加状況、参加の阻害要因・促進要因、学習ニーズ等について把握した。

その結果では、「共生社会」の実現に向けて学習機会が充実されることについて、重要であるとする者が81.1%を占める一方、学習の場やプログラムが身近に「ある」と感じている者の割合は3割程度と低くなっている。

学校卒業後の学習経験として多いのは「余暇・レクリエーション活動」（31.1%）、「健康の維持・増進、スポーツ活動」（30.3%）、「学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動」（27.4%）であり、「特になし」は38.8%となっている。

学習経験と今後のニーズを比較した際、ニーズの方が高くなっているものとしては、「一緒に刺激し合って向上していける仲間づくり、学習意欲を高めてくれる人間関係等

⁵ 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日）より。

⁶ 同答申より。

⁷ 「障害者白書（平成30年版）」より。

⁸ 障害者本人あるいは家族に障害者がいるリサーチモニターに対するインターネット調査。H30.11.29～12.5に実施。回答者数は4,650名、障害種としては身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由（車いす、ストレッチャー必要・不要））、知的障害、精神障害、発達障害（自閉症あり・なし）、その他（音声・言語等障害、内部障害等）として、各障害種それぞれ400名以上の回答者（障害者又は家族に障害者がいる者）を確保した。なお、ここでいう障害者には障害者手帳を持っていない者も含まれる。なお、今回はインターネットを使える環境にある障害者本人等に対する調査だが、今回の形以外の方法も含めて、本人の思いやニーズの把握は、国において今後も継続的に実施していく予定。

に関する学習」(3.1ポイント)、「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習」(0.5ポイント)がある。

また、メディア、学習拠点の活用経験として多いのは、「自宅での学習活動(書籍など)」(57.6%)、「テレビやラジオ」(42.3%)、「インターネット」(42.4%)である。活用経験と今後のニーズを比較した際、ニーズの方が高くなっているものとしては、「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室」(3.1ポイント)、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育」(2.7ポイント)、「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動」(1.5ポイント)などがある。

さらに、生涯学習に関する課題として多いのは、「一緒に学習する友人、仲間がいない」(71.7%)、「学習費用を支払う余裕がない」(71.5%)、「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」(66.3%)などがある。

(2) 学習機会提供主体への実態調査

(i) 都道府県、市町村、特別支援学校への調査

文部科学省は、平成29年度に「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」(以下、「地方公共団体等実態調査」という。)を実施し、学校卒業後の障害者の学校から社会への移行期や人生の各ライフステージにおける効果的な学習に係る支援の推進に向け、全都道府県、市町村、特別支援学校における学習プログラム提供の実態や体制整備の状況等について把握した。

その結果では、障害者の生涯学習活動に関する域内の取組を把握している都道府県は62.9%、市区町村は29.8%となっているほか、障害者の生涯学習に関する組織がある都道府県は5.7%、市区町村は4.1%、コーディネーターがいる都道府県は2.9%、市区町村は4.2%であり、体制がない状況が明らかとなった。

また、都道府県、市町村、特別支援学校いずれにおいても、優先的な課題として「体制の整備」が上位3位までに挙げられているほか、都道府県と市町村においては「ニーズの把握」、市町村と特別支援学校においては「講師及び指導者の確保・養成」が上位3位までに挙げられている。

(ii) 大学等への調査

文部科学省は、平成29年度に「開かれた大学づくりに関する調査研究」を実施し、全国の大学・短期大学(以下、「大学等」という。)における、住民等の学習機会として重要な公開講座の実施状況や、地域連携に関する取組状況の把握・分析を行った。その中で、障害者の生涯学習に関する実態についても調査した。

その結果、地域社会に対する大学等の貢献のため実際に取り組んでいる項目として「障害者の生涯学習に関する取組を実施すること」を挙げたのは、大学5.7%・短期大学1.5%(以下同様)、専門機関・組織が「ある」との回答は4.8%・3.2%、予算が「確保されている」との回答は4.7%・3.2%といずれも大変低調な結果となった。

オープンカレッジ(公開講座を除く)を開設する予定が「ある」としたのは、3.2%・3.3%、障害者の生涯学習に関する公開講座を行っている大学等において、公開講座のうち「障害者の方への支援に関する講座」は11.0%・9.2%、「障害者の方を対象と

した講座」は3.2%・0.9%と極めて低い割合だったが、今後の予定としては、「障害者の方への支援についての講座」を「検討中である」としたのは14.3%・16.4%、「障害者の方を対象とした講座」について「検討中である」としたのは10.6%・13.7%と1割を超える割合となった。

(iii) 公民館、生涯学習センター等への調査

文部科学省は、平成30年度に「地方公共団体（公民館・生涯学習センター等）へのアンケート調査」⁹を実施した。障害者の学習活動の支援に関わる担当者が「いる」との回答は5.6%、組織が「ある」との回答は3.3%、障害者の学習活動の支援に関わった経験が「ある」との回答は14.5%となった。

障害者の学習活動の支援に関わった経験があると回答した施設において、支援経験のある学習分野としては、「文化芸術活動」（49.1%）「余暇・レクリエーション活動」（41.3%）「健康の維持・増進、スポーツ活動」（35.0%）の順に高くなっている。

障害の有無にかかわらず参加可能な生涯学習事業の実行が困難となる要因については、「ICTを活用した学習プログラムの開発・提供」（35.4%）、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」（32.3%）、「自宅等で学べる学習プログラムの開発・提供」（26.7%）となった。

(iv) 都道府県、市町村（地域生活支援事業）への調査

文部科学省は、平成30年度に「地方公共団体（地域生活支援事業担当）へのアンケート調査」¹⁰を実施した。

「学び（学習活動）」の支援を内容に含む地域生活支援事業については、【都道府県】においては、「社会参加支援」（175.9%）「地域生活支援促進事業」（103.4%）が¹¹、【市町村】においては、「手話奉仕員養成研修事業」（39.5%）「社会参加支援」（32.7%）「理解促進研修・啓発事業」（28.0%）が高い割合となっている。

具体的な「学び（学習活動）」の支援内容としては、【都道府県】【市町村】いずれにおいても、「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発、手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等、共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」（110.3%、122.1%）「余暇・レクリエーション」（75.9%、82.2%）が高い結果となった。

(v) 民間における障害者の学習支援の状況

学習機会の提供主体として、社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間団体の存在の果たす役割は大きい。その取組の全体像についての数値による把握はできていないが、例えば「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰においては、社会福祉

⁹ 全国の都道府県、市町村下の公立公民館、生涯学習センター等の社会教育施設対象。回答数 2,734 施設（公民館 80 %、生涯学習センター 10%、その他 10%）

¹⁰ 都道府県、市町村内の障害者福祉担当課、地域生活支援事業担当を対象。回答数は都道府県 29、市町村 838。

¹¹ 一都道府県から複数の事業の計上が可能な形式で回答を得たため、100%超の結果となっている。

法人が、障害児・者のスポーツ・音楽による自立や社会参加等の促進事業を行うもの¹²、障害者による伝統芸能の上演を国内外で行うもの¹³、企業が、障害の有無にかかわらず、誰もが科学に触れることができるよう科学体験・ものづくり講座を実施するもの¹⁴、企業の役員・従業員がボランティア団体を作り、全国の特別支援学校が参加する文化祭の開催を支援するもの¹⁵、障害者スポーツの大会に長年にわたり特別協賛をするもの¹⁶など、多様な取組が取り上げられている。

また、民間団体自らが生涯学習を支援する活動を行うものに加え、企業内で障害のある社員を対象とした研修を行うもの、受講費を徴収して通信教育の機会を提供するものなど、多様な学習支援の取組が行われている。

(3) 「障害者に関する世論調査」

内閣府は平成 29 年に「障害者に関する世論調査」を行った¹⁷。

「共生社会」の考え方について「言葉だけは聞いたことがある」又は「知らない」(53.3%)、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」(88.3%)に対し、「どちらかといえばそう思わない」又は「そう思わない」(7.2%)であった。

障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」(61.8%)、「ない」(38.2%)であった。手助けをした理由としては、「困っているときはお互い様という気持ちから」(61.7%)、「障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから」(51.9%)などが挙げられた一方、手助けをしたことがない理由としては、「困っている障害者を見かける機会がなかったから」(79.5%)などとなっている。

世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うかについて、「あると思う」又は「ある程度はあると思う」(83.9%)、「あまりないと思う」又は「ないと思う」(14.2%)となり、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見が改善されたと思うかについては、「かなり改善されている」又は「ある程度改善されている」(50.7%)、「あまり改善されていない」又は「ほとんど改善されていない」(41.5%)となった。

障害のある人がない人と同じように生活していくために必要な配慮や工夫を、企業などがどの程度行うべきと考えるかについては、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う」(25.6%)、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う」(23.5%)、「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う」(23.0%)などとなった。

¹² 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会（愛知県推薦）。

¹³ 社会福祉法人いわみ福祉会（芸能クラブ）（島根県推薦）。

¹⁴ ソニー・太陽株式会社（大分県推薦）。

¹⁵ 株式会社りそなホールディングス りそなグループ Re:Heart 倶楽部（全国特別支援教育推進連盟と連携し文部科学省推薦）。

¹⁶ 大同生命保険株式会社（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と連携し文部科学省推薦）。

¹⁷ 全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 3,000 人を対象（有効回収数 1,771 人（59.0%））に H29.8.3～8.13、調査員による個別面接聴取により、障害及び障害者に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため実施。

障害のある人のために企業や民間団体が行う活動についてどのようなことを希望するかについては、「障害のある人の雇用の促進」（66.3%）、「障害者になっても継続して働くことができる体制の整備」（62.3%）、「障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備」（49.0%）などとなった。

障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものについては、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」（48.1%）となり、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」（52.0%）、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」（50.4%）に次ぎ、3番目に高い割合となった。

第2章 障害者の生涯学習推進の方向性

1. 目指す社会像

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」

政府は、基本法において、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を掲げている。このことを学びの観点から説明すると、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」と言うことができ、とりわけ以下のような側面が重視されるべきと考える。

（1）誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会であること

知らなかったことを知ること、できなかったことができるようになること、そして人や社会とつながることは人間の根源的な喜びである。障害の有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要である。

しかしながら、障害者にとって、これまで生涯を通じて学ぶ機会が十分にあったとは言えない。特に学校卒業後においては、仲間と交流し日々の悩みを相談しながら、それぞれに合った学習を行う場が非常に限られていること、また、学びの場についての情報が適切に提供される体制となっていないことなどの課題がある。

現在、障害のある児童生徒に対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動（キャリア教育や自立活動の指導等）が展開されている。自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容については、特別支援学校や高等学校を含む後期中等教育段階（以下、「特別支援学校等」という。）で確実に指導を行うだけでなく、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ、本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう、条件整備を行う必要がある。生涯を通じて自己の発達や成長に向けて学び続ける環境の整備を図ることで、障害者の真の社会参加・自立を実現することが期待できる。

(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること

学ぶことや働くことなどの活動は、人々のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかかわらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。

その際、障害者を単に支援される側として一方的に捉えるのではなく、一人一人の多様な個性や得意分野を生かす視点が重要である。障害者が、一人一人の特性に応じて、得意分野の能力を開花させ、就労の場を含め、社会の中で誇りを持って活躍する可能性を広げられるよう、ICTも積極的に活用しつつ、多様な学びの場づくりに多様な主体が連携して取り組むことが必要である。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、障害のあるアスリートたちが自分の限界に挑戦し、世界の競合するアスリートに果敢に挑んでいく姿が各競技会場で繰り広げられることになるが、障害者に勇気を与えるこのような機会を大きな契機の一つとして捉え、障害者の学びをさらに推進し、障害者が地域とのつながりを持ちつつ様々な人々と共に学び、支え合って生きていくことができるようにすることが必要である。

2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点

このような社会の実現に向けて、障害者の生涯学習を推進するに当たっては、生涯学習が、スポーツ活動や文化芸術活動、就労に向けた訓練、又は働くことそのものも含め、多様な活動の中で行われる側面があることを念頭に置く必要がある。すなわち、生涯学習は多様な活動と切り離して推進できるものではなく、活動における学びにも着目して「障害者の生涯学習」の推進を図ることで、多様な活動の充実、質的向上が図られることを関係者が理解し、生涯学習・社会教育、学校教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等に携わる者が相互に連携していくことが重要になる。

そのことを踏まえた上で、特に以下のような視点を重視すべきと考える。

(1) 本人の主体的な学びの重視

障害者の間では、「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing about us without us)」という考え方が大切にされている。障害者権利条約の起草の過程においても、この考え方が尊重され、障害者団体も発言の機会を得て参画した。

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、障害者の学びの環境整備を行うに当たっても、本人の学ぼうとする意志を出発点に、本人が学びたいことや課題を自ら発見して取り組む学習とすることが重要である。

そのためには、本人の学びの動機や主体的な参画に重きを置くとともに、支援者は本人のニーズに合った支援を行うことが求められる。また、学習の企画の段階から実施まで本人が継続的に関わることは、真に障害者のニーズに沿った学びの場づくりを行う上で大きな意義がある。

(2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化

学校教育を通じて身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要である。障害のある生徒が望む将来の進路目標に基づく個別の教育支援計画について、卒業後の進路先等への引き継ぎ・活用を図る等、学校教育から卒業後の学びに円滑に移行するための仕組みを強化する必要がある。

(3) 福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化

障害者は学校卒業後、企業等において就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多い。日々の生活において円滑かつ継続的に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びと福祉や労働、医療などの分野における取組との連携を強化する必要がある。

(4) 障害に関する社会全体の理解の向上

社会全体で共生社会の実現に向けて取り組むためには、障害者の学びの場づくりを進めることと並行して、障害に関する社会全体の理解の促進を図ることが極めて重要である。障害者がどのようなことに困難を感じており、どのような配慮や支援があれば周りの人と共に学んだり交流したりしやすくなるのか、といったことについて、家族や支援者などの関係者だけでなく、社会全体の理解を進め、障害の有無にかかわらず共に生きる「共生社会」の実現につなげていく必要がある。

第3章 障害者の生涯学習を推進するための方策

「第1章2. 障害者の学びを取り巻く現状と課題」で述べたとおり、障害者の生涯学習に携わる人や組織の整備はいまだ不十分であり、学校卒業後の学びの場やプログラムが不足している状況を踏まえ、障害者の生涯学習の推進に向け、学びの場づくり、障害に関する理解促進、取組を推進するための基盤の整備の観点から取り組むべき方策を以下に提言する。

1. 学校卒業後における障害者の学びの場づくり

(1) 学校から社会への移行期の学び 〈視点1〉

学校教育から卒業後における学びへの接続を円滑化するとともに、卒業後の学びの機会の充実を図る必要がある。

特別支援教育を行う学校においては、障害のある生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育やキャリア教育の充実が図られている。

本人アンケート調査においては、障害者本人の最終学歴は、全体として「高校卒」(30

%)と「大学卒」(24.2%)が多い傾向にあったが、知的障害及び発達障害(自閉症あり)と回答した者については、「特別支援学校高等部卒」(46.2%, 21.3%)が多くなっている。

知的障害のある生徒について、平成30年度の特別支援学校高等部卒業後の状況は、就職6,338人(34.0%)、施設・医療機関11,267人(60.3%)が大半を占めており、大学・短大・高等部専攻科・専門学校への進学者数は90人・進学率は約0.5%となっている。

知的障害者等の中には、高等部卒業後も引き続き教育を受け、多様な生活体験・職業体験を行ったり、他者とのコミュニケーションを行ったりする中で生活や就職の基盤となる力を身に付け、成長したいと考える者もいる。

しかしながら、現状において継続的な学びの場は少なく、卒業後すぐに就職したが、適応できずに早期に離職することになったり、自らの能力を十分に発揮する機会に必ずしも恵まれないまま過ごしたりする場合もあることなどが指摘されている。

こうした中、昨今、障害福祉サービス等と連携して、学校卒業直後の一定期間、学びの機会を提供する例が見られる(※ 確認できた範囲では、平成30年度時点で41か所)。本人アンケート調査においては、メディア・学習拠点の活用経験と比較して今後のニーズが高いものとして「障害福祉サービス事業所等の講座、余暇活動」(+1.1ポイント)があり、特に、知的障害、発達障害(自閉症あり)のある者の「障害福祉サービス事業所等の講座、余暇活動」のニーズ(30.7%, 32.6%)が、他の障害種と比較して突出して多くなっている。

こうした状況も踏まえながら、国においては、学校から社会への移行期の学びに関する支援方を立案する必要がある。

① 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実 (学習指導要領を踏まえた取組の推進)

特別支援学校小・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領では、学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図る観点から、新たに、

- ・ 生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報の提供に努めること
- ・ 生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮すること

が盛り込まれた。

同解説では、「引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合える活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切」とされている。

これらの内容も踏まえ、例えば、特別支援学校在学中から、生徒に対し、地域の社会教育施設等における学習機会に関する情報提供を行ったり、学校の休業日に生涯学習に関するプログラムに参加することを促進したりすることにより、学校段階から生涯学習への意欲の向上を図り、特別支援学校と卒業後の学びの継続・連携を図ることが重要である。

その際、例えば、教育委員会が地域の社会教育施設等における学習機会に関する情報を整理して学校に提供することや、学校運営協議会等を活用しながら学校と地域が連携・協働し、学校や地域の実情に応じ、学校運営の方針や現状と課題を協議する中で地域の社会教育施設等における学習機会に関する情報を整理して互いに共有したり、卒業後の学びについてイメージできるよう、卒業生との交流機会を設けたり、卒業後の学びを支援する関係団体が外部講師として教育活動に参画したりすることも有効であると考えられる。

特別支援学校の教員が、生涯学習への意欲を高める指導や、社会教育その他様々な学習機会に関する情報提供、生涯を通じて豊かな生活を営むことができるような配慮を適切に行うことができるよう、国において、特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項¹⁸について、教育委員会、特別支援学校向けに周知していく必要がある。

(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)

現在、多くの特別支援学校においては、卒業生の様子（例：就職先での状況など）をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援に取り組んでおり、国においても、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成 29 年 4 月 7 日 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長等通知）を発出し、障害のある生徒が学校卒業後、円滑に次のステージに進めるよう、こうした取組の充実を促しているところである。

学校によっては、こうしたフォローアップの一環として、仕事への適応や上司・同僚とのコミュニケーション等の不安などに対応するため、卒業生の学びの場（例：職場報告会、生活設計・雇用制度・職場でのコミュニケーションの学習など）を提供している例も見られる。

今後、特別支援学校等の教員、卒業後の学びを支える社会教育関係者の双方が、学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行の重要性について理解を深めることが重要であり、各地域の（自立支援）協議会や、国が平成 31 年度予算により、全国 5～6 か所程度で実施しようとしている「共に学び、生きる共生社会コンファレンス¹⁹」（以下、「コンファレンス」という。）等の場において、教員と社会教育関係者の双方の参加を得た上で協議することも考えられる。

② 移行期に求められる学習内容

本人アンケート調査においては、移行期（18～24 歳）の学習経験としては、「余暇・レクリエーション活動」（40.5%）が最も高い結果となったが、今後の学習ニーズとしては、「社会生活に必要な知識・スキル（自立した生活のための学習）」（34.6%）が最も

¹⁸ 参考資料 10 参照。

¹⁹ ①障害理解の促進、②障害者の学びの場の担い手の育成、③学びの場の拡大を目的に「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」実施団体に委託する形で実施予定。参考資料 15 参照。

高く、「個人の生活に必要な知識・スキル（日常生活を向上させるための衣食住等の学習）」（31.0%）も高い結果となっている。また、学習した理由としては「様々な経験を通して成長するため」（59.3%）が最も高くなっている。

学校から社会への移行期の学習内容としては、このことも踏まえつつ、例えば、

- ・学校教育を通じて身に付けた資質・能力をさらに発展させるための学習
- ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性を持って物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習

などの充実を図ることが重要と考えられる。

学校卒業後における障害者の学びに関するプログラムは、各実施主体において、本人のニーズや障害の状態、特性、心身の発達の段階等も踏まえ策定するものであるが、国において、学校から社会への移行期における学習内容の例や、ライフステージにおいて生じる課題への対応に向けた学習内容の例を示すなど、各実施主体が学習プログラムを策定する上で一般的に留意すべき観点を整理して示すことは有効であると考えられる。

<プログラム策定に当たって留意すべき観点例> ※主に知的障害者を想定

ア 学習の目標（育成を目指す資質・能力）

例：「自分で考え決定し行動する力」や「人や社会と関わる力」など

イ 特に重要と考えられる学習内容

例：・学校教育を通じて身に付けた資質・能力の維持・開発・伸長に関する活動

- ・就業体験・職場実習
- ・多様な生活体験や社会体験
- ・性に関する学びや防犯教育
- ・教養，文化芸術，スポーツ

ウ 効果的と考えられる学習方法

例：・自ら主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する学習

- ・自分たちで学習や交流を企画する学習

③ 学校卒業後の組織的な継続教育の検討

本有識者会議における検討を通じて、特別支援学校等の学校を卒業した後、一般企業での就労や障害福祉サービスの利用のほか、一定の場において学習を継続する選択肢が欲しいとの希望が障害者本人や支援者にあることが確認された。

継続的な学習機会の確保に向けて、本有識者会議では、障害福祉サービスと連携した学びの場づくりと、大学における知的障害者等の学びの場づくりについて検討を行った。今後、国の行う「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究²⁰」（以

²⁰ 参考資料 16-1 参照。

下、「実践研究」という。)の成果も踏まえながら、より具体的に検討を進める必要がある。

(障害福祉サービスと連携した学びの場づくり)

学校卒業後に、生活や就労の基盤となる力を身に付けるための学習を継続して行いたい者の願いと、日常生活や社会生活を支援する障害福祉サービスの各事業の目的は共通する部分が多い。

社会福祉法人、NPO 法人等が自立訓練や就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）等の障害福祉サービスを行う中で、実態として、学校卒業後の一定期間、重点的な学びの機会を提供している取組がある。このような取組の強みとしては、自由度の高いプログラム運営を行う中で、本人のニーズに寄り添いながら、障害福祉サービス等を効果的に活用して障害者への訓練や就職支援を行うほか、柔軟に学びの機会を提供できることがある。一方、課題として、学びの支援を行う専門職員の確保を含めて、取組内容が個々の団体の経験等によるところが大きくなり、障害福祉サービス等との効果的な連携のノウハウやプログラムが共有されていないことなどが挙げられる。

このため、国は今後、30 年度に行った地域生活支援事業における学びの実態把握に加え、他の障害福祉サービスの関係事業における学びに関する活動の実態を把握した上で、実践研究等も有効活用しつつ、障害福祉サービスとの連携を図った効果的な学びの場づくりを推進する必要がある。

(大学における知的障害者等の学びの場づくり)

障害に関する国内法の整備や社会全体の障害に対する理解の浸透に伴い、大学における障害のある学生の在籍者数も近年増えており、修学支援の取組の充実が求められている。国においても、平成 29 年に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」において、障害者差別解消法で示された「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についての大学における基本的考え方や留意点等を示すなど、大学の取組の促進を図っている。

障害のある学生の支援に係る関係機関の連携を強化し、個々の大学における受入れや修学支援の充実、修学・就職支援等に必要なノウハウの蓄積・開発・共有、就労移行の円滑化による社会進出の促進を図っていくことが重要である。

そのうち、知的障害者については、平成 30 年度の特別支援学校高等部卒業後の進学率が 0.5%であることや、高等部卒業後も教育機関において継続的に学びたいとする意見があることを踏まえ、対応を検討する必要がある。

特別支援学校高等部卒業後における知的障害者等の学びについては、障害福祉サービスと連携して実施しているものや地域の社会教育施設における学習機会等があるが、大学における学びの場づくりも、本人のニーズを踏まえた対応の一つの有力な選択肢となりえる。我が国においては、知的障害者等の大学在籍者は少数であり、一部の大学において、一部の研究者を中心にオープンカレッジや公開講座を活用した多様な学びの機会を提供している例がある。

諸外国の状況を見てみると、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、中国、韓国等

において、多様な形態で、知的障害者の大学での学びを提供してきている。単位や学位の取得を目指すものも一部あるが、多くは聴講生の形態で大学の講義を受講するものとなっている。また、知的障害者のみが受講する講義もあれば、知的障害者が一般の学生と共に受講する講義もある。

大学においては、諸外国の状況も参考にしながら、その自主的な判断により、公開講座等の機会の提供など、多様な学びの機会を提供することが考えられる。国においては、知的障害者等の学びの場を継続的につくるためにはどのような準備が必要となるのか、知的障害者等の学びの場を大学に設けることで大学にどのようなメリットがあるのか、社会的な効果としてどのようなことが考えられるか、といった観点から、実践的な研究を行うことが求められる。

(2) 各ライフステージにおいて求められる学び 〈視点2〉

障害者が社会生活を送る上で様々な課題に直面し、一旦就職しても職場になじめず早期に離職する場合もあり、生涯の各ライフステージにおいて生じる様々な課題や障害者本人の困り事の解決に向けた学習の場や、地域で仲間と過ごせる交流の場、職業的な学びを行うリカレント教育の機会²¹が求められている。

これまでも、公民館や特別支援学校、大学等において障害者の生涯学習の場づくりに取り組む例はあるものの、障害者にとっては、休日等に地域での学習活動に参加するなどの機会が少なく、選択肢も十分でない状況にある。現に、実態調査の結果では、学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムについて、特に市町村等における取組は低調な状況にある。

本人アンケート調査においては、生涯学習の経験者は全年代を通じて「様々な経験を通して、成長するため」(45.8%)、「暮らしの中で生じる課題の解決を図るため」(39.4%)、「健康の維持・増進のため」(38.0%)に学習する者が多くなっている。また、「現在の、または当時就いていた仕事において必要性を感じたため」との回答も28.6%となっている。55歳以上の「オールドアダルト」では「健康維持・増進のため」(49.4%)学習を実施している者が特に多くなっている。

これらを踏まえ、「就労の場」や「生活の場」だけでなく、仲間と共に新しいことを学んだり、スポーツや文化芸術活動に親しんだりするほか、職業生活に関わる学習を行うなど、生涯の各ライフステージを通じて、就労や生活を支える「学びの場」づくりを推進する必要がある。

① 各ライフステージで求められる学習内容

生涯のライフステージで求められる学びの機会充実に取り組むに当たり、重要な視点として、親からの自立を見据えることが挙げられる。どのような障害があっても、必要な支援を得ながら、地域において自立して生活できるようになることを見据えて、学び

²¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるような、リカレント教育を抜本的に拡充する」とされている。

の場づくりを推進していく必要がある。

また、地方公共団体等実態調査の結果では、都道府県、市町村、特別支援学校いずれにおいても、今後提供したい事業・学習プログラムとして、「社会生活、職業に必要な知識・スキル（資格や免許に関すること、社会保険（年金・保険等）や住民福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等）」が高い割合となっている実態も踏まえつつ、国においてプログラム開発の支援を進めることが求められる。

<プログラム策定に当たっての留意すべき観点例> ※主に知的障害者を想定

ア ライフステージの考え方

例：青年期・成人期・高齢期などの生活年齢に基づく一般的な区分のほか、個人の障害の状態や特性、環境因子が影響する生活機能の状態を考慮

イ 学習の目標（育成を目指す資質・能力）

例：各ライフステージにおける課題に対応するための力として、「自分で考え決定し行動する力」や「人や社会と関わる力」 など

ウ 重要と考えられる学習内容

例：「個人の生活」「社会生活」「職業」の各々に必要な知識・スキルや、スポーツ、文化芸術、教養に関することなど

※ その際、多様な学習内容が想定されるため、一定の類型（例：「知識や経験を広げる学習」「自立生活に関する学習」「就労に向けた学習」「コミュニケーションを豊かにする学習」など）に即して整理することも検討

エ 効果的と考えられる学習方法

例：・日常生活に根差した生活課題を取り上げて学ぶ学習
・講義だけでなく、学習者による活動や発表等も組み込んだ、主体的・協働的な学習
・仲間や多様な人々との交流学习
・資格取得に向けた学習 など

学習プログラム策定に当たっては、<視点1>の学校から社会への移行期の学び、<視点2>の各ライフステージにおいて求められる学びに共通して、以下のような点に留意すべきと考えられる。

- ・ 本人が学びたいことを起点としたプログラム構成としていくことが重要である。本人の興味・関心を喚起する内容とすることで主体性が引き出され、本人の決定に基づく、社会の様々な活動への主体的な参画を行うための基盤を形成することが期待される。
- ・ 本人が自らの成長を確認しながら進めることができるようなプログラム構成とすることが望ましい。
- ・ 障害の状態や特性、心身の発達段階、地域ごとの課題に対応して内容を組み立てら

れるような構成とするのが望ましい。支援者が一方的に作りこみすぎないようにすることも重要である。

- ・ 学習効果の把握による学習内容や方法の改善方策等についても留意すべきである。学習効果の把握においては、学習の目標として掲げた内容に関する効果以外の、周辺に生じる変化についても把握することが望ましい。
- ・ 一定の学習プログラムを修了したら修了証を授与するなど、次のステージに進むことができるような構成とすることが望ましい。
- ・ スポーツや文化芸術活動においては、それらの活動を通じた人格形成の機能が十分に発揮されるよう、活動のプロセスを丁寧に支援していくことが望ましい。

② 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進

各ライフステージにおいて求められる学びの機会の充実に向けて、多様な学びの場の整備に取り組む必要がある。障害者の学びの機会をどのような方法で提供していくかについては、各分野の垣根を越えて社会全体として受け止めるとともに、地域ごとに直面する課題や学習機会を提供できる主体も異なることにも留意しながら対応する必要がある。また、持続可能性確保の観点からは、地域の多様な主体による学習機会の提供が行われることが望ましく、多様な主体間の相互の連携も重要である。

(公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等)

本人アンケート調査において、学習経験と比較して今後のニーズが高いものとして、「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室」がある。

社会教育施設等における講座等を場とした学びについては、社会教育主事等や社会教育施設という人材と場がある中で、地方公共団体による継続的な学びの場が提供できることがメリットとして挙げられる。

一方、課題としては、公民館や生涯学習センター等で行われている障害者青年学級での学習を希望する障害者数が増加する一方、障害の多様化や参加者の高齢化が進むとともに、スタッフ、ボランティアが不足していることなどがあり、本人の自主的な活動の促進や、人材の育成・確保が必要である。

また、社会教育主事等をはじめとした関係者のノウハウ等が必ずしも十分でないことを踏まえ、障害者の生涯学習に関する理解を促進し、専門的知見を有する関係機関・団体等との連携も図りながら、学びの場をつくることも求められる。

(特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場)

特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場においては、母校である特別支援学校の施設設備やノウハウ、人的ネットワーク等を有効活用することができる。

卒業生の主体的な学びへの参画の促進を図ることや、地域の企業や地域住民などの協力を得て継続的に取り組むことができるようにすることが肝要であり、そうした者がスタッフとして組織的に参加できる仕組みづくりが重要である。また、教員が関与する場合、勤務形態を含めた教員の働き方への配慮が必要である。

(大学のオープンカレッジや公開講座)

大学を場としてオープンカレッジや公開講座を行うことで、本人がモチベーションを高く持って参加することができること、大学の研究機能を活用し、研究成果を広く情報発信することができるといったことが期待される。

一方、担当教員任せでは持続が困難であるとの意見もあることから、大学としての組織的・継続的な取組としていくことが期待される。

(社会福祉法人、NPO 法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場)

本人アンケート調査において、日中の活動状況について「障害者のための通所サービスを利用している」(11.4%)と回答した者が比較的多くなっており、中でも、知的障害(40.3%)、発達障害(自閉症あり)(23.8%)において高くなっている。

このことも踏まえ、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、地域生活支援事業等の障害福祉サービス等との連携の効果的な促進に向け、先進的な事例も踏まえつつ、連携可能な事業のメニューや、連携に当たっての留意点などを具体的に提示することも考えられる。

また、学齢期の放課後の学習については、放課後等デイサービスを実施する中で障害のある児童生徒の学習が行われていたり、放課後児童クラブや放課後子供教室において障害の有無にかかわらず共に学ぶ取組が行われていたりする実態も踏まえ、障害福祉サービス等と連携した放課後の学習に関する優れた実践事例の研究を行うことも期待される。

(3) 障害の特性を踏まえ特に考慮すべき事項

学校卒業後における障害者の学びの場づくりを行うに当たり、一人一人のニーズや特性に寄り添いながら学びの場づくりを行っていくことが求められる。

ここまでは特に知的障害者を主に想定した学びの場づくりについて述べてきたが、障害者の生涯学習を推進するに当たっては、障害種ごとにその特性を踏まえた配慮が必要となる。

(視覚障害者の学び)

視覚障害者の学校卒業後の活動状況は、社会参加が実現している者もいればそうでない者もいる状況であり、前者の多くは視覚障害のみ、後者は主に視覚障害と他の障害が重複している状況にあつて、施設入所や在宅等の場合が多いとの指摘がある。特に後者の場合にあつても学びへの参画が進むよう、本人のニーズを踏まえた学びの場づくりが望まれる。

視覚障害者が利用しやすい形態で提供されている、点字図書、大活字本、録音図書や電子書籍はいまだ少ない状況にあり、国や地方公共団体においては、視覚障害者の読書環境の整備を推進する必要がある。

視覚障害者については、先天性か中途失明かによっても学びに関するニーズが異なることがある。個のニーズを踏まえるとともに、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の充

実に向けた環境整備を行うことが求められる。

(聴覚障害者の学び)

聴覚障害者には、音声小さくなって聞こえる伝音性難聴（補聴器装用の効果が得られやすい）と音声がゆがんで聞こえる感音性難聴（補聴器装用の効果に個人差がある）、そのいずれをも併せ持つ混合性難聴があり、それぞれの聞こえ方の違いを踏まえた支援が求められている。

聴覚障害全体に共通して求められる学習プログラムとしては、各自が直面する障壁や必要な配慮について意思表示する方法を学ぶプログラム、主体的に学ぶ機会の確保や拡充につながる ICT の利活用に関する学習プログラムの提供等が挙げられる。

また、先天性の聴覚障害者については、日本語（読み書き）と意思疎通の方法等に関するプログラムが、中途失聴者については、聴覚障害などに関わる社会資源（福祉サービス等）やコミュニケーション等を学ぶプログラムが求められており、そうした状況も踏まえた学習プログラムの開発が期待される。

(肢体不自由者の学び)

肢体不自由者については、身体の動きの困難により、移動手段の確保や環境の整備状況により、様々な社会的体験をする機会が少ない状況や健康の維持・増進に向けて取り組むことが少ない状況があり、本人が自ら他者と関わり体験することによる学びを推進することが望まれている。

肢体不自由者の学びについては、障害の有無にかかわらず社会の中で共に学ぶことができるような環境の整備を行うことが肝要であり、学びの場に参画する際に必要となる支援が適切に提供されるようにしていくことが重要である。さらには、外出せずに自宅でできる学習の推進なども重要な課題である。

(難病患者等の学び)

難病患者等²²が地域で尊厳を持って生きることのできる環境づくりが必要である。そのためには、難病患者等自身が自分の病気について正しく知り、病気に立ち向かう心を持てるようにすることや、同じ病気を持つ患者同士の交流や意見交換の場を設けること、さらには、地域における難病患者等への理解を広めることが求められている。また、自分の病状やできないこと、手伝ってほしいことを周囲の人たちに伝え理解を得る力を育むことも重要である。こうしたことを念頭に置き、難病患者等が必要な支援を得ながら地域で学ぶことができるよう、取組を進める必要がある。

なお、先述の医療的ケア児への支援の在り方は、難病患者等の卒業後の学びの場づくりにおいても同様に参考になるものと考えられる。

²² 難病・長期慢性疾患、小児慢性特定疾病の患者を対象として想定している。

(精神障害者の学び)

精神障害者の学びの場として、本人や経験者がピアサポーターとして関わりながら、精神疾患に関する経験や今困っていること、考えていることなどについて学習者間で共有し、交流するようなプログラムがある。そうしたプロセスが、自らの特性を理解し、夢や希望を持って生活する力を身に付けることや、社会への復帰（リカバリー）に向けた意欲を喚起することにつながる。

イギリスの国民保健サービスの一つであるリカバリーカレッジは、治療的アプローチではなく主体的に学ぶことでリカバリーを目指す実践であり、①本人と支援者が共に企画・実施している、②参加者が自分の能力・強みに気づき活用できるよう支援している、といった特徴を持つ。リカバリーや生活満足度の向上、カレッジへの参加後は入院等の医療サービス利用の減少による医療費削減等の効果があったとする研究がある²³。こうした実践も踏まえ、精神障害者のリカバリーを目指す学びの場づくりが求められる。

(発達障害者の学び)

発達障害者の学びについては、自分らしく社会に参加するために、その基盤となる力を養うことが重要である。具体的には、自分や社会のことを知ること、それにより自分らしさを獲得していくこと、自分で回復する力を身に付けること、自分に合った就労のスタイルを見つけることなどが重要である。また、人生を豊かにする活動を行うことで、対人交流や社会参加のモチベーションの向上を図ることも重要である。その際、興味や意欲を喚起する内容をテーマとして取り上げることや、ありのままの自分を、多様な方法で自己表現する経験をすること、自分のペースで社会に参加すれば良いことを理解することなどに留意する必要がある。

そうした活動を行う上で、感覚や思考、経験、特性が類似するピアサポーターがいることで、本人と一緒に活動やサポートがしやすくなるため、ピアサポーターの確保が有効である。多様な生き方が肯定され、自分に合ったロールモデルと出会うことができるような学びの場づくりが求められる。

(重度・重複障害者の学び)

東京都重症心身障害児（者）を守る会の各分会の協力を得て、地域ケアさぼーと研究所が実施した調査（平成28年）によれば、重度・重複障害者の生涯学習ニーズとして、音楽を楽しむことや健康・体づくり、アロマセラピー、読書活動等が挙げられた。重度・重複障害者が、学校卒業後も生活年数を重ねることで感情の表現なども豊かに成長することに鑑みると、ICTを活用した意思伝達、意思表示装置を使用した学習や、タブレット端末を活用した音楽に関する学習、身体活動等に関するプログラム開発を行っていくことも重要と考えられる。

学校における医療的ケアについては、医師や看護師と連携した校内支援体制を構築するとともに、医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実

²³ 国立大学法人長崎大学による実践研究事業より。

が図られている。また、医療的ケア児の生活の向上を図るため、福祉の事業所等における医療的ケア児の受入れ促進や、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の養成、支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制の構築が進められている。こうした取組も参考にしながら、卒業後の学習支援方策について検討することが重要である。

視覚障害と聴覚障害が併発した盲ろう者についても、そのニーズ・課題を踏まえたプログラム開発が必要である。日本の推定手帳交付盲ろう者数は14,000人強²⁴であると言われているが、盲ろう者に対して効果的な教育や職業訓練等が確立されておらず、盲ろう者の社会参加は極めて厳しい状況にある。盲ろう者は学校卒業後、地域の盲ろう者団体主体の学習会等に参加する場合もあるが、学びの場は都市部が中心である等、活動自体が極めて限られている状況にある。

重度・重複障害者にとっての学習は、人や社会とのつながりを持つ上でも大変重要なものである。本人や保護者、支援者には、学校に就学している間にできていた学習や周りの人との交流を卒業後も継続したいとの希望が極めて強いことも念頭に置いて、学びの場づくりを進める必要がある。

このほか、本有識者会議においては、在宅での学習活動に係る意見もあったことから、文部科学省においては、関係省庁との連携も図りながら、在宅での生涯学習の機会を設ける取組について、障害者にとっても学びやすい遠隔学習の在り方も含めて、優れた実践事例から研究を進める必要がある。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、共に交流し学び合う環境を整備することが重要である。

障害者権利条約では、障害者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することや、合理的配慮が障害者に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。

国内法としては、教育基本法第3条（生涯学習の理念）、第4条（教育の機会均等）、第12条（社会教育）の規定のほか、障害者基本法第3条では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」等の内容が盛り込まれている。

また、障害者差別解消法では、国・地方公共団体等や事業者における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、差別解消のための措置等が盛り込まれている。これらを受け、学校段階での差別解消のための取組は進展しつつあるが、生涯学習分野での取組は十分に進んでおらず、今後の課題となっている。

生涯学習の分野においては、学びの場における施設・設備面における環境のバリア、学習機会の提供主体等の「障害」に対する理解や合理的配慮に関する知識の不十分さによる

²⁴ 平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「盲ろう者に関する実態調査」より。

意識のバリア，学びの場にたどり着くまでの情報や学習に参加した際の情報保障の不十分さによる情報のバリアが存在し，本人や保護者は，周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱えていることが指摘されている。これらに加え，学習機会の提供主体の運営費が，補助金や助成金等の外部の資金により賄われることが多く安定的な財源がないこと，参加する本人の所得が必ずしも高くなく，様々な機会への参加が困難であることといった，経済のバリアについても指摘されている。

これらを踏まえ，障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりに向けて，生涯学習分野における「環境」，「意識」，「情報」など様々な面でのバリア²⁵を解消していくことが必要である。

（１）生涯学習分野における合理的配慮の推進

学校段階だけでなく卒業後においても，障害の有無にかかわらず交流する機会や，共に学ぶ機会を広く整備していくことが必要である。

合理的配慮は，一人一人の障害の状態や必要な支援，活動内容等に応じて決定されるものであり，本人・保護者とよく相談し，可能な限り合意形成を図った上で決定し，提供されるものである。「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月。以下「対応方針」という。）等も踏まえ，学習プログラムの提供主体が不当な差別的取扱いをせず，合理的配慮を行うよう，国は，生涯学習の場における物理的環境，人的支援，意思疎通（筆談，要約筆記，読み上げ，手話，点字等）などの考え方も含め，合理的配慮の在り方等について，調査研究等を通じて明らかにすることが求められる。その際，各障害の特性やニーズにも留意し，障害の有無に関係なく学べるような「学びのユニバーサルデザイン」を目指すべきである。

地方公共団体においては，その主催する講座の内容を合理的配慮の観点から見直し，可能な限り障害の有無にかかわらず共に学ぶ場としていくことが望ましい。

また，支援者側の配慮と同時に，本人も能動的に「自己選択」，「自己決定」ができるよう，学校在学中から，自ら能動的に関わるスキルの習得に向けて，丁寧に指導していくことも必要である。

（２）多様な形態の「共に学ぶ場づくり」

（フォーラム等の開催）

文部科学省が平成30年度に実施した「超福祉の学校 ～障害をこえてともに学び，つくる共生社会フォーラム～」は，障害者本人による表現や学びの成果発表等を通じて，支援者や関係者の学び合いを促進するとともに，関心の薄い層も広く巻き込み，共生社

²⁵ 以下，本有識者会議においてヒアリングを行った，株式会社ミライロの整理に基づく。

【環境のバリア】エントランス，階段，トイレ等のバリア，駐車場などアクセス面の不便，点字ブロックが敷設されていない，命を守るための設備が保障されていない。

【意識のバリア】申込みや参加を拒否する差別的取扱い，施設や教室までの誘導やサポートがない，規則やルールへの柔軟な対応を行わない，電話やメールでの問合せができない。

【情報のバリア】口話，筆談，手話等による情報保障が不足，点字版や拡大された資料がない，限られたコミュニケーション手段やツール，バリアフリーかどうか事前にわからない。

会の実現に向けて共に学ぶ場として、有意義な成果を収めた。

今後も、スペシャルサポート大使²⁶の協力も得ながら、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりの一環として、また、共生社会の実現に向けた啓発の観点からも、本人が企画に参与するこのようなフォーラムを継続していくことが重要である。その際、関係省庁との連携を図るとともに、メディア等の協力も得て、本人、支援者、地方公共団体、関係機関・団体等に広く周知し、取組の効果が十分に共有されるようにすることが求められる。

(カフェ等の取組)

近年、社会教育施設や福祉施設等の中に、障害者が働く喫茶（カフェ）が増加してきており、全国 600 か所以上存在すると言われている²⁷。こうしたカフェのように、障害者の就労の場の中には、住民が交流し学び合う場としても機能する可能性のあるものがあり、障害の有無にかかわらず共に学び活動する場としてこのような取組を推進することも有意義であると考えられる。

また、サービス付き高齢者向け住宅や障害児入所施設、訪問介護施設などのほか、天然温泉やキッチンスタジオなど周辺地域から人を呼び寄せる多様な施設を「ごちゃまぜ」をコンセプトに集積し、高齢者や障害者が住みやすいだけでなく、地域の人々と自然な形で交流する町づくりを行う取組²⁸がある。多様な人が関わり合うことは、相互に支え合いながらそれぞれの立場から地域社会に参画することを実現する前提となるものである。こうした取組について、共生地域のモデルとして普及していくことも有効であると考えられる。

(障害者スポーツの推進)

スポーツの分野では、障害者が身近にスポーツに親しめる環境を整備することにより、スポーツを通じた共生社会の実現を目指している。その中でも、障害のある人となない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進の観点から、ポッチャ競技のように障害の有無にかかわらず共に競技できるスポーツを推進することは有益である。また、「スペシャルオリンピックス日本」が行っているユニファイドスポーツ²⁹のように障害のある人、ない人との交流やお互いを理解し合うような取組を促進することも有効と考えられる。

²⁶ 障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発への協力を得るため、文部科学大臣が任命した、8名の著名な障害者本人や支援者。

²⁷ 『障がい者生涯学習支援研究』第2号(2018年3月)所収の小林繁「障がい者生涯学習支援をどう捉えるか」より。

²⁸ 社会福祉法人佛子園（石川県）。

²⁹ 「ユニファイドスポーツ」とは、スペシャルオリンピックス日本が行っている取組の一つで、知的障害のある人、ない人がスポーツの練習や試合を一緒に行うことにより、スポーツを通じて喜びや悔しさ、達成感など様々な経験を共有することによりお互いの理解を深め友情を育むことを目指したもの。ユニファイドサッカーやユニファイドバスケットボールなど様々な競技で行われている。

(障害者による文化芸術活動の推進)

近年、障害者による文化芸術活動に注目が集まっており、日常的に文化芸術活動に親しむものから、文化芸術活動による国際的な交流を行うものまで、多様な事例が見られるようになってきている。

平成30年6月には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布、施行された。当該法律においては、「国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる」ようにすること、「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること」、「地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進すること」などが基本理念として掲げられている。

障害者の生涯学習推進の観点からも、文化芸術活動の一層の推進が求められる。

(3) 多様な社会参加の在り方の提示

障害者の社会参加には、企業等での一般就労以外にも、ピアサポーターとして同様の障害に困難を感じる者に対する支援を行うことや、障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチの取組を通じてものづくりやまちづくり等に協働的に参画することなど、多様な形がある。自分の得意なことを生かしながら、希望に応じて、多様な形態で社会参加ができることを、あらゆる場を通じて発信するとともに、そのために必要な場づくりを進めていくことが重要である。

3. 障害に関する理解促進

障害に関する社会全体の意識向上は、政府をあげて取り組む必要のある課題であり、文部科学省においては、生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術の振興を図る中で、障害に関する理解促進を図る必要がある。障害に関する理解促進を図る上では、一般的知識や理解にとどまらず、障害者一人一人を個性のある人として理解し、尊重する態度を養うことが重要である。

(1) 学校教育段階における障害に関する理解促進

学校教育においては、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるような条件整備を進めるとともに、個々の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導ができる教育システムの整備を推進している。障害の有無に関わらず共に学ぶことにより、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができると考えられる。

学校教育段階からの障害に関する理解を促進する上で、学校、教育委員会が中心となって「心のバリアフリー学習³⁰」を推進することも重要である。子供たちが多様性を受け

³⁰ 障害のある子供とない子供が交流し、共同で学習することにより、双方に豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ、「心のバリアフリー」の実現に向けた学習。

入れ、互いに協働する力を身に付けることができるよう、小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、交流及び共同学習の機会を設けることなどを規定している。

平成30年2月には、文部科学省の「心のバリアフリー学習推進会議」において、「学校における交流及び共同学習の推進について」として、学校における教育を展開するための具体的施策についてまとめられた。これに基づき、文部科学省においては、心のバリアフリーに関する事業の実施、「交流及び共同学習ガイド」の改訂等を行うこととしている。また、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート」を作成することが予定されている。こうした取組を通じて、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会の充実を一層図っていくことが重要である。

(2) 多様な主体と連携した社会における障害理解の促進

障害者の学びの推進を図るに当たっては、学びを最も身近で支える行政機関である地方公共団体（障害者学習支援担当）職員の障害に関する理解を深める必要がある。このために、地方公共団体（障害者学習支援担当）職員向けの普及啓発資料の作成や当該職員向けの人材育成研修の継続的な実施などが重要である。

あわせて、地域における障害及び障害者への理解を深められるよう、障害者学習支援担当が障害福祉担当等とも連携を図りながら、生涯学習・社会教育関係者や住民等に対して普及啓発を図ることが望まれる。

その際、全国各地にある、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す（新・社会福祉協議会基本要項）」社会福祉協議会（以下、「社協」という。）と連携・協働を図ることが望ましい。全国各地の社協では、ボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティア活動の希望者への情報提供、ボランティアグループやNPOによる活動の支援などを行っている。また、各地域に根差した形で地域福祉の推進を図っている。行政機関が社協と連携・協働を図ることで、地域福祉の担い手のネットワークを生かした、地域に根差した有効な啓発とすることが期待できる。

また、市町村の社協においては、学齢段階から幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動を中心としたボランティア活動を進めることで、子供たちが様々な人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育む福祉教育・ボランティア学習を展開している。さらに、最近では小・中学校や高校などと協力して地域の福祉課題について子供が自ら気づき、主体的なかかわり方を考える「サービスマーケティング」（社会活動を通して市民性を育む学習）の手法を取り入れた活動などにも取り組んでいる。地方公共団体においては、障害者学習支援担当を中心に、こうした取組とも連動させながら、地域における障害に関する理解促進を図ることが望まれる。

国においては、地方公共団体等における障害に関する理解促進を図る取組が推進されるよう、障害理解教育等のプログラムについて関係機関・団体等とも連携・調整の上で、全国への普及を図ることが求められる。

また、国の開催するコンファレンス等においても、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶとはどのようなことなのかなどについて、各地で関係者が考えを深め、情報共有や意見交換をすることが期待される。

4. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1) 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築

障害者の生涯学習を推進していく上で、学びを最も身近で支える行政機関である地方公共団体の果たす役割が大変重要である。

地方公共団体等実態調査では、障害者の生涯学習活動に関する組織が「ある」との回答は、都道府県が5.7%、市町村が4.1%であり、都道府県、市町村いずれにおいても、体制の整備が必要である。

また、都道府県においては生涯学習課や特別支援教育課などが、市町村においては学校教育課などが、障害者学習支援担当となっている場合が多いが、学校卒業後の障害者の学びは、生涯学習だけでなく、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の分野と密接に関わりながら展開されることから、担当部局が単独で域内の情報収集をし、提供するのには困難であり、庁内連携が不可欠である。

同時に、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の担当部局において、各分野の活動に学びの観点を導入することで、各分野の活動の充実につながることにについて、理解を深めることも重要である。

さらに、学校卒業後の障害者の学びの場づくりは、社会福祉法人やNPO法人、企業等、障害者支援に関わる民間団体において幅広く行われている実態に鑑みると、地方公共団体と外部の関係機関・団体等との連携も重要である。

多様な関係者との連携の場として、障害者本人や家族、福祉、医療、教育等の関係者により構成され、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす（自立支援）協議会に社会教育をはじめとした関係者も参加し、学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議することは有効であると考えられる。その際、地域ごとに課題や、学びの場づくりを進める中核的な人材、学習機会の提供主体等が多様であることを踏まえ、地域に合った形で柔軟に、規模やメンバー等の構成を検討することも重要である。そのほか、地方公共団体において、関係者が連携する仕組みとして、総合教育会議を活用することや、新たに連絡協議会、コンソーシアムの設置を行い、関係機関・団体と協議する場を設けることも考えられる。

こうした地方公共団体における対応については、「障害者芸術文化活動普及支援事業³¹」とも連動させていく必要がある。当該事業においては、都道府県が「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表等の機会の創出などを行っており、こうした動きとの連動を図ることで、地方公共団体の対応の強化を図ることが期待される。

³¹ 厚生労働省が平成29年度より開始した補助事業。「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26年～28年度実施）で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図ろうとするもの。

(2) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保

障害者の生涯学習を着実に推進していくためには、地方公共団体の職員が、障害者の生涯学習推進に関する基本的な考え方や先進事例について学び、理解し、必要な専門性を身に付けることが重要である。都道府県の障害者学習支援担当においては、庁内の福祉・労働・スポーツ・文化芸術等の関係部局と連携し、国における動向等も踏まえた上で、市町村の担当者を対象とした人材育成研修を行っていくことが求められる。

特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターが「いる」と回答した地方公共団体は、都道府県で2.9%、市町村で4.2%にとどまっている状況であり、障害者の生涯学習を地域で総合的に充実していくためには、社会教育や特別支援教育、障害者福祉等における取組をつなぎ、学びの場づくりを進める中核的な人材を育成する必要がある。

このような中核を担う人材には、社会教育や特別支援教育、障害者福祉の各分野の制度や仕組み、人的リソース等を理解し、地域の実情に即して、実際に障害者の学びの場をつくることや、既にある学習機会につなげること等が求められ、社会教育関係職員のほか、障害者理解等に関する専門性の高い特別支援学校等の教員経験者や障害者福祉の関係者などがその候補として期待される。国においては、このような人材について、①期待される役割、②育成の過程で身に付けるべき専門性等、③どのような者が適切か等の観点から、研究を行うことが期待される。その際、平成30年度より実施している実践研究事業の研究成果や課題も十分に踏まえる必要がある。

また、コンファレンスにおいて、各地で障害者の学びの推進に携わっている地方公共団体や民間団体の実践者同士が集まり、このような人材の育成・確保に向け、相互の情報共有や実践交流を進めることも有意義と考えられる。

社会教育主事等には地域における取組への参画が期待されるため、大学等で開設される社会教育に関する科目や社会教育主事講習、さらには現職研修の機会を捉えて、「障害者の生涯学習支援」に関する内容を積極的に取り入れるなど専門性の向上を図ることも重要である。さらに、今後、社会教育士の制度も有効活用し、例えば、特別支援学校等の教員経験者や障害者福祉の関係者等の、社会教育主事講習等の受講機会を充実させていくことについても検討を進める必要がある。

(3) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

大学の公開講座として障害のある社会人を中心とした学びの場を展開する中で、特別支援教育に携わることを希望する学生が運営に参画している取組がある³²。特別支援学校の教員志望の学生をはじめとした学生がこのような学びの場の運営や活動支援のスタッフとして関わることは、学生にとって障害者と関わる機会となるほか、運営側が継続的な取組とする上で欠かせない、若い世代のボランティアの確保にもつながるものである。このような、双方にとってメリットのある形で、多様な人の参画を得ていくことも

³² 平成30年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰を受賞した、静岡県就労支援研究会と静岡大学が連携して取り組む「学ぶって楽しい!～大学で学ぼう～」。

重要である。

地方公共団体等実態調査では、「生涯学習活動に係る講師及び指導者の確保・養成」を優先的な課題として挙げた市町村は55.3%に上っており、特に市町村での指導者を育成・確保していくことが急務である。講師や指導者の候補としては、特別支援学校等の教員経験者に加え、スポーツや文化芸術分野、他分野の専門家（例：アーティスト、IT関係者等）の協力を得ていくことも考えられるところであり、これらの多様な者の参画により、教育や福祉、医療関係者が思いつかない視点や、実施しきれないような豊かな広がりや深まりをもった学習を提供することにもつながることが期待される。

（４）本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

障害者の学習機会の整備に向けては、学習プログラムの充実を図るだけでなく、本人・家族のニーズの把握や相談への対応、多様な実施主体による学習活動の情報収集・提供を切れ目なく行うためのシステムづくりを進める必要がある。

その際、障害者学習支援担当が、障害者総合支援法に基づき地域における相談支援の拠点として設置された基幹相談支援センターや、障害者雇用促進法に基づき、障害者の就業と生活に関する一体的な相談・支援を行っている障害者就業・生活支援センター等と連携し、学びに関する相談支援体制を充実するなど、教育と福祉や労働等の機能との連携強化による取組を進める必要がある。

また、特別支援教育を受けている児童生徒については、在学中は学校において個別の教育支援計画³³が作成される。卒業後も生涯にわたる学習支援がなされるよう、個人情報保護の観点に留意しつつ、個別の教育支援計画を進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用していくことも重要である。教育委員会が作成する個別の教育支援計画の様式例に「余暇・地域生活」等の形で項目が示されている場合があるが、その中に「生涯学習」という項目を位置付けるよう、国から教育委員会に対して周知していくことが望まれる。このことにより、教員、保護者、本人が生涯学習に対する関心・意欲を高め、地域における生涯学習につなげていくことが期待される。

さらに、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定にあわせ、障害児相談支援については、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設を行い、その中で、サービス利用支援等の実施時に相談支援を担当する職員が教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に、加算が行われることとなった。このことも契機として、在学中から教員が福祉の相談支援に携わる職員との連携を強化し、サービス等利用計画作成などの障害福祉サービスの利用の流れについて、教員や本人・保護者等の理解を深めていくことなども期待される。

³³ 障害のある児童生徒等について、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携して、様々な側面からの取組（支援の目標や内容、支援を行う者や関係機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法等）を示した計画。在学している学校が作成。

(5) 企業等の民間団体と連携した、学びに関する環境整備

障害者本人のアンケート調査において、今後どこで学習活動をしたいと思うか、との問いに対し、「職場の教育、研修」との回答が14.5%となった。このことも踏まえ、障害者の学びを持続可能なものとしていく観点からも、企業と連携して障害者の学びの場づくりに取り組むことも考えられる。

企業においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある（Diversity and Inclusion）社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標として定められたSDGsと関連付けたミッションの設定なども行われてきている。その中で企業が社会貢献活動として障害者支援を行う取組を超え、本業を通して企業自体の利益を高めながらいかに社会課題を解決していくか、という観点からの取組も進みつつある。

企業にとって、障害者を社員として受け入れ、共に働くことは、障害者が自らの特性を発揮して働くことにより企業に経済的な価値をもたらす側面だけでなく、社員のマネジメント能力やコミュニケーション能力の向上の面でも意義がある。また、障害者が求める学びに関するプログラムの開発・提供を行ったり、学びの場づくりを支援したりすることは、その存在を社会に対して示し、企業価値を高めることにもつながる。障害者と企業の双方にとってメリットとなるような形で、障害者の生涯学習の推進に企業が関わることが期待される。

このほか、社会福祉法人やNPO法人なども含めた様々な団体や法人が協力して、障害者の生涯を通じた学びに関する社会環境整備を行っていくため、コンファレンスなども契機として、各地における関係者のネットワークづくりや実践の拡大といった環境整備を進めることが重要である。

第4章 障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組

国においては、本報告において提言した内容を踏まえ、障害者の生涯学習を総合的に推進していくことが求められる。幅広く提言した内容のうち、特に、早急な取組が求められる事項について以下に示す。

1. 国に求められる取組

(障害者の学びの場づくりに関するモデル開発・普及)

これまで、学校卒業後における障害者の支援は主に福祉、労働政策の中で行われてきた。地方公共団体等実態調査においては、都道府県の90.0%が障害者の生涯学習活動の推進に関する国からの支援を「必要」と回答し、その内容としては「好事例・先進事例の紹介（取組のモデルやプログラムを含む）」が最も多かったことを踏まえると、今後、障害者の生涯を通じた学びを支援していく上で、国において、障害者の学びの場づくりに関するモデル開発を行い、全国に普及していくことが求められる。特に福祉との連携を図った学びの場の在り方については、今後、国において福祉事業の中で行われている学習活動に関する実態把握を行った上で、福祉事業と連携した学習活動の効果的な在り

方を検討していくことが求められる。

国が多様な学びの場づくりの在り方を示していくことで、全国的な学びの場の整備、充実につなげることが期待される。

(障害者の学びの場づくりを担う中核的人材の育成)

障害者の学びの場づくりを行うに当たり、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぎ、中核的な役割を果たす人材が重要であり、このような人材に期待される具体的な役割、育成の過程で身に付けるべき専門性等について国において研究し、その成果を全国に発信していくことが求められる。その中で、平成32年度より新たに称号の付与が行われる社会教育士の活用方策についても、具体的に検討することが重要である。

(地方公共団体における体制整備、取組促進)

都道府県・指定都市の担当者が集まる会議における説明や、地方公共団体の担当者向けの人材育成研修会の実施等により、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制が確保されるよう、地方公共団体に促していく必要がある。

また、地方公共団体の取組について定期的に実態把握を行い、全国的に体制整備が進むよう、検証改善サイクルを回していくことが重要である。

(障害の有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりに向けた啓発)

障害に関する社会的意識の向上を図る必要がある。そのため、障害に関する理解促進を図るとともに、障害の有無にかかわらず「共に学ぶ」とはどのようなことなのか、関心の薄い層も巻き込みながら考え、共に学ぶ環境を実現する方策について、実践研究やフォーラムの開催等も通じて検討を深め、関係者に提供することが求められる。

国においては、上記も踏まえ、国及び地方公共団体に求められる役割を整理し、政策の目標と具体的な施策を総合的に示し、着実に実行することが期待される。

また、施策の実施により、障害者の学びに関する国内の環境が改善されているのかを把握するため、障害者本人に対する意識調査等も適切に行いながら客観的な根拠に基づき成果と課題の検証を行い、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが重要である。

2. 地方公共団体に求められる取組

(庁内連携、関係機関・団体等との連携の推進)

地域における障害者の学びの場づくりを中心的に支えるのは地方公共団体であり、地方公共団体の障害者学習支援担当においては、まず、庁内の関係部局等との連携を推進することが求められる。これまで、福祉や労働、スポーツ、文化芸術等の部局、あるいは関係機関や団体において、障害者の学びに資する活動が行われてきている。障害者学習支援担当において、そうした関係部局との連携を図り、関係機関・団体とのつながりも確保した上で、幅広い視野から障害者の学習支援の推進を図っていくことが肝要であ

る。

(障害者の生涯学習推進を担う人材の育成)

都道府県の障害者学習支援担当においては、障害者の学びの場づくりに中核的な役割を果たす者を確保するとともに、庁内の福祉・労働・スポーツ・文化芸術等の関係部局と連携し、国における動向等も踏まえた上で、市町村の担当者を対象とした人材育成研修を行っていくことが求められる。

(障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備)

障害者本人の学びに関するニーズを踏まえ、学びの場につなげていけるような相談支援体制の整備を図ることが重要である。そのためには、地方公共団体の障害者学習支援担当が、障害者の生活や就労に関する相談を行う場である基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センターと連携し、両センターにおいて受けた学びに関するニーズも踏まえ、学びの場につなぐ取組なども重要となる。その際、(自立支援)協議会等で連携している庁内の福祉・労働等の部局や関係機関・団体等との連携関係も生かしていくことが重要である。

(障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供、学びの場の確保)

障害者の学びの場づくりは、障害者の周りの支援者や福祉サービスに携わる者を中心に行われている実態があることを踏まえると、市町村には、特に、庁内他部局や関係機関・団体とのつながりを確保した上で、域内の学びの場に関する実態を把握し、情報提供を行うことが求められる。

その上で、学びの場が十分でない場合には、市町村独自の事業として、又は関係機関・団体と連携して、地域の実情に応じて学びの場を確保していくことが求められる。

(地方公共団体の教育振興基本計画等への位置付け)

地方公共団体においては、障害者の学びを最も身近で支える行政機関として、地域の障害者が学校卒業後も学び続けることができるよう、一貫した視点から取組を進めることが重要である。このため、都道府県や市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画等への障害者の生涯学習に関する目標や事業等の記載を進めていく必要がある。

教育基本法においては、政府の策定する教育振興基本計画を参酌して、地域の実情に応じて地方公共団体の基本計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されているが、政府が平成30年に策定した「第3期教育振興基本計画」においては、障害者の生涯学習について明記されたところであり、地方公共団体においては、本計画を参酌した基本計画の策定が求められている。

同様に、障害者基本法においては、都道府県・市町村は政府の障害者基本計画を基本とするとともに、域内の障害者の状況等を踏まえた都道府県・市町村障害者計画を定めることとされている。平成30年に策定した「第4次障害者基本計画」においては、障害者の生涯学習について明記されており、都道府県・市町村障害者計画に生涯学習に関する記載を

盛り込むことも考えられる³⁴。

さらに、地方公共団体において独自に策定する総合計画や、社会教育・生涯学習の推進に関する計画への障害者の生涯学習に関する事業等の位置付けなども有効であると考えられる。

こうした地方公共団体の計画に、地域の実情に合った形で障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置付けることで、各地域における取組の着実な推進が期待できる。

地方公共団体における取組については、国においてもフォローアップを行い、着実に進めていくことが求められる。

3. 特別支援学校に期待される取組

特別支援学校においては、生涯にわたる学習とのつながりを見通す観点から特別支援学校高等部学習指導要領等が改訂されたことを踏まえ、学校教育段階から卒業後を見据えて、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが求められる。

また、特別支援学校等の学校においては、心のバリアフリー学習等を通じて、障害に関する理解促進を図ることや、個別の教育支援計画をツールとして、在学段階からの福祉との連携推進を図ることが求められる。さらに、生徒の進路先の企業や福祉施設等との連携も図りながら、卒業時に個別の教育支援計画を適切に引き継いでいくことなどが期待される。

4. 大学に期待される取組

大学は、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。

具体的には、これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援の取組を一層充実していくことが期待される。また、本報告で提言している、知的障害者の大学における学びの場づくりについて、特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点から、また、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ、障害者のリカレント教育推進の観点から、国との連携も図りながら、積極的な取組を検討していくことも期待される。

5. 社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間団体に期待される取組

社会福祉法人、NPO法人等には、今後も実質的に障害者の最も身近なところで学びの

³⁴ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に生涯学習に関する記載を盛り込んだ地方公共団体の例もある。（渋谷区障害福祉推進計画（2018.5）等）。

場づくりの担い手としての役割を果たすことが期待される。

全国的な障害者の学びの場の整備を推進していくに当たり、「学び」そのものや「学びの場づくり」に関する知見のある民間団体においては、地方公共団体や関係機関・団体との連携を図り、障害者の学びに関する知見を周囲と共有していくこと、そのことを通じ、地域における障害者の学びの充実を図ることが期待される。

企業には、障害者を社員として受け入れ、共に働くことに加え、CSR（企業の社会的責任）推進や社会貢献活動にとどまらず、企業価値を高めるための活動として障害者の生涯学習に関する学習プログラムの開発・提供を行うことや、学びの場づくりを支援することなどが期待される。

特別支援学校等の卒業生が就職や通所することになる企業や社会福祉法人等においては、卒業生が在籍していた学校との連携を図り、個別の教育支援計画の内容を社員や職員としてのキャリアプランに引き継ぐこと等により、学びに関するニーズを含め、障害者に対する一貫した支援が継続されるよう取り組むことが望まれる。

第5章 今後の検討課題

本報告においては、学校卒業後における障害者の学びの場の充実に向けて、学校段階からの生涯学習を見通した取組の充実や、卒業後の学習プログラム等学びの場づくりに関するモデル開発・普及、卒業後の組織的な継続教育の検討や、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の充実、障害に関する理解促進、障害者の学びを推進するための基盤の整備などを課題として取り上げた。

こうした課題への対応を全国で着実に推進するため、本有識者会議としては、国において具体的な成果指標を掲げ、フォローアップを行っていくことを提案したい。なお、具体的な成果指標については今後さらに検討を深める必要がある。

<成果指標として取り上げることが考えられる事項の例>

- * 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- * 障害者の生涯学習活動に関する実態把握、ホームページ等による情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- * 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- * 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合
- * 障害者が参加して共に学ぶ生涯学習事業を実施した都道府県・市町村の割合

こうした環境整備をしていくことで、学びの場や学習プログラムは身近にあると感じる障害者本人の割合の向上を図っていく必要がある。

国においては、成果指標の提示と、当該指標の確認を通じて政策の成果と課題を検証し、改善につなげていくことが求められる。

このことをはじめとして、何よりも、障害者本人の主体的な学びが実現できるよう、国は政策の推進を図り、今後一層、地方公共団体や特別支援学校や大学等の学校、障害者の学習支援に携わる社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間団体とも密接に連携し、新たに生じてきた課題への対応も含めて、全国における障害者の生涯学習を総合的に推進していくことが望まれる。

参 考 資 料

資料 1	学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の設置について 41 (別紙) 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 委員一覧 42
資料 2	学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議審議経過 43
資料 3	平成 30 年度 学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等アンケート調査 結果 (抜粋) 45
資料 4	平成 30 年度 障害者の生涯学習活動に関する実態調査 (概要) 57
資料 5	平成 29 年度 開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書 (抜粋)】 67
資料 6	平成 30 年度 地方公共団体 (公民館・生涯学習センター等) へのアンケート 調査結果 (抜粋) 97
資料 7	平成 30 年度 地方公共団体 (地域生活支援事業担当) へのアンケート調査 結果 (抜粋) 102
資料 8	「障害者に関する世論調査」の概要 (抜粋) 107
資料 9	学校卒業後における障害者の学びの推進方策について (論点整理) に関する 意見募集の結果について 118
資料 10	特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 126
資料 11	諸外国の大学における知的障害者の受入れについて 132
資料 12	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要 136
資料 13	障害者芸術文化活動普及支援事業の概要について 137
資料 14	市町村の (自立支援) 協議会について 138
資料 15	共に学び、生きる共生社会コンファレンス～障害理解の促進、障害者の学び の場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大に向けて～ 139
資料 16-1	学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業 140
資料 16-2	平成 30 年度「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」 委託団体の取組概要 (本有識者会議でヒアリングを実施した団体) 142
資料 16-3	平成 30 年度「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」 委託団体の取組概要 (本有識者会議でヒアリングを実施していない団体) 152
資料 17	学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議における当事者等の ニーズにかかるヒアリングの概要 162

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の設置について

平成 30 年 2 月 28 日
生涯学習政策局長決定

1. 趣 旨

平成 26 年の障害者権利条約の批准（障害者の生涯学習の確保が規定）や平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行、平成 29 年 4 月の文部科学大臣メッセージ（特別支援教育の生涯学習化に向けて）を契機とする取組等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

今後、人生 100 年時代を迎え、超スマート社会（Society5.0）に向けた経済社会の変化が一層加速する中で、誰もが必要な時に学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習社会を実現するとともに、共生社会の実現に寄与するため、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う有識者会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

本件に関する庶務は、特別支援総合プロジェクト特命チーム各課室の協力を得て、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において行う。

(別紙)

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 委員一覧

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校統括校長
菅野 敦	東京学芸大学教授
是松 昭一	国立市教育委員会教育長
田中 秀樹	社会福祉法人一麦会理事長
田中 正博	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局長、全国手をつなぐ育成会連合会統括
田中 良三	愛知県立大学名誉教授
津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
戸田 達昭	シナプテック株式会社代表取締役
松田 裕二	千葉県教育庁生涯学習課主幹兼社会教育振興室長
○松矢 勝宏	東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長
箕輪 優子	横河電機株式会社人財・総務本部室ダイバーシティ推進課
◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
山田 登志夫	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
綿貫 愛子	NPO法人東京都自閉症協会役員、NPO法人リトルプロフェッサーズ副代表

(◎：座長、○副座長) (五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

同 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議
審議経過

回	開催日時	議 事
第1回	平成30年 3月20日(火) 10:00~12:00	1. 運営規則の決定等について 2. 検討事項等について 3. その他
第2回	平成30年 4月18日(水) 10:00~12:00	1. 障害当事者のニーズ・課題について(ヒアリング) (1) 綿貫愛子 委員(「世田谷区受託事業みつけばルーム」の取組等) (2) 町田市 とびたつ会 (3) 株式会社ミライロ 2. その他
第3回	平成30年 4月27日(金) 13:00~15:30	1. 学び・スポーツ・文化芸術の一体的な推進について(報告) 2. 障害当事者のニーズ, 自治体・特別支援学校等の取組に係るヒアリング (1) 大河内直之 東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員(視覚障害者・盲ろう者に係るニーズ・課題) (2) 西宮市教育委員会(公民館等における各種講座等の取組) (3) 東京都教育委員会(特別支援学校公開講座・施設開放事業等の取組) (4) 菅野敦 委員(オープンカレッジ東京の取組等) 3. その他
第4回	平成30年 5月23日(水) 13:00~15:30	1. 聴覚障害者のニーズに係るヒアリング ・松崎丈 宮城教育大学准教授 2. 福祉・労働の関連事業等を活用した取組に係るヒアリング (1) 田中秀樹 委員(社会福祉法人一麦会における取組) (2) 社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター 香芝, 一般財団法人たんぼぼの家における取組 (3) NPO 法人エス・アイ・エヌ「集いの場あゆみ」における取組 3. その他
第5回	平成30年 6月14日(木) 14:00~16:00	1. 重度障害者の取組に係るヒアリング ・訪問カレッジ@希林館における取組 2. 共生のまちづくりの取組に係るヒアリング ・社会福祉法人佛子園における取組 3. その他
第6回	平成30年 6月29日(金) 14:00~16:00	1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議 2. その他
第7回	平成30年 7月18日(水) 10:00~12:00	1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議 2. その他

第8回	平成30年 8月 9日(木) 14:00~16:00	1. 論点整理(案)に関する審議 2. その他
第9回	平成30年 9月18日(火) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・国立大学法人長崎大学 ・NPO法人障害児・者の学びを保障する会 2. その他
第10回	平成30年10月 3日(水) 14:45~18:00	1. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策について(論点整理)に係る関係団体ヒアリング(9団体) ・全国特別支援教育推進連盟 ・社会福祉法人日本盲人会連合 ・一般財団法人全日本ろうあ連盟 ・全国手をつなぐ育成会連合会 ・一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 ・社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 ・一般社団法人日本自閉症協会 ・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 ・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 2. その他
第11回	平成30年10月18日(木) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・医療法人稲生会 ・NPO法人Panda-J 2. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策(論点整理)に関する意見募集の結果について 3. その他
第12回	平成30年11月22日(木) 10:00~12:00	1. 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業受託団体ヒアリング ・秋田県教育委員会 2. 「超福祉の学校」～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～実施報告 3. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策とりまとめに向けた議論 4. その他
第13回	平成30年12月19日(水) 10:00~12:00	1. 学校卒業後における障害者の学びの推進方策とりまとめに向けた議論 2. その他
第14回	平成31年 1月24日(木) 13:30~15:30	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他
第15回	平成31年 2月14日(木) 13:00~15:00	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他
第16回	平成31年 3月14日(木) 13:30~15:30	1. 「障害者の生涯学習の推進方策について(報告案)」について 2. その他

平成30年度 学校卒業後の学習活動に関する 障害者本人等アンケート調査結果（抜粋）

1 目的

障害者及び障害者を家族に持つ者等を対象に、生涯学習活動への参加状況、阻害要因・促進要因、学習ニーズ等に関する情報を収集する。

2 実施時期および方法

平成30年11月29日～12月5日

障害者及び障害者を家族に持つ者等をモニターに有するインターネット調査会社による、無記名式のインターネット調査

3 対象

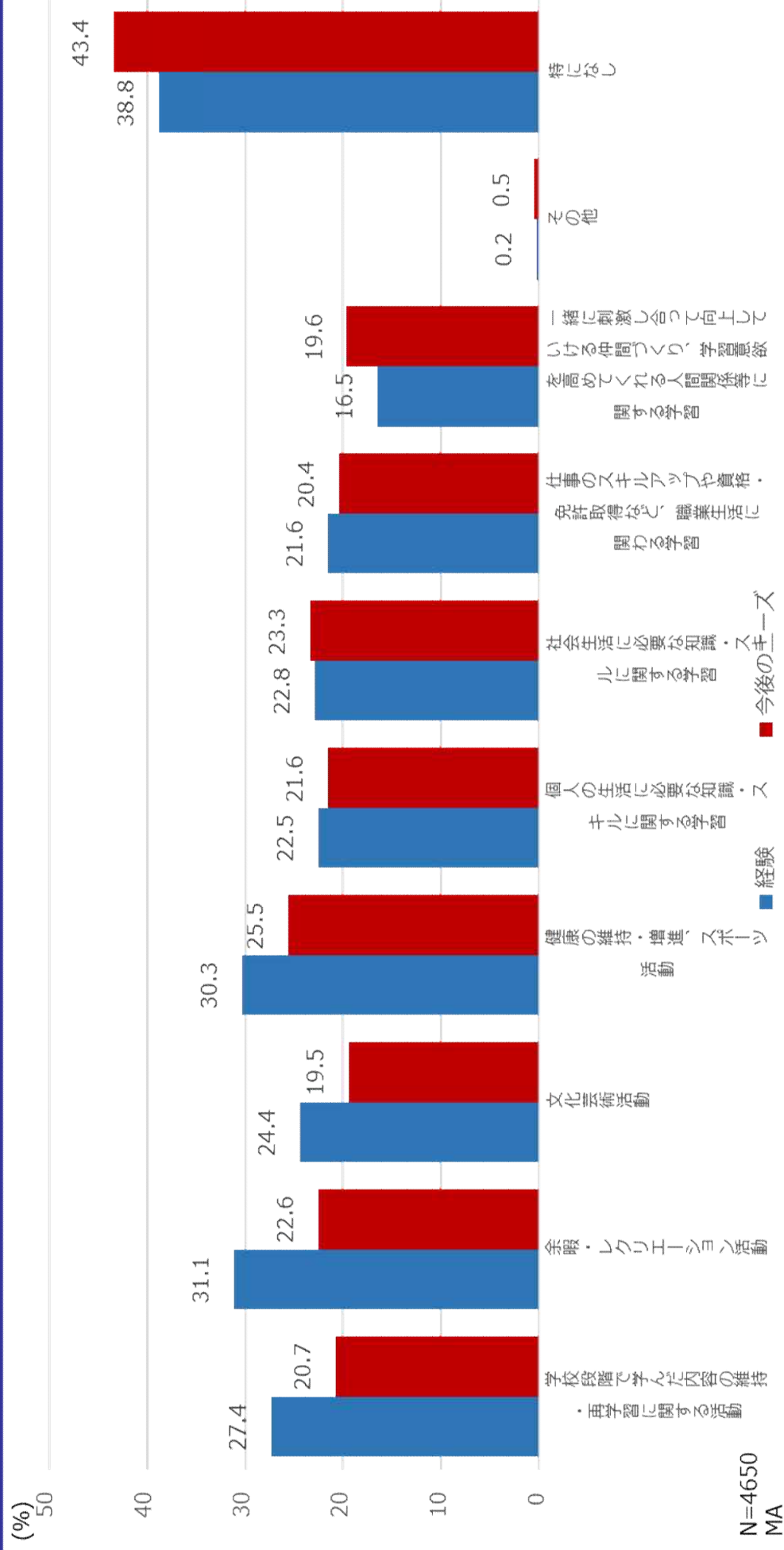
インターネット調査会社が保有するリサーチモニターのうち、以下に該当する者を調査対象とした。

- ・障害当事者あるいは同居する家族で障害者を有するリサーチモニター
- ・障害者の対象年齢：18歳以上

計4,650名(身体障害(視覚) 493, 身体障害(聴覚) 494, 身体障害(肢体不自由)(車椅子, ストレッチャー等が必要) 496, 身体障害(肢体不自由)(車椅子, ストレッチャー等不要) 509, 知的障害 489, 精神障害 505, 発達障害(自閉症あり) 432, 発達障害(自閉症なし) 601, その他(音声・言語・しゃく機能障害, 内部障害, その他) 631)

生涯学習の経験と今後のニーズ

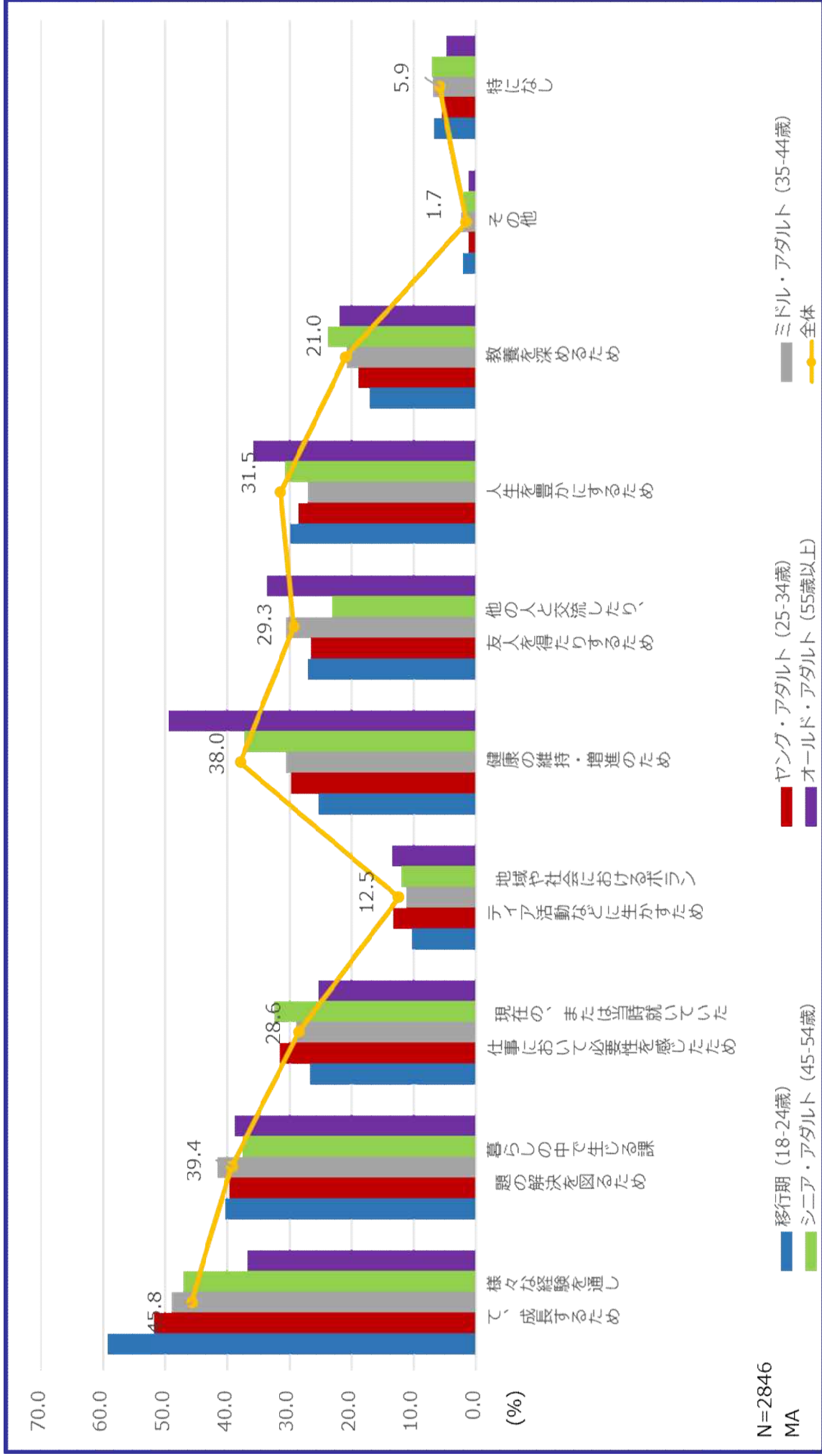
- 生涯学習の経験については「余暇・レクリエーション活動(31.1%)」「健康の維持・増進、スポーツ活動(30.3%)」「健康の維持・増進、スポーツ活動(30.3%)」「学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動(27.4%)」の順に高くなっている。
- 生涯学習のニーズについては「健康の維持・増進、スポーツ活動(25.5%)」「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(23.3%)」「余暇・レクリエーション活動(22.6%)」の順に高くなっている。
- 生涯学習の経験よりも今後のニーズが高いものとしては、「一緒に刺激し合う仲間づくり等(3.1ポイント)」「社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(0.5ポイント)」がある。
- 生涯学習の経験・ニーズいずれについても「特になし(38.8%・43.4%)」が高くなっている。



生涯学習を実施した理由（ライフステージ別）

* 「生涯学習の経験を有する」と回答した者のみの回答

- 移行期(18-24歳)は「様々な経験を通して、成長するため(59.3%)」が高い傾向。
- オールド・アダルト(55歳以上)は「健康の維持・増進のため(49.4%)」が高い傾向。



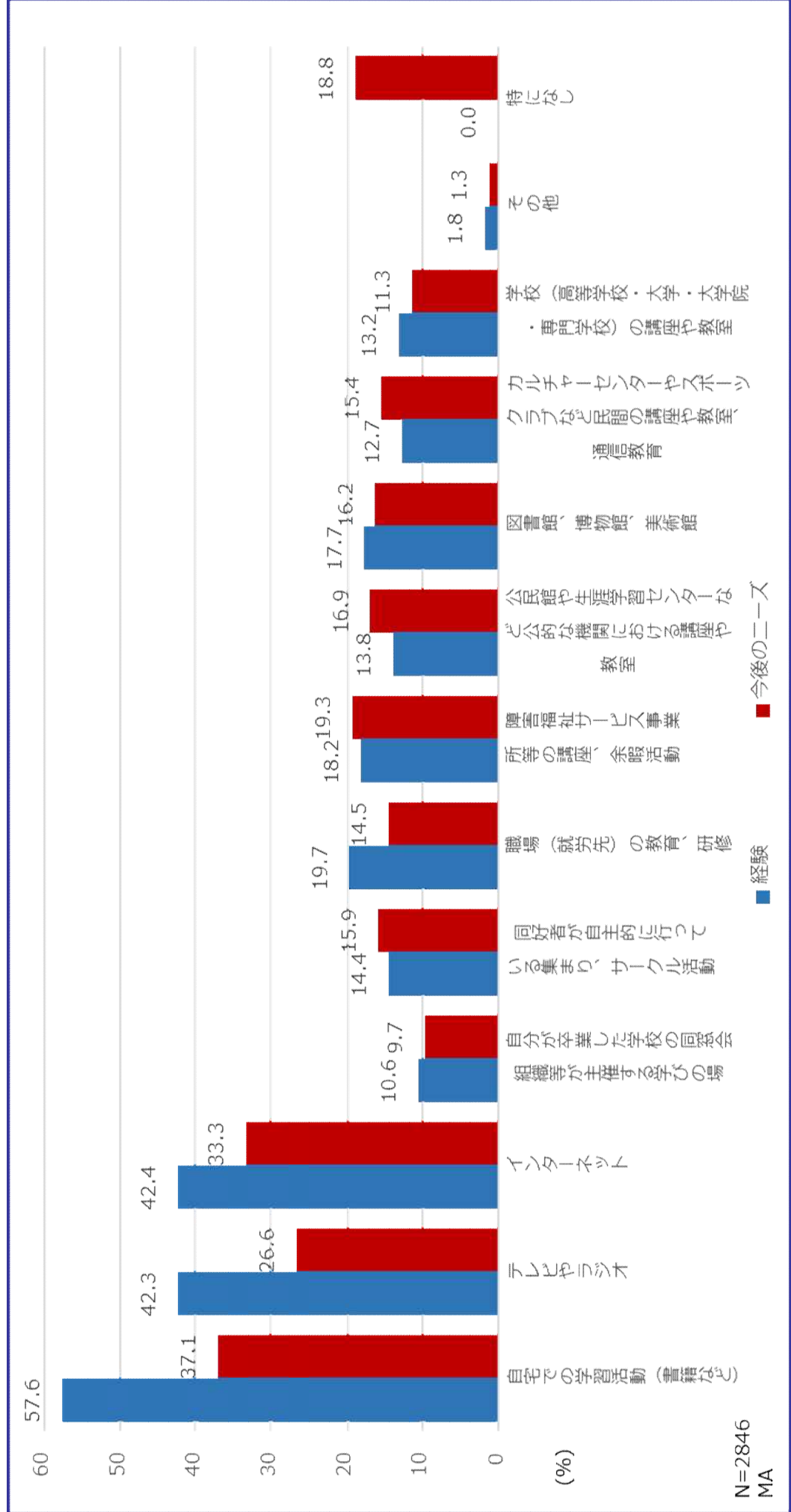
N=2846

MA

学習形態別の経験と今後のニーズ

* 「生涯学習の経験を有する」との回答者のみの回答

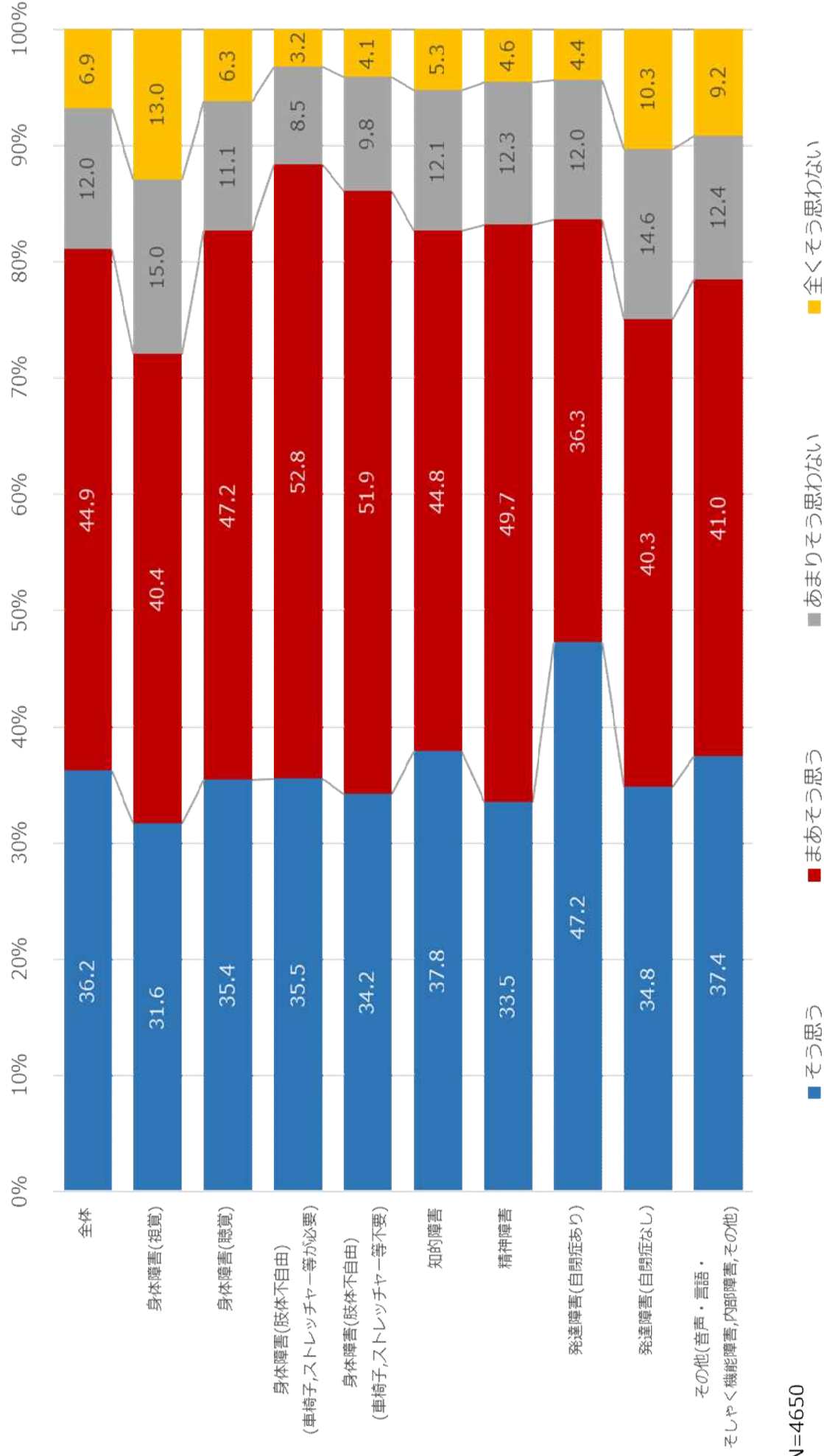
- 経験としては「自宅での学習活動(書籍など)」(57.6%)「インターネット」(42.4%)「テレビやラジオ」(42.3%)が突出。
- 今後のニーズも「自宅での学習活動(書籍など)」(37.1%)「インターネット」(33.3%)「テレビやラジオ」(26.6%)が多くなっている。
- 経験に比較して今後のニーズが高いものは「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室(3.1ポイント)」「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育(2.7ポイント)」「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動(1.5ポイント)」等となっている。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

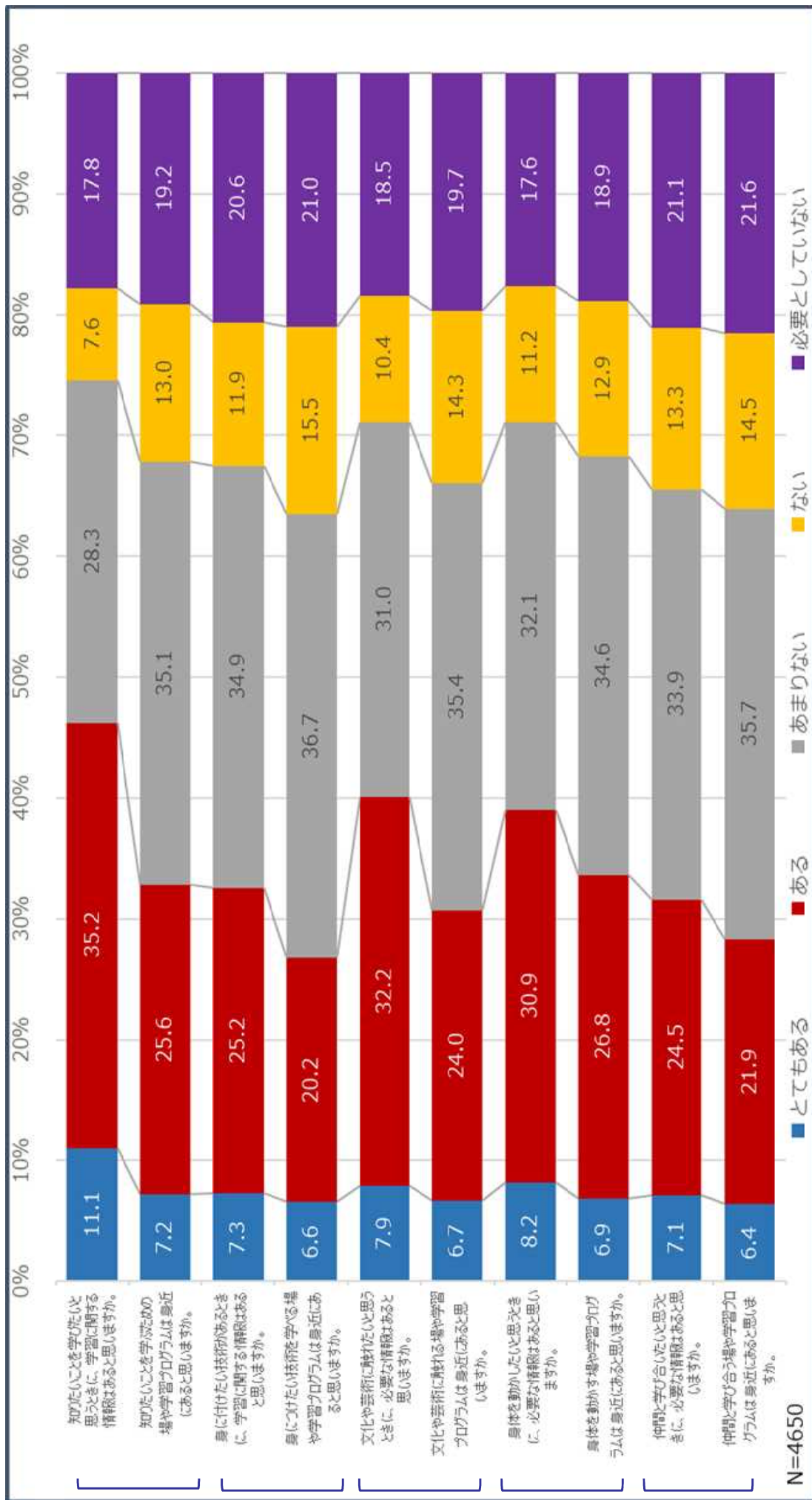
障害者の学習機会の充実の重要性に関する認識（障害種別）

- 「共生社会」の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることは重要な取組だと思うか、については、81.1%が賛同。



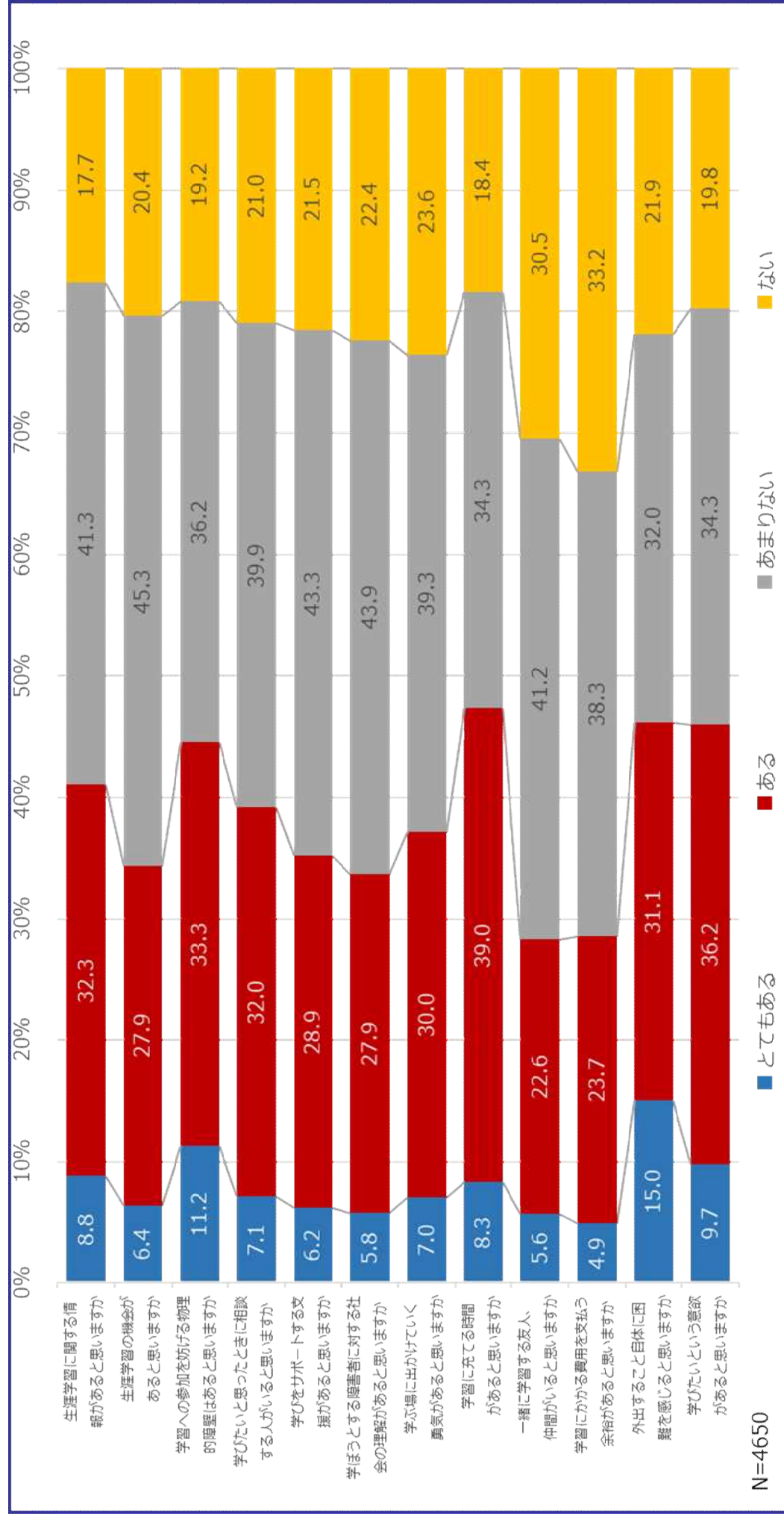
学習に関する情報の有無，学ぶ場や学習プログラムが身近にあると思うか

- 身近に感じているものとして，情報については「知りたいこと(46.3%)」「文化や芸術(40.1%)」「身体を動かすこと(39.1%)」が比較的高い。
- 場やプログラムについては「身体を動かすこと(33.7%)」「知りたいこと(32.8%)」「文化や芸術(30.7%)」の順となっている。
- 一方，身近に感じていないものとしては「身に付けない技術(26.8%)」「仲間と学びあう(28.3%)」場やプログラムがある。



生涯学習に関する課題

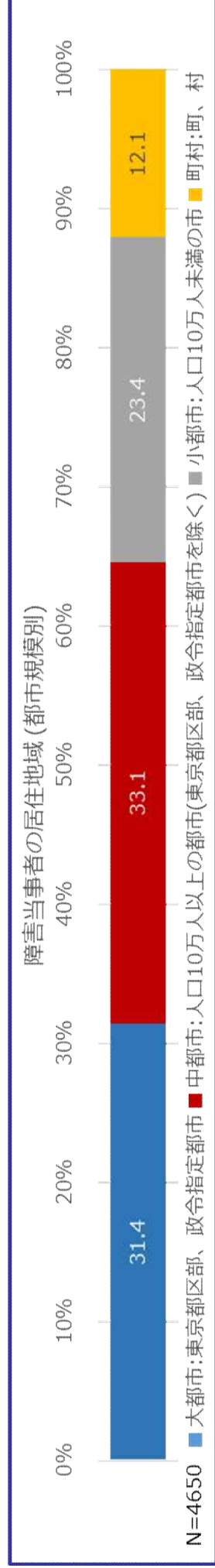
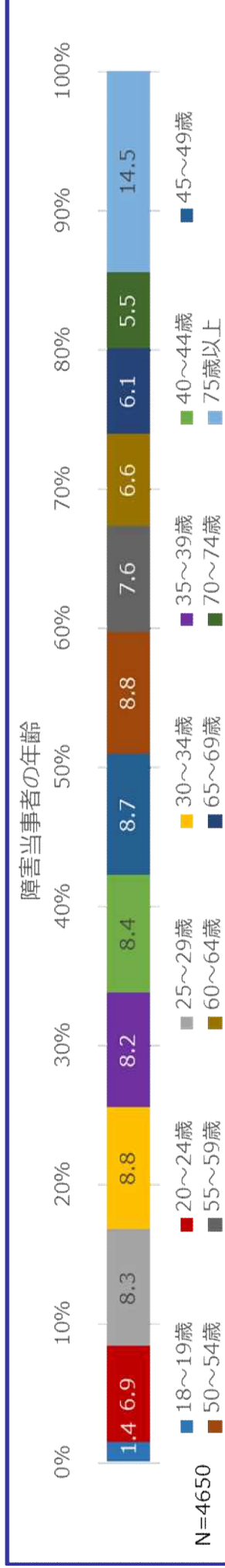
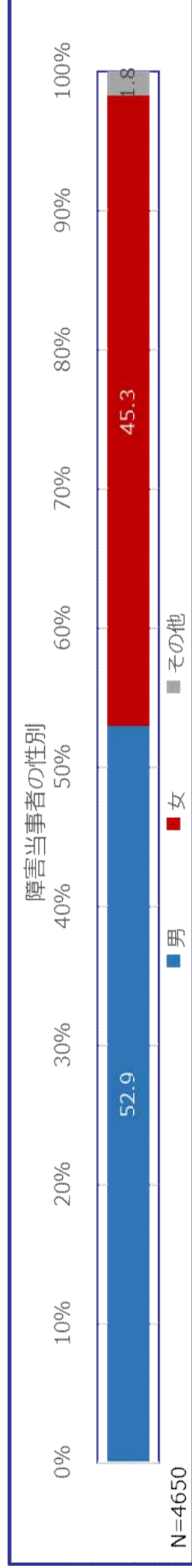
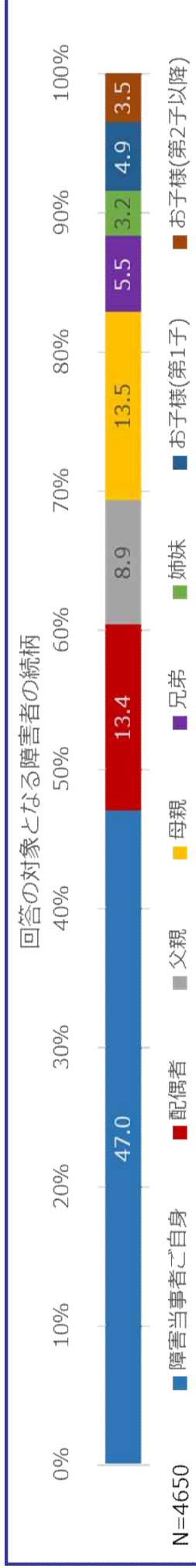
- 学習参加への物理的障壁については「ない」「あまりない」をあわせて55.4%、また外出すること自体について困難を感じて「いない」「あまりない」があわせて53.9%となっている。
- 学習に充てる時間や学びたい意欲が「ともある」「ある」とする回答があわせて47.6%になる一方で、「一緒に学習する友人、仲間がいない、あまりない(あわせて71.7%)」, 学習費用を支払う余裕が「ない、あまりない(あわせて71.5%)」, 学ぼうとする障害者に対する社会の理解が「ない、あまりない(あわせて66.3%)」等が上位の課題としてあがる。



学校卒業後の学習活動に関する 障害者本人等アンケート調査結果 回答者基本属性

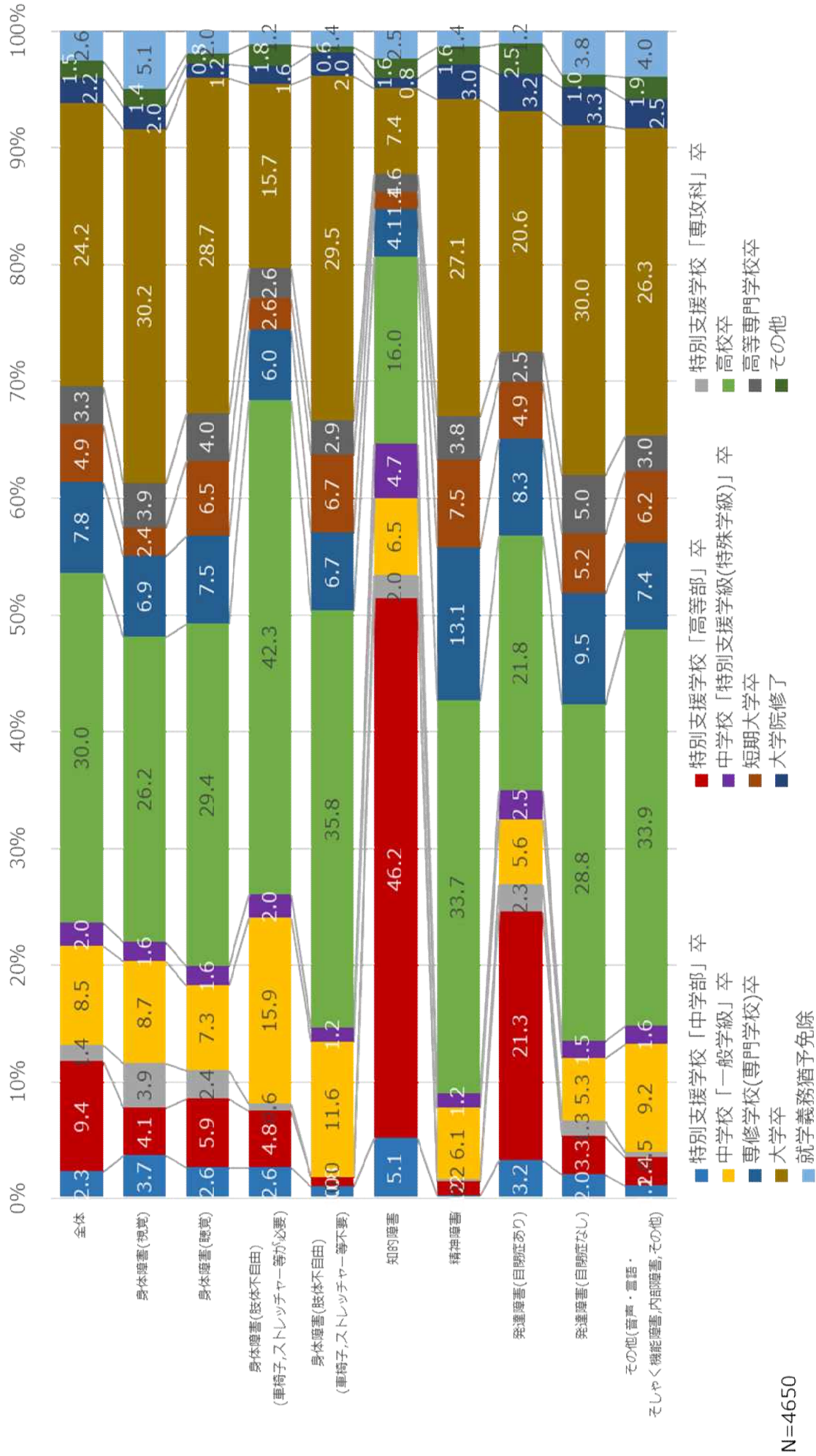
回答の対象となる障害者の続柄・性別・年齢・居住地

- 回答の対象となる障害者の続柄は「障害当事者ご自身」が47%、次いで「母親（13.5%）」、「配偶者（13.4%）」となっている。
- 男女比はほぼ半数ずつとなっている。
- 年齢については「75歳以上」が14.5%となっている。
- 都市規模別居住地域については、「大都市」が33.1%、次いで「大都市」の31.4%となっている。



障害者本人の最終学歴 (障害種別)

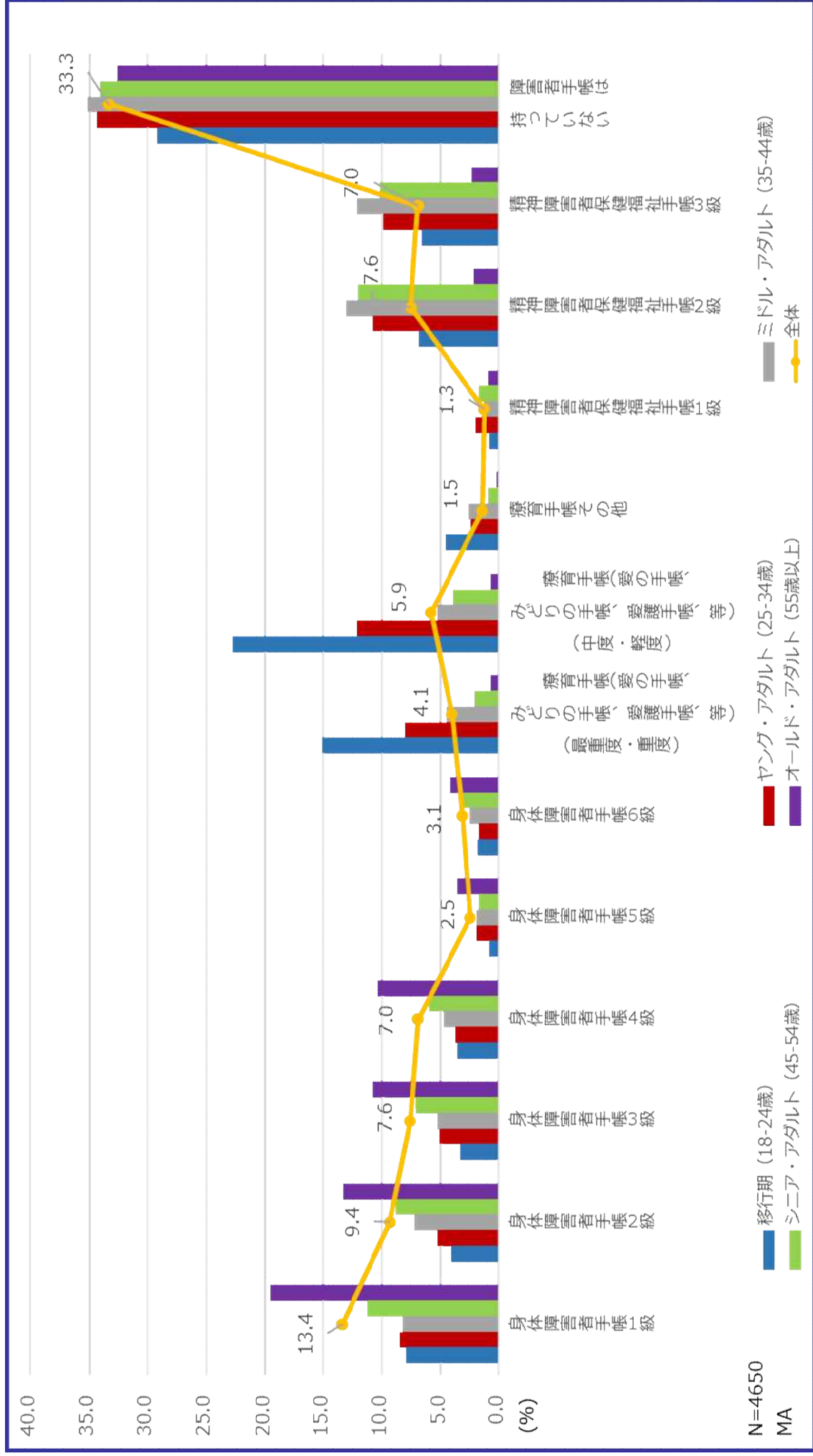
- 全体としては、「高校卒(30%)」「大学卒(24.2%)」の順となっている。
- 知的障害を有する者/発達障害(自閉症あり)を有する者は「特別支援学校高等部卒」比率も高い。



N=4650

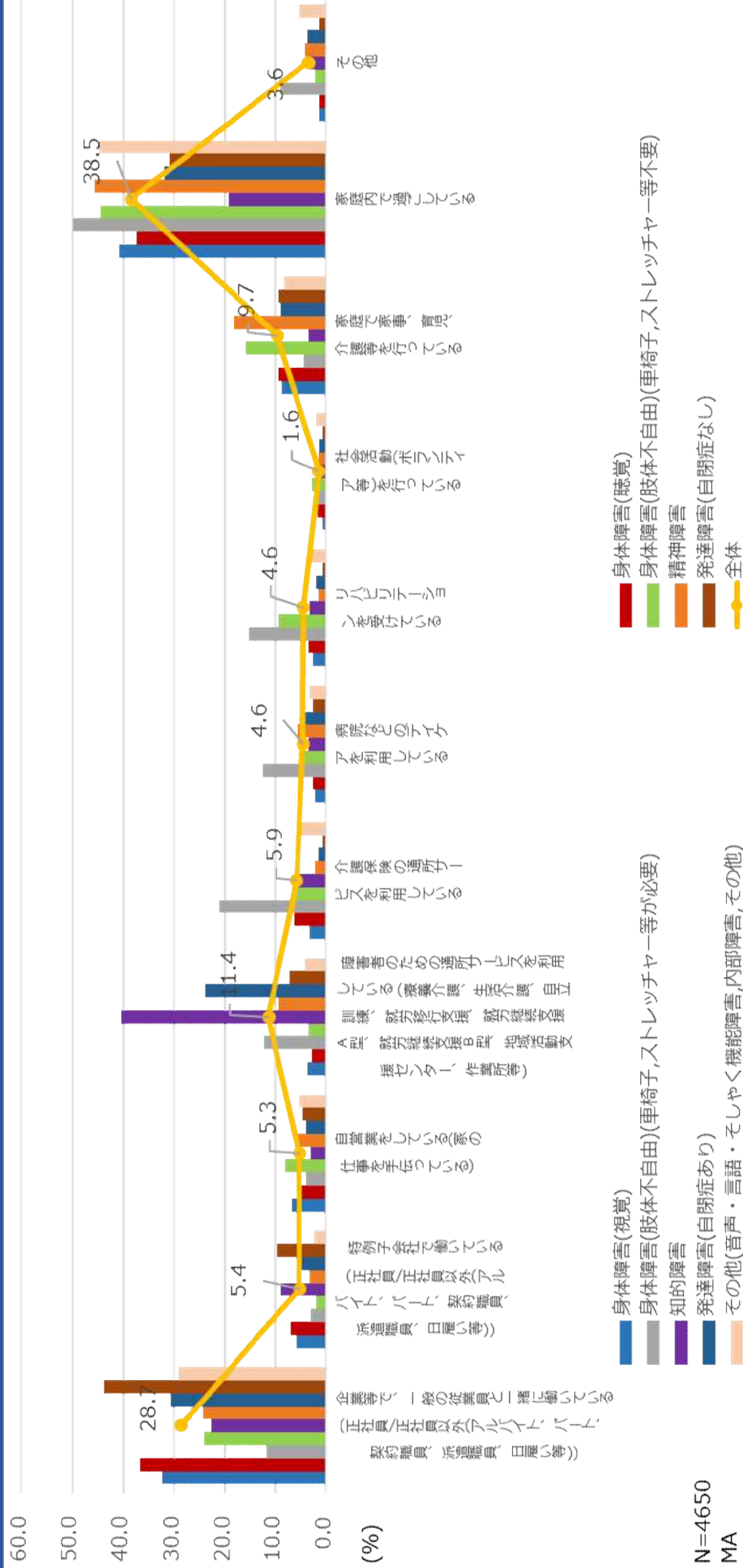
障害者手帳の保有状況（ライフステージ別）

- 全ライフステージを通じて「障害者手帳は持っていない(33.3%)」が高い。
- 移行期(18-24歳)は「療育手帳(中・軽度22.8%, 最重度・重度15.1%)」の保有が高い傾向。
- オールドアダルト(55歳以上)は「身体障害者手帳」の保有が高い傾向。



■ 日中の活動状況 (障害種別)

- 「家庭内で過ごしている(38.5%)」「企業等で一般の従業員と一緒に働いている(28.7%)」「障害者のための通所サービスを利用(11.4%)」の順に高くなっている。
- 身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャ等が必要)を有する者は「家庭内で過ごしている(50%)」「介護保険の通所サービスを利用(21.2%)」「リハビリテーションを受けている(15.3%)」とする者が他の障害種よりも高い傾向。
- 知的障害(自閉症あり)の者は「障害者のための通所サービスを利用(それぞれ40.3%, 23.8%)」とする者が他の障害種より高い傾向。
- 発達障害(自閉症なし)を有する者は「企業等で一般の従業員と一緒に就業(43.8%)」している傾向。



平成29年度 障害者の生涯学習活動に関する実態調査 (概要)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

<調査概要>

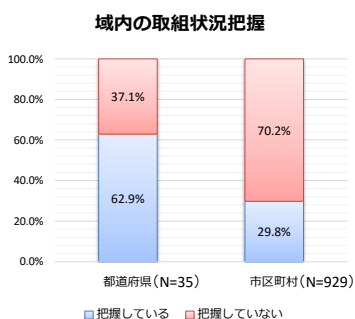
【目的】 学校卒業後の障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ライフステージにおける効果的な学習に係る支援の推進に向け、都道府県、市区町村及び特別支援学校における学習プログラム提供の実態や体制整備の状況等の全国的・基礎的データを収集・分析すること

【対象】 都道府県、市区町村、特別支援学校（悉皆）

【調査実施期間】 平成29年12月～30年1月

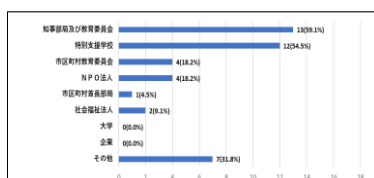
【回答状況】 都道府県(有効回答数 74.5%)
市区町村(同 53.6%)
特別支援学校(同 44.2%)

1 都道府県、市区町村における域内の取組の把握状況

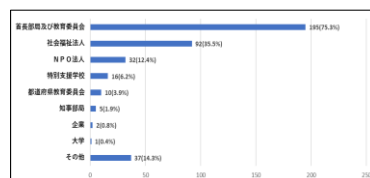


- 都道府県においては6割強が域内の取組を把握している一方、市区町村においては3割弱しか把握していない状況。
- **都道府県**においては、庁内及び特別支援学校の取組を把握している一方、**市区町村の取組の把握ができていないところが多い。**
- **市区町村**においては、庁内の取組を把握している一方、**都道府県や特別支援学校の取組の把握ができていないところが多い。**
- **都道府県及び市区町村いずれも、域内のNPO法人、社会福祉法人、大学等の取組の把握ができていないところが多い。**

都道府県及び市区町村いずれも域内の取組状況の把握を一層進めることが必要。また、都道府県と市区町村間の取組の共有を進めることが必要。

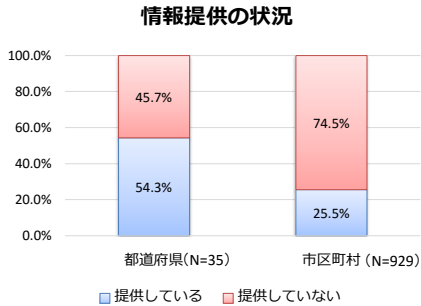


障害者の生涯学習活動に関する取組の把握先
【都道府県】(複数回答可) (N=22)



障害者の生涯学習活動に関する取組の把握先
【市区町村】(複数回答可) (N=259)

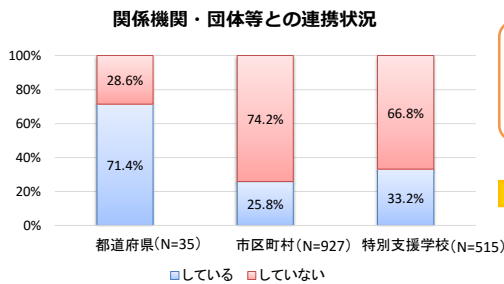
2 障害者の生涯学習活動に関する情報提供の状況



○ 都道府県においては半数程度、市区町村においては4分の1程度が、障害者の生涯学習活動に関する情報提供をしている状況。

➡ 把握した域内の取組のホームページ等での情報提供を強化していくことが必要

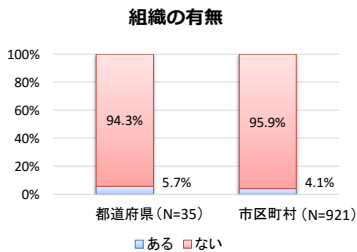
3 障害者の生涯学習活動に関する関係機関・団体等との連携状況



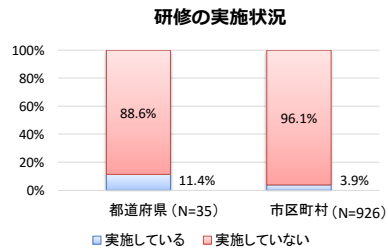
○ 都道府県においては3割弱が関係機関・団体等と連携しておらず、市区町村及び特別支援学校においては、3割程度しか連携していない状況

➡ 特に、市区町村及び特別支援学校における関係機関・団体等との連携を強化していくことが必要

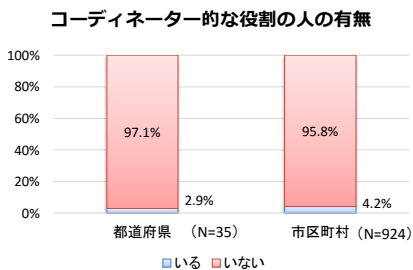
4 障害者の生涯学習活動に関する組織の有無



5 研修実施の有無



6 特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターの有無

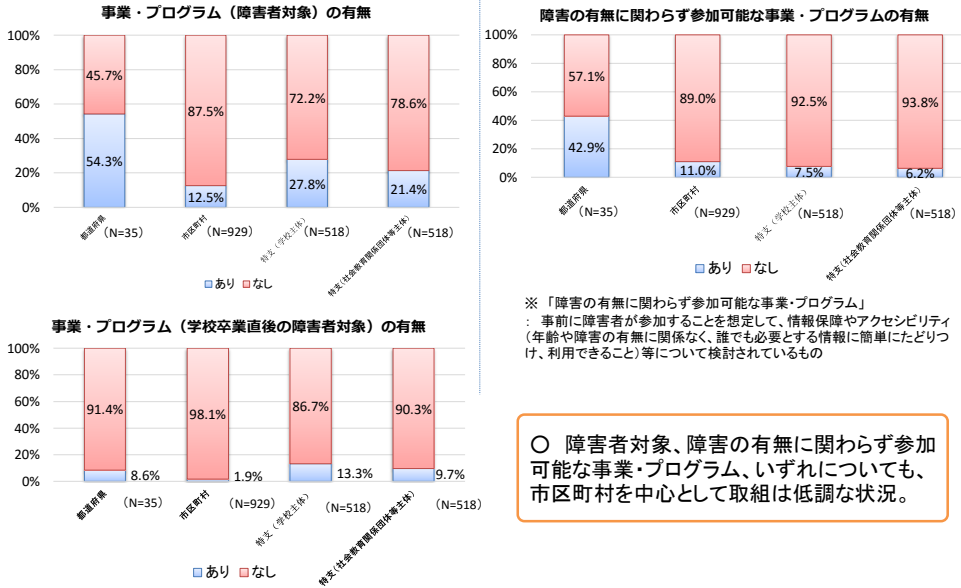


都道府県、市区町村いずれにおいても、組織、研修実施、コーディネーター的な役割の人、いずれも「有」が大変低い状況

➡ 障害者の生涯学習に関する体制整備が全体的に進んでいない

7 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無

学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムを実施しているか。
(特別支援学校については、計画や運営・実施に関わっているものうち、学校の施設・設備の提供だけのものは除く。)



○ 障害者対象、障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラム、いずれについても、市区町村を中心として取組は低調な状況。

7-1 障害者の参加に当たっての具体的な配慮

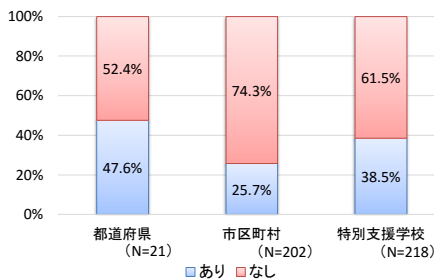
障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを行っている場合に、具体的に行っている配慮については以下のとおり。

【都道府県】 手話通訳・要約筆記、広報物やパンフレットへの音声コードの記載、職員やボランティアによる個別的な対応 等

【市区町村】 手話通訳や要約筆記、点字資料の準備等の情報保障 等

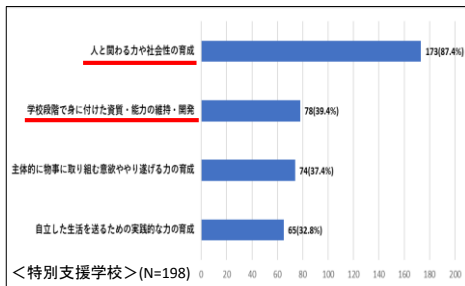
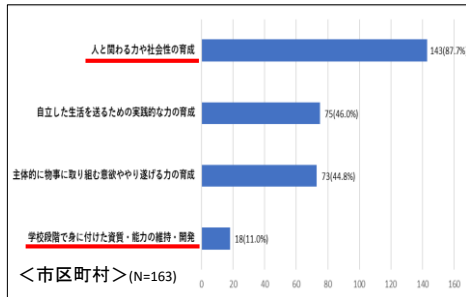
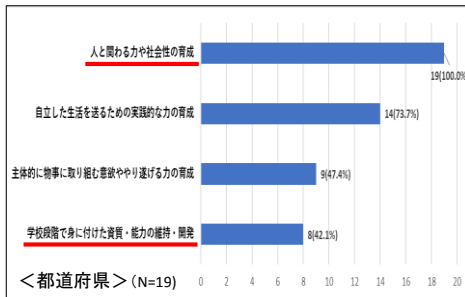
【特別支援学校】 介助者や支援者の配置、施設設備の使いやすさやバリアフリー、健康・安全面の配慮、内容やルールのわかりやすさ、手話通訳や点字資料等の情報保障 等

7-2 本人による自主的な活動につながったケースの有無



○ 実施した事業・プログラムがきっかけとなり、本人(当事者)による自主的な活動につながったケースがあるとの回答は、都道府県、市区町村、特別支援学校いずれも半数未満。

7-3 事業・プログラムのねらい



○ 都道府県、市区町村、特別支援学校いずれも「人と関わる力や社会性の育成」がトップ。
 ○ 「学校段階で身に付けた資質・能力の維持・開発」については、特別支援学校が2番目に挙げているのに対し、都道府県、市区町村では、最下位の4番目になっている。

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況①【都道府県】

都道府県

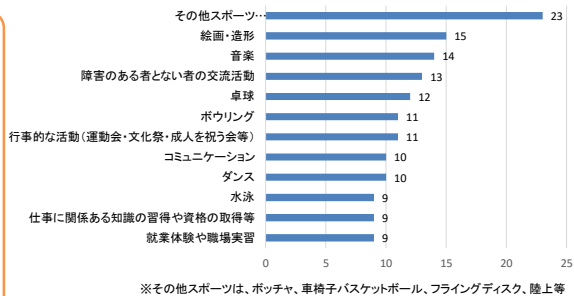
○ 現在提供している事業・プログラムとしては、
 ・スポーツ
 ・文化的な活動(音楽、絵画・造形等)
 ・障害のある者とないない者の交流活動
 等が多くなっている。

○ 今後提供したい事業・プログラムの内容としては
 ・社会生活に必要な知識・スキル
 (地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能、資格や免許に関すること、社会保険(年金・保険等)や住民福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等)
 ・その他
 (主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動、自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習、障害のある者とないない者の交流活動)



スポーツ・文化的な活動だけでなく、社会生活に必要な知識・スキルや、障害のある者とないない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

【提供している事業・プログラムの内容】



<今後提供したい事業・プログラムの内容>

(事業・プログラムがないと回答した都道府県)

- ・地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能(3)
- ・障害のある者とないない者の交流活動(3)
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習(2)

その他、資格や免許に関すること(1)、社会保険(年金・保険等)や住民福祉サービス(1)、コミュニケーション(1)、ストレスマネジメント(1)等

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況②【市区町村】

市区町村

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、

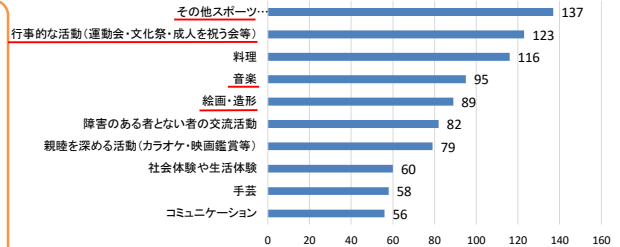
- ・スポーツ
- ・行事的な活動
- ・文化的な活動（音楽、絵画・造形等）が多くなっている。

○ 一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・障害のある者となない者の交流活動
- ・社会生活に必要な知識・スキル（社会体験や生活体験、社会保険や住民・福祉サービス）
- ・個人の生活に必要な知識・スキル（防災・防犯、料理）
- ・職業において必要な知識・スキル（仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等）が多くなっている。

スポーツ・文化的な活動だけでなく、個人の生活・社会生活・職業に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

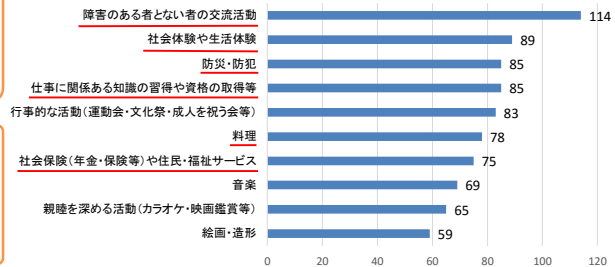
【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、グランドゴルフ、ポッチャ、ニュースポーツ、サウンドテーブルテニス、車いすテニス等

【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した市区町村)



7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況③【特別支援学校】

特別支援学校

○ 現在提供している事業・プログラムは、

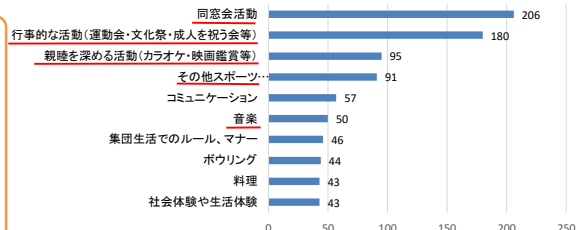
- ・同窓会活動や行事的な活動、親睦を深める活動
- ・スポーツや文化的な活動が多くなっている。

○ 一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・親睦を深める活動 に加え、
- ・社会生活に必要な知識・スキル（金銭管理・契約、社会保険や住民・福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等）
- ・職業において必要な知識・スキル（仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等）が多くなっている。

親睦を深める活動などに加え、社会生活・職業に必要な知識・スキルなどの学習を充実していくことが必要

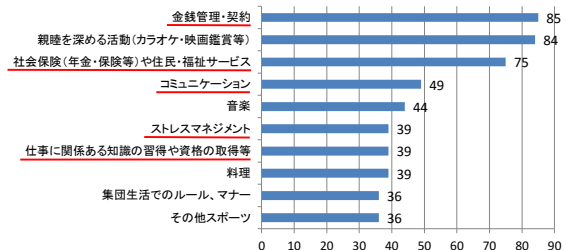
【提供している事業・プログラムの内容】



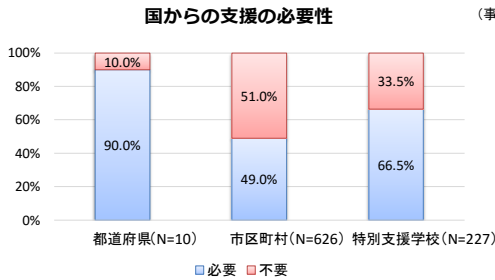
※その他スポーツは、バスケットボール、ポッチャ、フライングディスク、ソフトバレーボール、ティーボール、キッズチャンバラ等

【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した特別支援学校)



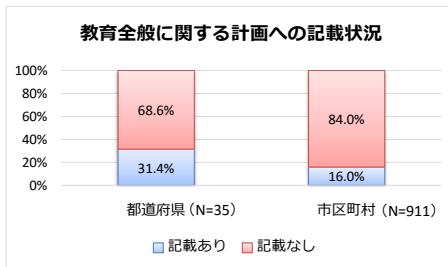
7-5 国からの支援の必要性



(事業・プログラムがないと回答した都道府県、市区町村、特別支援学校が回答)

○ 求められる国からの支援として、
 ・都道府県においては、「**好事例・先進事例の紹介(取組のモデルやプログラムを含む)**」
 ・市区町村及び特別支援学校においては、「**財政面での支援**(講師の確保、備品整備のための補助等)」
 「**人材面での支援**(障害者の生涯学習に係る専門スタッフの確保・育成)」
 といった意見が多い。

8 計画における記載の有無



○ 都道府県、市区町村いずれも、教育全般に関する計画において、障害者の生涯学習活動支援に係る施策・事業の記載をしている割合は低い。

➡ **都道府県、市区町村ともに、施策・事業の記載の充実を図っていくことが必要**

9 把握している本人や保護者のニーズ

	活動の場や機会の設定	仲間づくりや交流の機会の設定	財政面での支援	その他	特に把握していない・無し
都道府県 (N=11)	3件	4件	1件	0件	5件
市区町村 (N=141)	38件	10件	14件	0件	79件
特別支援学校 (N=187)	68件	26件	7件	12件	74件

* 複数の記述あり

○「活動の場や機会の設定」に関するニーズの例

- ・学びたい意欲はあるが、その場がない。
- ・定期的な学習機会を希望。
- ・社会的スキルに関する学習。
- ・生活費の計画やお金の管理、役所・区役所などへの連絡や書類の提出。
- ・資格の取り方を教えてほしい。
- ・就労に関する学習会の実施を希望。
- ・卒業後の勉強の場がほしい(国語、算数等)
- ・社会参加につながる機会を拡大してほしい。
- ・障害者が主体となって参加できる事業がない。
- ・場が特別支援学校であると通い慣れていて良い。
- ・文化・芸術活動の発表の場の確保。
- ・身近なところで生涯スポーツに参加できると良い。

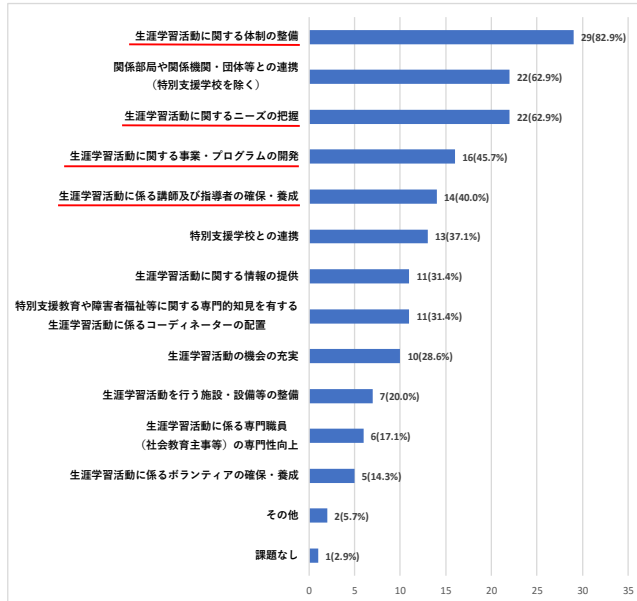
○「仲間づくりや交流の機会の設定」に関するニーズの例

- ・障害者の日常は作業所、家庭、グループホームの中だけでの生活を余儀なくされており、それ以外の交流の場が必要。障害の有無を越えた方が集まれる安心安全な場が必要。
- ・学校卒業後、友人と会う機会が減ってしまうので、友人等と定期的に合っ一緒に活動できる場や親子で参加できる場があればよい
- ・市民との交流
- ・障がい者への理解・啓発の促進
- ・どこに聞けば情報が得られるかが分からない。(情報ステーションのようなものがあれば利用したい。)

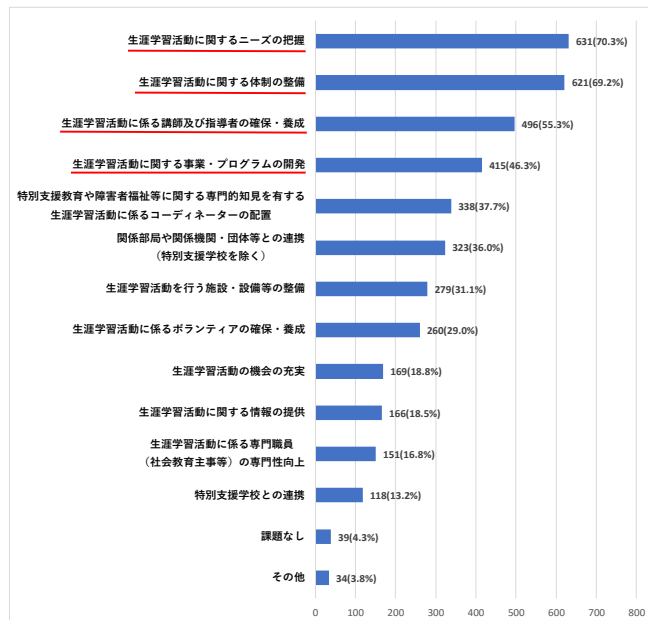
◎障害者は学校卒業後の活動の場が限られており、社会生活を自立して送るための学びや、様々な人と交流する機会・場所を求めている。

1.1 障害者の生涯学習活動を推進する上での優先的な課題

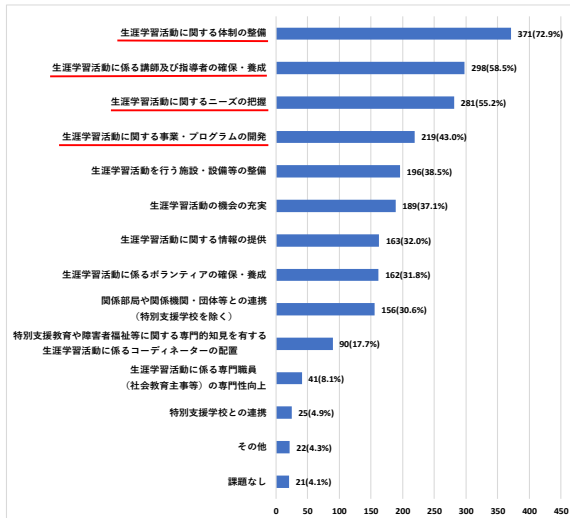
<都道府県>



<市区町村>



<特別支援学校>



○ 都道府県、市区町村、特別支援学校いずれにおいても、

- ・生涯学習活動に関する体制整備
- ・生涯学習活動に関するニーズ把握
- ・生涯学習活動に係る講師及び指導者の確保・養成
- ・生涯学習活動に関する事業・プログラムの開発

が課題としてあげられた。

体制整備については、全体として組織・人材等が整備されていない状況が明らかになった。

10 訪問調査事例① 大阪府：「ITステーション就労促進事業」

【実施の経緯】

視覚障害者の団体から声が寄せられ、情報格差の解消を目的とした事業からスタート。障害者がIT技術を身に付けていくことで、就職の実現につながると考え、就労支援を目的とした本事業に転換されていった。本事業は、平成24年から始まり、大阪府が社会福祉法人大阪障害者自立支援協会に委託して行われている。

【内容】



(大阪府ITステーションパンフレットより)

* 受講料無料

【特長】

- ・本人の生活や体調に合わせて受講できるよう、受講日は柔軟に調整できる。
- ・中級からは各障害種別に応じて行う。
- ・ITに関する講座だけでなく、就職に必要な力も学ぶ講座がある。

等

【成果と課題】

- ・就職者数の目標値を掲げ、毎年一定の成果を上げている。
- ・府と市町村の役割を整理し、本事業を継続しながらも、市町村に支援ボラの派遣も検討している。
- ・重度の障害者を対象に、視線入力装置等の最新のIT技術を活用したスキルが学べる講座も設けることができるように計画している。

10 訪問調査事例②

東京都中野区「自宅を教室に」～励まし合い・支え合い・学び合う社会教育訪問学級～

【実施の経緯】 1981年(昭和56年)の国際障害者年に「完全参加と平等」という目標を

実現するため、区の社会教育事業として開設された。一人で外出することが難しい身体障害のある受講者の「学びたい」という学習意欲に応えられるよう、区が紹介した講師が直接受講者の自宅を訪問し、マンツーマンでの学習指導を行う。

【内容と特長】

①対象

中野区在住の18歳以上で、学びたいという意欲がありながら、身体に障害があるために一人での外出が困難である方。

②学習科目

受講者は希望にもとづき1科目を学習する。これまでに実施した学習科目の例:国語、英会話、ドイツ語、絵手紙、水彩画、パステル画、習字、ピアノ、音楽、大正琴、謡、折り紙、編み物、洋裁、華道、ワープロ、パソコン等。

③学習方法

学習は6月から翌年の2月まで、月2回、1回2時間程度(年間18回以内)行われる。

受講料は無料だが、教材費等は受講者の自己負担となる。

受講者、家族、講師、担当者が一堂に会して、作品展・交流発表会も開催している。

【成果と課題】

- ・毎年の交流発表会では、学ぶことで自信や生きがいを得た受講者の声や、それを支える講師の喜びの声があがっている。
- ・事業開設から平成29年度までの36年間における受講者は、延べ574人にのぼる。
- ・開設当初は、就学免除で学校教育を受けることなく成人した受講者も多く、識字等のニーズが高かったが、近年の受講希望者は一桁台にとどまっている。
- ・今後は、学校教育関係者や医療関係者への情報提供を通じて潜在的なニーズの掘り起こしを行い、福祉事業との連携を図ることが課題。



写真: 交流発表会



写真: 作品展の様子

10 訪問調査事例③

香川県立高松養護学校「香川県ひまわり親の会 夏期集中研修会」

主催: 香川県ひまわり親の会 後援: 香川県立高松養護学校

【実施の経緯】

香川県立高松養護学校の保護者が「子どもたちの体の学習の場を作りたい」と、昭和57年に保護者の会を発足し、35年継続して開催している。

【概要】

- ・7つの学習班(右記)により構成し、参加者が好きな活動に参加する。
- ・参加者は、高松養護学校の在校生及び卒業生に加え、近隣の養護学校の在校生及び卒業生。保護者も。
- ・当初、動作法の訓練会として始まったが、障害のある当事者や保護者のニーズを踏まえて活動班を増やし、興味関心に応じて活動が選べるようになってきた。

【内容】

- 運動・動作学習班
- 感覚運動学習班
- おもちゃで遊ぼう班
- コーデウィッシュ班
- 静的弛緩誘導班
- 親子でde学習班
- プール活動班



写真: 感覚運動学習班の活動の様子

【成果と課題】

- ・高松養護学校の他、近隣の養護学校や卒業生の参加もあり、仲間関係の広がりがみられる。
- ・準備や実施が大掛かりになっている。効率的にしていく工夫の検討や継続していくための人材確保(育成)や資金面の検討も必要である。

11 まとめと今後の課題

1. 障害者が真に参加できる生涯学習の機会を充実させること
2. 地方公共団体における障害者の学習プログラム・体制を充実させること
3. 福祉・労働分野における関連事業を効果的に活用して「学習の視点」を持つプログラムを充実させること
4. 事業の運営に当事者や保護者が参加することや当事者のニーズを把握・対応すること
5. 障害者の生涯学習に対する関係者の認識の共有化を図り意識を高めること
6. さらなる調査研究の必要性

平成 29 年度
開かれた大学づくりに関する調査研究【調査報告書（抜粋）】

文部科学省委託調査

【調査実施概要】

1 調査研究の趣旨

大学（短期大学含む。以下同じ）は、地域や社会の知の拠点として、住民の生涯学習や多種多様な主体の活動を支えると同時に、地域や社会の課題を共に解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献が求められている。また、こうした取組を継続して行うことが、大学が地域等に支えられる機関としての確固たる地位を築くことにつながっていくと考えられる。

本調査は、住民等の学習機会として重要な役割を担っている大学公開講座の実施状況のほか、大学と地域との関係構築に関する取組状況を把握・分析することで、開かれた大学づくりを推進するための基礎資料を得ることを目的に実施する。

2 調査研究の方法

(1)有識者会議の設置

本調査の円滑な実施を図るため、必要な助言等を得ることを目的に、有識者等で構成される検討委員会を設置した。

有識者会議の委員構成は下記の通り。

【有識者会議 委員構成(敬称略 五十音順)】

阿部 耕也	静岡大学イノベーション社会連携推進機構・地域連携生涯学習部部門長 教授
山口 耕司	國學院大學総合企画部 エクステンション事業課 課長
山本 珠美	香川大学 生涯学習教育研究センター 准教授

(2)アンケート調査の実施

各大学が実施している公開講座のほか、大学と地域との関係構築に関する取組状況を正確に把握するとともに、クロス分析を行う。また、各種の基礎データを交えたクロス分析も併せて行うことで、各大学の特色を捉えて類型化する。

①調査対象・方法

すべての大学（短期大学含む）に対してアンケート調査を実施する。調査の対象期間は、平成28年度（時点調査を行う項目は平成29年5月1日）及び平成30年度の計画とした。

【アンケート】

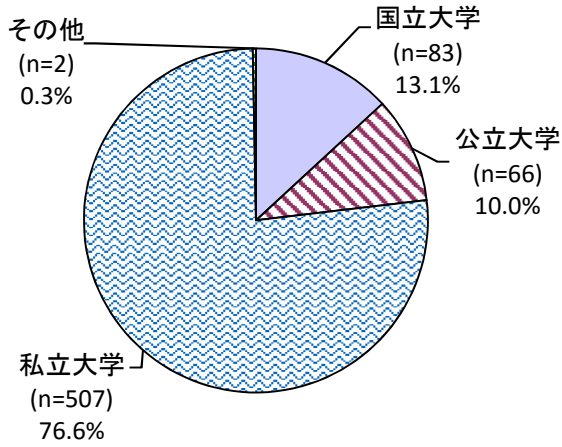
実施概要	
対象者	全国の大学・短期大学 1,116件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	83.0% (927/1,116) : 大学 84.1% (658/782)、短大 80.5% (269/334) ※前回 (平成 27 年度調査) 93.6% (1,050/1,122) : 大学 95.9% (749/781)、短大 88.3% (301/341)

②調査項目

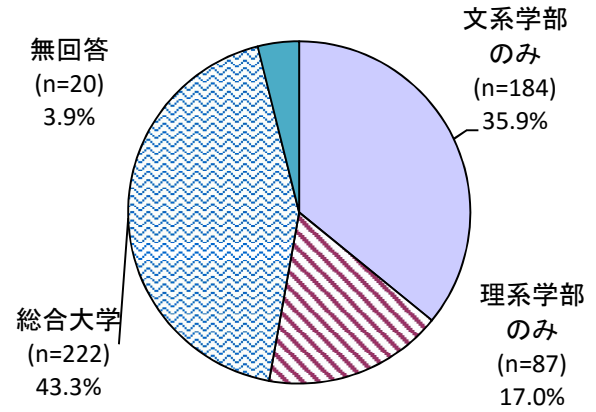
調査項目については、【参考資料（調査票）】を参照

【回答者プロフィール】

図表 1 設置者の別 (n=658)



図表 2 学部構成 (n=658)



図表 3 設置者別 学部構成 (n=658)

	全体	文系学部のみ	理系学部のみ	総合大学	その他	無回答
全体	658 (100.0%)	184 (28.0%)	87 (13.2%)	222 (33.7%)	145 (22.0%)	20 (3.0%)
国立大学	83 (100.0%)	10 (12.0%)	13 (15.7%)	47 (56.6%)	11 (13.3%)	2 (2.4%)
公立大学	66 (100.0%)	11 (16.7%)	16 (24.2%)	15 (22.7%)	23 (34.8%)	1 (1.5%)
私立大学	507 (100.0%)	163 (32.1%)	58 (11.4%)	159 (31.4%)	110 (21.7%)	17 (3.4%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)

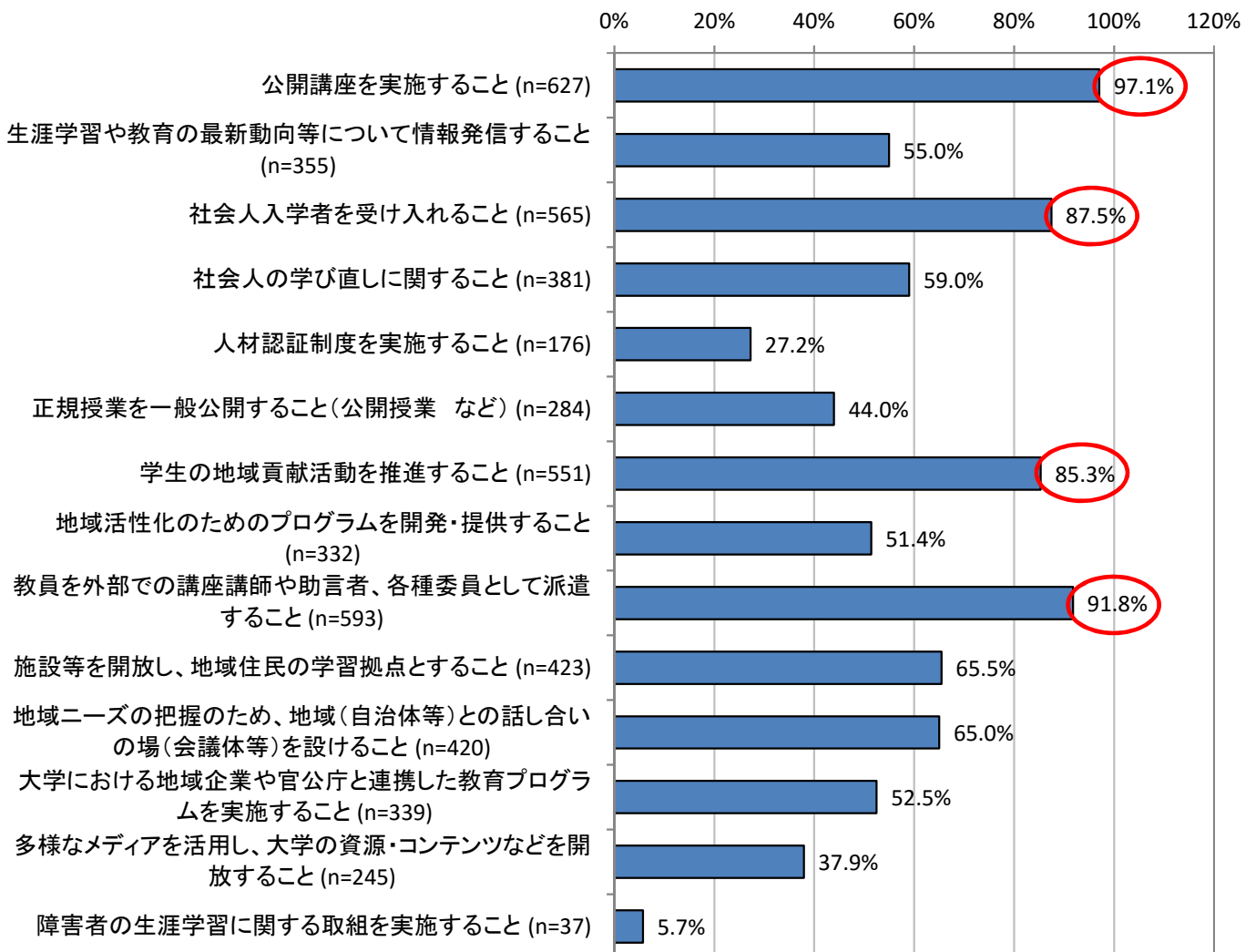
※学校種別の「その他」は株式会社立等の大学を示す。以下において同じ。

1 開かれた大学づくりに関する実施方針（大学編）

(1) 地域社会に対する大学の貢献の取組実施有無

地域社会に対する大学の貢献の取組の実施有無をきいた。特に「公開講座を実施すること（97.1%）」「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること（91.8%）」の回答割合が高かった。その他、「社会人入学者を受け入れること（87.5%）」「学生の地域貢献活動を推進すること（85.3%）」の割合も高かった。

図表 4 実際に取り組んでいる項目（n=646※ 複数回答）



※1 社会人の学び直し：公開講座や正規授業等を通して実施され、主に「受講者が、現在の仕事・職業や今後の就職や転職などに役立つ専門知識や能力を身につける」「受講者個人の仕事に関する今後のキャリア形成に資する」ことを目的とする取組

※2 人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に証明するような仕組みをいいます。例えば、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の称号・呼称の付与のほか、講座受講による修了証の交付等の仕組みまでを広く対象とする。ただし、法令に根拠のある資格やある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。

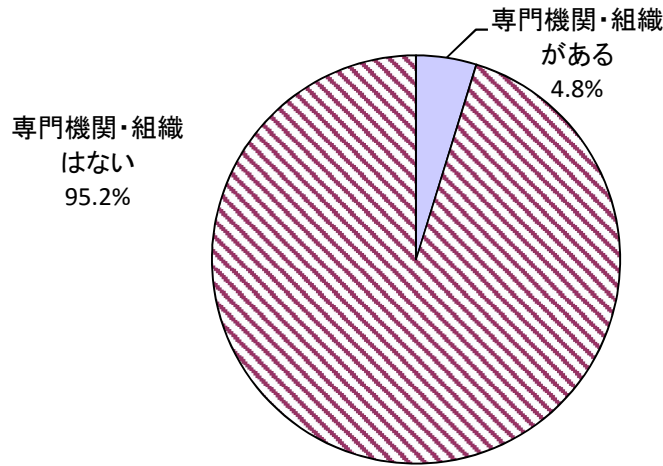
※3 大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラム：公開講座等の生涯学習の推進を目的とした教育プログラムの他、学生向けの教育プログラムも含む。

※無回答の学校を母数から除外している場合があるため、nの値が異なることがある。以下において同じ。

⑤ 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織

障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無をきいた。「専門機関・組織がある」との回答割合は4.8%に留まる。

図表 5 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無 (n=628)



【設置者別の回答状況】

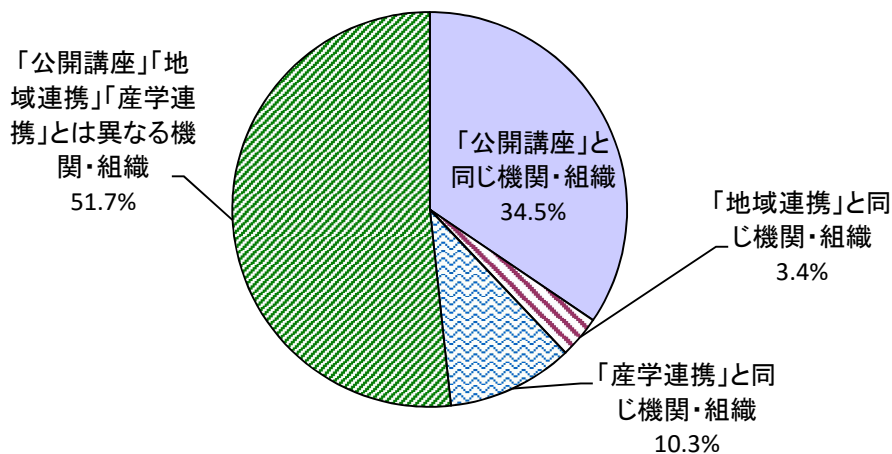
障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無を設置者別にみた。「専門機関・組織がある」との回答割合は、公立大学や私立大学に比べ国立大学が高いものの、9.9%に留まる。

図表 6 設置者別 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無

	全体	専門機関・組織がある	専門機関・組織はない
全体	628 (100.0%)	30 (4.8%)	598 (95.2%)
国立大学	81 (100.0%)	8 (9.9%)	73 (90.1%)
公立大学	62 (100.0%)	2 (3.2%)	60 (96.8%)
私立大学	483 (100.0%)	20 (4.1%)	463 (95.9%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)

障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置状況をきいた。「公開講座」「地域連携」「産学連携」いずれとも異なる機関・組織であるとの回答割合が51.7%となっている。

図表 7 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置状況 (n=29)



【設置者別の回答状況】

障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置状況を設置者別にみた。私立大学では「公開講座」「地域連携」「産学連携」いずれとも異なる機関・組織との回答割合が57.9%と、全体平均に比べ高い一方、公立大学では1校もみられない。

図表 8 設置者別 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置状況

	全体	「公開講座」と同じ機関・組織	「地域連携」と同じ機関・組織	「産学連携」と同じ機関・組織	「公開講座」「地域連携」「産学連携」とは異なる機関・組織
全体	29 (100.0%)	10 (34.5%)	1 (3.4%)	3 (10.3%)	15 (51.7%)
国立大学	8 (100.0%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)
公立大学	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
私立大学	19 (100.0%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	11 (57.9%)

⑥公開講座の実施に関する専門機関・組織の人員数

公開講座の実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている人数について聞いたところ、専任教員が平均 3.6 人、兼任教員が平均 3.7 人、職員（常勤）が 3.5 人、職員（非常勤）が 1.1 人であった。国立大学や公立大学では、私立大学に比べて兼任教員や職員（非常勤）の人数が多い。

図表 9 設置者別 公開講座の実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている平均人数（人）

	専任教員数		兼任教員数		職員(常勤)		職員(非常勤)	
	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均
全体	396	3.6	385	3.7	448	3.5	372	1.1
国立大学	47	2.0	52	5.6	55	2.7	53	1.6
公立大学	39	3.1	41	5.6	42	2.8	37	1.1
私立大学	310	4.0	292	3.1	351	3.7	282	1.0

⑦障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の人員数

障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている人数について聞いたところ、専任教員が平均 1.2 人、兼任教員が平均 1.4 人、職員（常勤）が 1.3 人、職員（非常勤）が 0.6 人であった。公立大学では専任教員が平均 2.5 人、兼任教員が平均 2.3 人で 2 人を超えており、国立大学や私立大学に比べ多い。

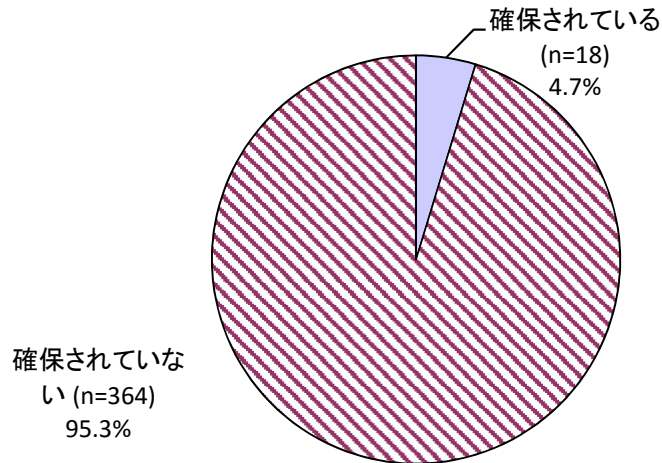
図表 10 設置者別 障害者の生涯学習実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている平均人数（人）

	専任教員数		兼任教員数		職員(常勤)		職員(非常勤)	
	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均
全体	110	1.2	109	1.4	110	1.3	105	0.6
国立大学	18	1.3	17	1.6	17	1.2	17	1.9
公立大学	12	2.5	12	2.3	12	0.8	12	0.3
私立大学	80	1.0	80	1.2	81	1.3	76	0.3

⑧障害者の生涯学習の実施状況

障害者の生涯学習の実施のための予算が確保されているか聞いた。「確保されている」との回答は4.7%に留まる。

図表 11 障害者の生涯学習実施に関する予算の有無 (n=382)



障害者の生涯学習の実施予算が「確保されている」と回答した大学について、予算額について聞いた。平均で2629722.3円であった。

図表 12 設置者別 障害者の生涯学習実施に関する予算額

	n	平均予算額(円)
全体	17	2629722.3
国立大学	7	2286714.4
公立大学	0	0.0
私立大学	10	3132800.0

※無回答1件を含まずに平均額を算出している。

(3) 障害者の方への取組

① 公開講座への障害者の方の参加状況

公開講座への障害者の方の参加状況について設置者別に聞いた。全体的に国立大学での平均参加者数が多く、国立大学以外については、1名以下である。

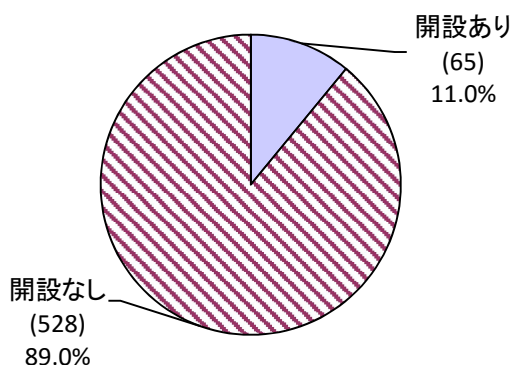
図表 13 設置者別 公開講座への障害者の方の平均参加者数（人）

	身体障害の方		知的障害の方		精神障害の方	
	n	参加者数	n	参加者数	n	参加者数
全体	260	0.8	225	1.1	235	1.3
国立大学	36	2.6	30	4.1	30	9.3
公立大学	17	0.3	14	0.0	14	0.1
私立大学	206	0.5	180	0.7	190	0.1
その他	1	0.0	1	0.0	1	0.0

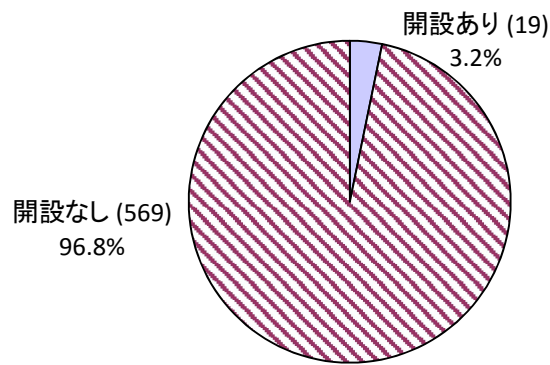
② 障害者の方に関する公開講座

障害者の方に関する公開講座の実施有無について聞いた。「障害者の方への支援に関する講座」は11.0%の大学で実施されているが、「障害者の方を対象とした講座」は3.2%に留まる。

図表 14 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方への支援についての講座) (n=593)



図表 15 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=588)



【設置者別の回答状況】

障害者の方に関する公開講座の実施有無について、設置者別にみた。国立大学の「障害者の方への支援についての講座」の実施は 22.8%、「障害者の方を主な対象とした講座」の実施は 10.5%で公立大学、私立大学に比べ大きく上回っている。

図表 16 設置者別 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方への支援についての講座) (n=593)

	全体	実施あり	実施なし
全体	593 (100.0%)	65 (11.0%)	528 (89.0%)
国立大学	75 (100.0%)	17 (22.7%)	58 (77.3%)
公立大学	61 (100.0%)	6 (9.8%)	55 (90.2%)
私立大学	455 (100.0%)	42 (9.2%)	413 (90.8%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)

図表 17 設置者別 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=588)

	全体	実施あり	実施なし
全体	588 (100.0%)	19 (3.2%)	569 (96.8%)
国立大学	76 (100.0%)	8 (10.5%)	68 (89.5%)
公立大学	61 (100.0%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)
私立大学	449 (100.0%)	11 (2.4%)	438 (97.6%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)

③ 障害者の方に関する公開講座の講座数

障害者の方に関する公開講座の講座数について設置者別にみた。「障害者の方を主な対象とする講座」については私立大学で5.8講座と、他の設置者より多い。

図表 18 設置者別 障害者の方に関する講座の講座数

	障害者の方への支援についての講座		障害者の方を主な対象とする講座	
	n	講座数	n	講座数
全体	62	4.7	17	4.4
国立大学	16	6.1	8	2.8
公立大学	6	1.5	0	0.0
私立大学	40	4.6	9	5.8

④ 障害者の方に関する公開講座の受講者数

障害者の方に関する公開講座の受講者数について設置者別にみた。「障害者の方への支援についての講座」では全設置者で100人を超え、私立大学では202.9人となっている。「障害者の方を主な対象とする講座」については、国立大学が44.0人で他の設置者に比べ多い。

図表 19 設置者別 障害者の方に関する講座の受講者数

	障害者の方への支援についての講座		障害者の方を主な対象とする講座	
	n	受講者数	n	受講者数
全体	61	188.1	17	35.5
国立大学	16	170.2	8	44.0
公立大学	5	127.8	0	0.0
私立大学	40	202.9	9	27.9

⑤ 障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定

障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定を設置者別にみた。ほぼ予定なしとの回答だが、国立大学および私立大学では「障害者の方への支援についての講座」でそれぞれ 14.9%、16.1%、「障害者の方を主な対象とした講座」でそれぞれ 8.6%、12.1%が「検討中である」と回答している。

図表 20 設置者別 障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定
(障害者の方への支援についての講座) (n=420)

	全体	予定はある	予定はない	検討中である
全体	420 (100.0%)	7 (1.7%)	353 (84.0%)	60 (14.3%)
国立大学	47 (100.0%)	2 (4.3%)	38 (80.9%)	7 (14.9%)
公立大学	41 (100.0%)	1 (2.4%)	40 (97.6%)	0 (0.0%)
私立大学	330 (100.0%)	4 (1.2%)	273 (82.7%)	53 (16.1%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)

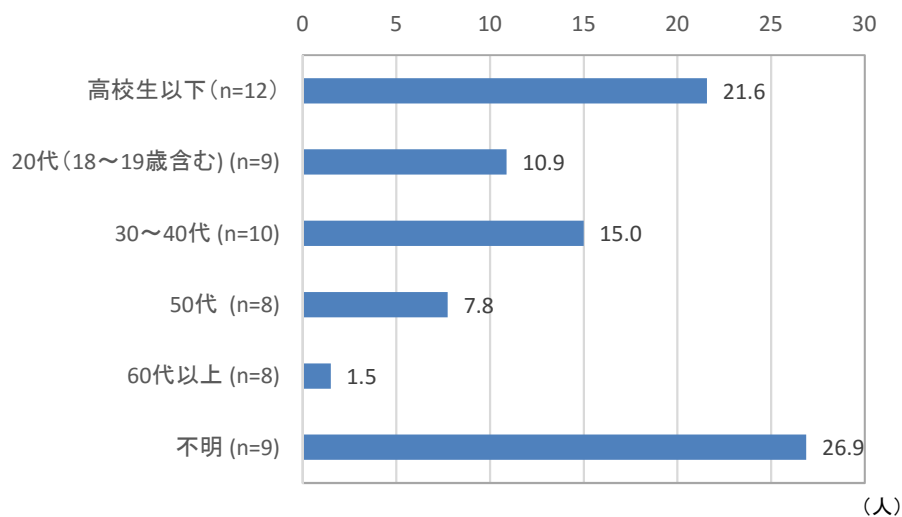
図表 21 設置者別 障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=453)

	全体	予定はある	予定はない	検討中である
全体	453 (100.0%)	4 (0.9%)	401 (88.5%)	48 (10.6%)
国立大学	58 (100.0%)	2 (3.4%)	51 (87.9%)	5 (8.6%)
公立大学	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)
私立大学	346 (100.0%)	2 (0.6%)	302 (87.3%)	42 (12.1%)
その他	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)

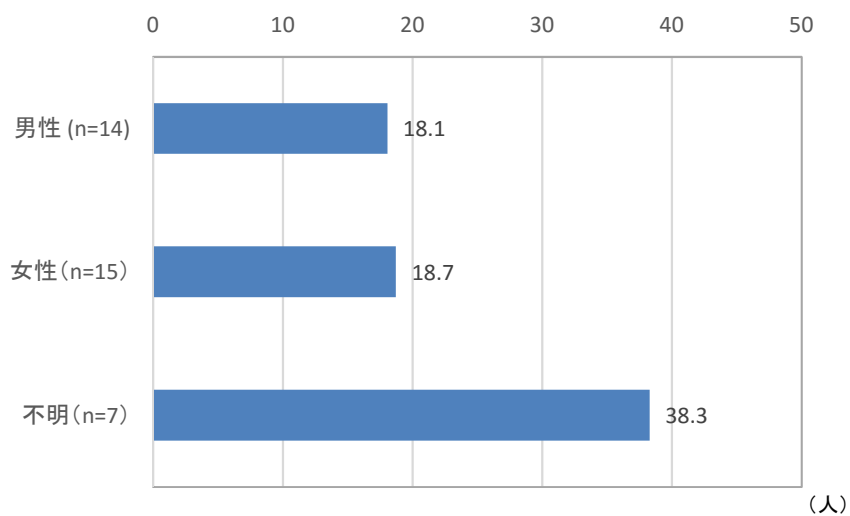
⑥ 障害者の方を主な対象とする公開講座の受講者の年齢構成および性別

障害者の方を主な対象とする公開講座を実施している大学について、受講者の年齢および性別についてきいた。年齢構成については高校生以下が 21.6 人、30 代～40 代が 15.0 人と多い。

図表 22 障害者の方を対象とした公開講座の受講者年齢構成



図表 23 障害者の方を対象とした公開講座の受講者の性別



⑦障害者の方を主な対象とする公開講座の具体的な対象者

障害者の方を主な対象とする公開講座の具体的な対象者として記入された回答の一部を以下に示す。

- ・知的障害者
- ・知的障害者（18歳以上に限定）
- ・知的障害者で、療育手帳「B」判定またはこれに準ずる方
- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のいずれかに該当し、なおかつ大学所在の市内在住または市内施設を利用している方
- ・視覚障害者
- ・聴覚障害者
- ・肢体障害者及び聴覚障害者

⑧障害者の方を主な対象とする公開講座の内容

障害者の方を主な対象とする公開講座の内容として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・肢体障害、視覚障害者対象パソコン講座
- ・障害児とその保護者を対象に、音楽療法活動を実施
- ・聴覚障害者向けの茶道体験講座
- ・臨床心理援助技法を学ぶ講座（障害児童とその保護者や、支援学校教員、障害児童臨床に関心を持つ臨床心理士向けに実施）

⑨障害者の方を主な対象とする公開講座実施の際の障壁

障害者の方を主な対象とする公開講座の実施に際しての障壁として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・ボランティアやスタッフの確保
- ・他の公開講座よりも入念な準備が必要、また人員も多く必要であるが、受講料が高くなりすぎないように、小規模講座にせざるを得ない点
- ・障害に対する専門知識を持つスタッフの確保や、障害者の利用に対応した施設の整備

⑩障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって連携している機関・団体

障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって連携している機関・団体として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・市役所、教育委員会
- ・市の障害者福祉センター、福祉協会
- ・県の障害者就労支援団体

⑪ 障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって配慮している事柄

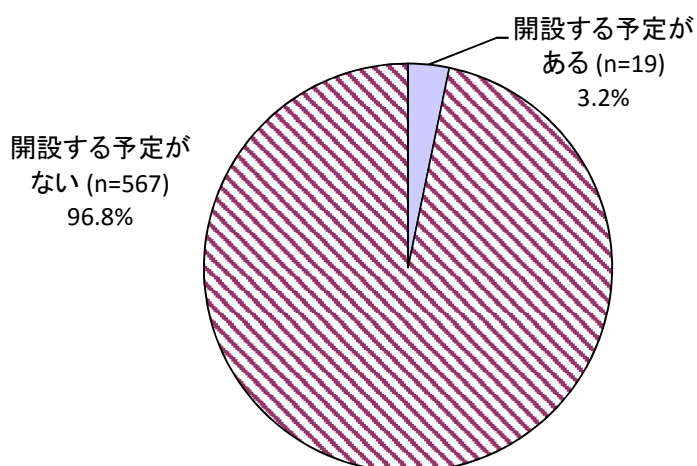
障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって配慮している事柄として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・車いすの方などに配慮した導線、教室の設定（1Fの教室を使用する等）
- ・（事前申し込みに応じて）手話の対応
- ・障害を持つ児童の保護者向け講座の開講に際して、保育スタッフを用意し、お子さまを預かった。

⑫ 障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定

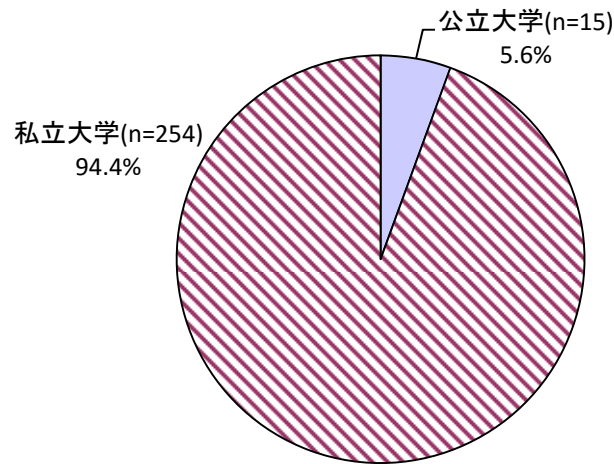
障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定についてきいたところ、「開設する予定がある」は3.2%であった。

図表 24 障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定（n=586）

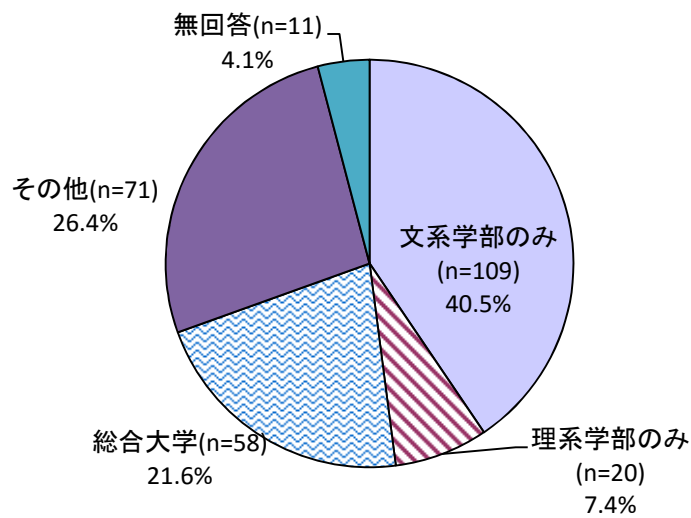


【回答者プロフィール】

図表 25 設置者の別 (n=269)



図表 26 学部構成 (n=269)



図表 27 設置者別 学部構成

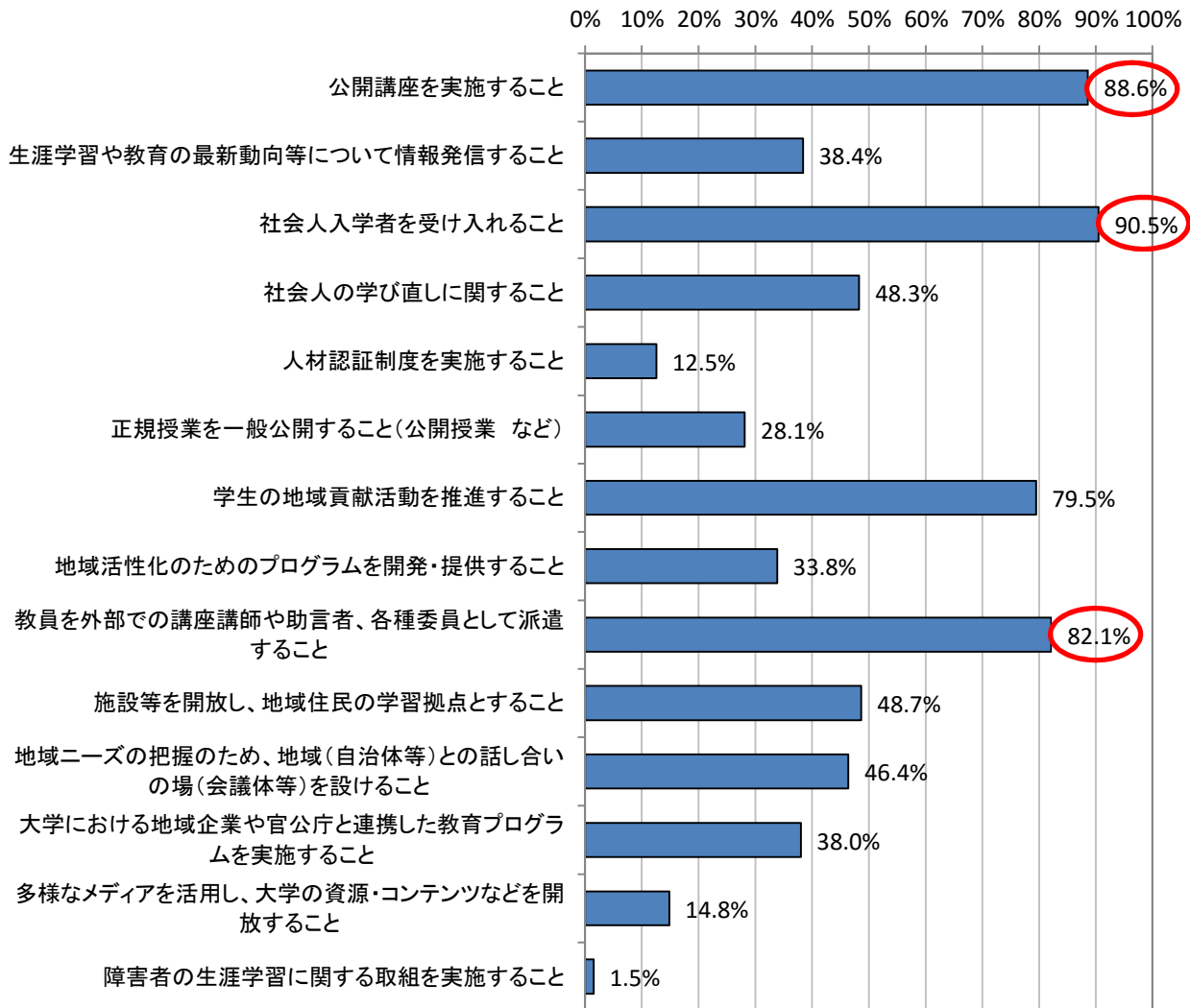
	全体	文系学部のみ	理系学部のみ	総合大学	その他	無回答
全体	269 (100.0%)	109 (40.5%)	20 (7.4%)	58 (21.6%)	71 (26.4%)	11 (4.1%)
公立大学	15 (100.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	2 (13.3%)
私立大学	254 (100.0%)	104 (40.9%)	20 (7.9%)	57 (22.4%)	64 (25.2%)	9 (3.5%)

1 開かれた大学づくりに関する実施方針（短大編）

(1) 地域社会に対する大学の貢献の取組実施有無

地域社会に対する大学の貢献の取組の実施有無をきいた。特に「社会人入学者を受け入れること（90.5%）」「公開講座を実施すること（88.6%）」「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること（82.1%）」の回答割合が高かった。

図表 28 実際に取り組んでいる項目（n=263 複数回答）



※1 社会人の学び直し：公開講座や正規授業等を通して実施され、主に「受講者が、現在の仕事・職業や今後の就職や転職などに役立つ専門知識や能力を身につける」「受講者個人の仕事に関する今後のキャリア形成に資する」ことを目的とする取組

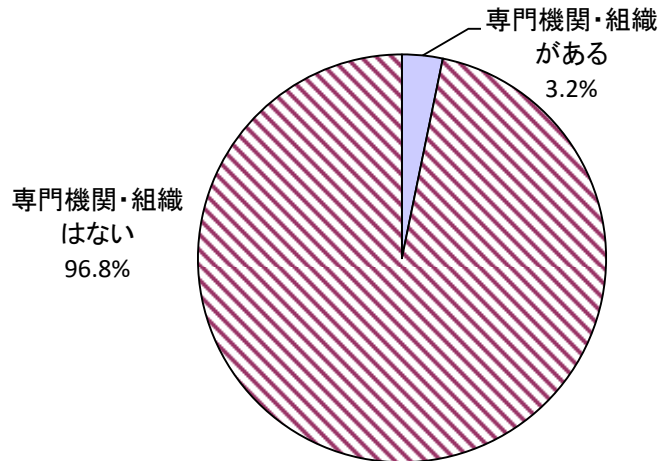
※2 人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に証明するような仕組みをいいます。例えば、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の称号・呼称の付与のほか、講座受講による修了証の交付等の仕組みまでを広く対象とする。ただし、法令に根拠のある資格やある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。

※3 大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラム：公開講座等の生涯学習の推進を目的とした教育プログラムの他、学生向けの教育プログラムも含む。

⑤ 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織

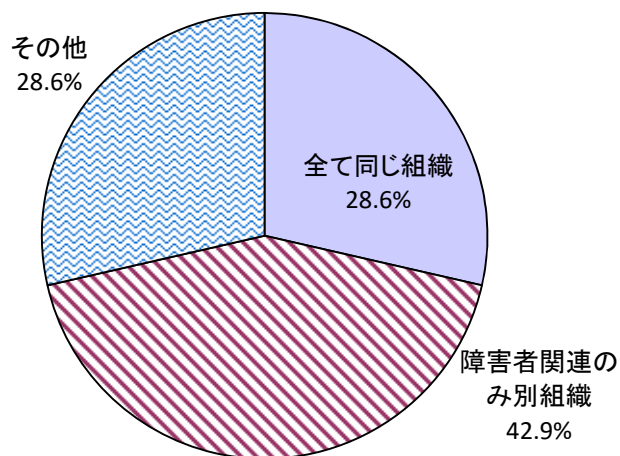
障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無をきいた。「専門機関・組織がある」との回答割合が 3.2%であった。なお、専門機関・組織があると回答したのはいずれも私立大学（236 大学中 8 大学）であった。

図表 29 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の設置有無 (n=249)



専門機関・組織の設置状況につき、「公開講座」「産学連携」「地域連携」「障害者の生涯学習の実施」のすべての専門機関・組織がある短期大学については 7 大学いずれも私立大学であった。この内訳についてみると、全体では「障害者関連のみ別組織」が最も多く 42.9%、「全て同じ組織」「その他」がそれぞれ 28.6%であった。

図表 30 専門機関・組織の設置が同一であるか (n=7)



※本設問につき無回答の 1 大学を除外し集計している

⑥ 障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の人員数

障害者の生涯学習の実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている人数について聞いたところ、専任教員が平均 0.6 人、兼任教員が平均 1.0 人、職員（常勤）が 0.7 人、職員（非常勤）が 0.3 人であった。

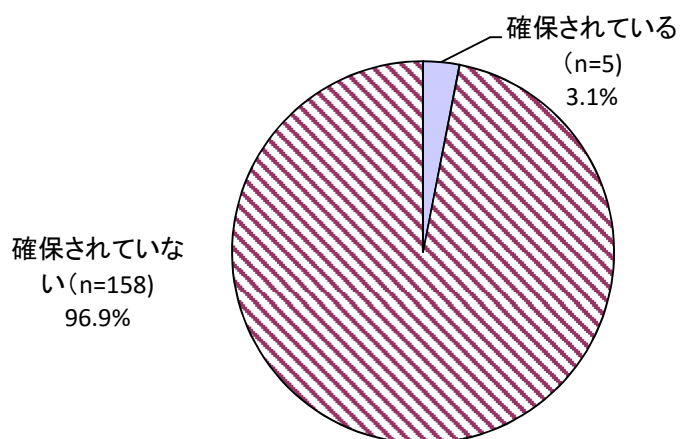
図表 31 設置者別 障害者の生涯学習実施に関する専門機関・組織の運営に関わっている平均人員数（人）

	専任職員数		兼任職員数		職員(常勤)		職員(非常勤)	
	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均	回答大学数	平均
全体	56	0.6	53	1.0	56	0.7	54	0.3
公立大学	4	0.0	4	1.0	4	0.8	4	0.0
私立大学	52	0.7	49	1.0	52	0.7	50	0.3

⑦障害者の生涯学習の実施状況

障害者の生涯学習の実施のための予算が確保されているか聞いた。「確保されている」との回答は 3.1%に留まる。

図表 32 障害者の生涯学習の実施に関する予算の有無 (n=163)



障害者の生涯学習の実施予算が「確保されている」と回答した大学について、予算額について聞いた。平均で 237500.3 円であった。

図表 33 設置者別 障害者の生涯学習実施に関する予算額

	n	平均予算額(円)
全体	4	237500.3
公立大学	0	
私立大学	4	237500.3

※無回答 1 件を除外している。

(3) 障害者の方への取組

① 公開講座への障害者の方の参加状況

公開講座への障害者の方の参加状況について、設置者別に聞いた。設置者による差異はほとんどないが、公立大学においては知的障害の方、及び精神障害の方については参加者が無い。

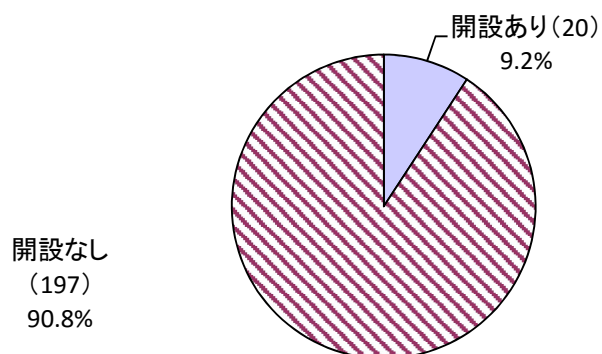
図表 34 公開講座への障害者の方の参加者数

	身体障害の方		知的障害の方		精神障害の方	
	n	参加者数	n	参加者数	n	参加者数
全体	110	0.3	93	0.4	102	0.1
公立大学	7	0.3	6	0.0	6	0.0
私立大学	103	0.3	87	0.4	96	0.1

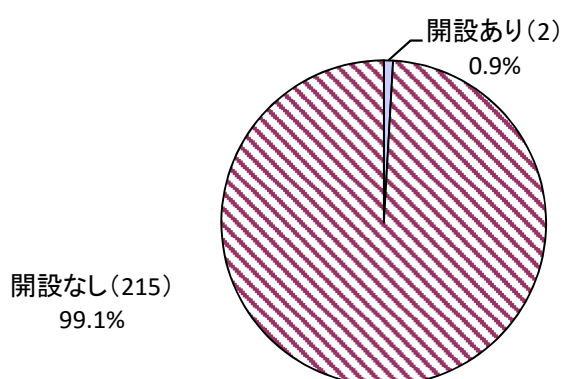
②障害者の方に関する公開講座

障害者の方に関する公開講座の実施有無についてきいた。障害者の方への支援に関する講座は 9.2%の大学で実施されているが、障害者の方を対象とした講座は 0.9%に留まる。

図表 35 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方への支援についての講座) (n=217)



図表 36 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=217)



【設置者別の回答状況】

障害者の方に関する公開講座の実施有無について、設置者別にみた。設置者による差異はほぼ見られない。公立大学での「障害者の方を主な対象とした講座」への回答率は0%である。

図表 37 設置者別 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方への支援についての講座) (n=217)

	全体	実施あり	実施なし
全体	217 (100.0%)	20 (9.2%)	197 (90.8%)
公立大学	14 (100.0%)	1 (7.1%)	13 (92.9%)
私立大学	203 (100.0%)	19 (9.4%)	184 (90.6%)

図表 38 設置者別 障害者の方に関する公開講座の実施有無
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=217)

	全体	実施あり	実施なし
全体	217 (100.0%)	2 (0.9%)	215 (99.1%)
公立大学	14 (100.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)
私立大学	203 (100.0%)	2 (1.0%)	201 (99.0%)

③ 障害者の方に関する公開講座の講座数

障害者の方に関する公開講座の講座数について設置者別にみた。「障害者の方を主な対象とする講座」については私立大学で 2.0 講座であり、公立大学からの回答はなかった。

図表 39 設置者別 障害者の方に関する講座の講座数

	障害者の方への支援についての講座		障害者の方を主な対象とする講座	
	n	講座数	n	講座数
全体	18	1.3	2	2.0
公立大学	1	1.0	0	0.0
私立大学	17	1.4	2	2.0

④ 障害者の方に関する公開講座の受講者数

障害者の方に関する公開講座の受講者数について設置者別にみた。「障害者の方への支援についての講座」では、私立大学で 65.5 人となっている。「障害者の方を主な対象とする講座」については、私立大学では 16.5 人、公立大学では 0 人であった。

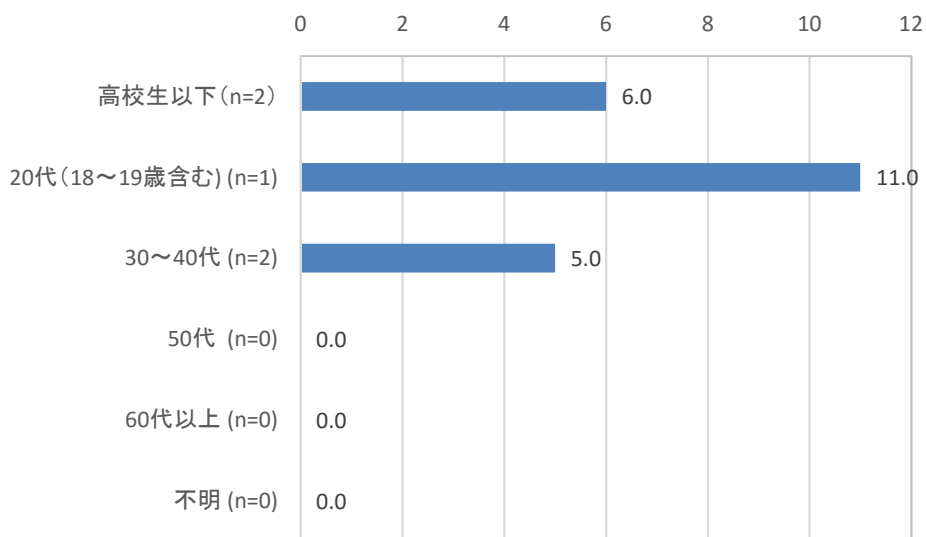
図表 40 設置者別 障害者の方に関する講座の受講者数

	障害者の方への支援についての講座		障害者の方を主な対象とする講座	
	n	受講者数	n	受講者数
全体	17	62.1	2	16.5
公立大学	1	7.0	0	0.0
私立大学	16	65.5	2	16.5

⑤ 障害者の方を主な対象とする公開講座の受講者の年齢構成および性別

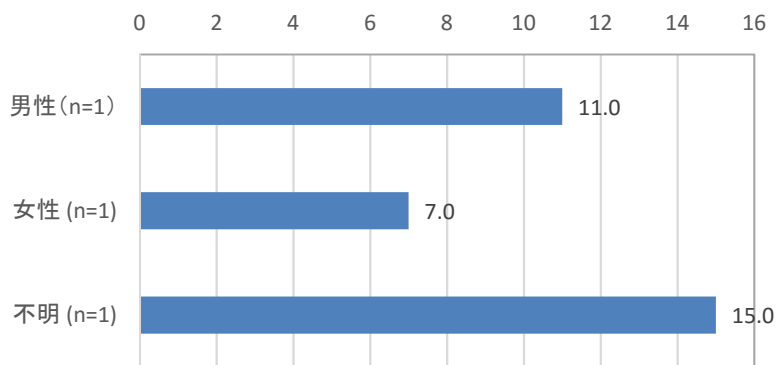
障害者の方を主な対象とする公開講座を実施している大学について、受講者の年齢および性別についてきた。年齢構成については20代が11.0人と、他の年齢層に比べ多かった。

図表 41 障害者の方を対象とした公開講座の受講者年齢構成



(人)

図表 42 障害者の方を対象とした公開講座の受講者の性別



(人)

⑥ 障害者の方を主な対象とする公開講座の具体的な対象者

障害者の方を主な対象とする公開講座の具体的な対象者として記入された回答の一部を以下に示す。

- ・知的障害者

⑦ 障害者の方を主な対象とする公開講座の内容

障害者の方を主な対象とする公開講座の内容として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・障害を持つ児童と保護者への遊び場提供
- ・宿泊型(二泊三日)での雪遊びを企画

⑧ 障害者の方を主な対象とする公開講座実施の際の障壁

障害者の方を主な対象とする公開講座の実施に際しての障壁として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・スタッフの確保

⑨ 障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって連携している機関・団体

障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって連携している機関・団体として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・地元自治体(区役所)

⑩ 障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって配慮している事柄

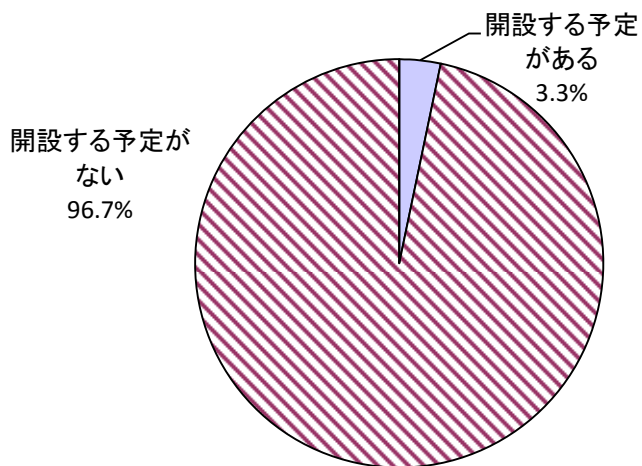
障害者の方を主な対象とする公開講座実施にあたって配慮している事柄として具体的に記入された回答の一部を以下に示す。

- ・会場を1階に設定している。
- ・一部の公開講座で、会場に手話通訳者と要約筆記者を配置している。
- ・視覚障害者の方への事前の講座資料提供（音声ファイル変換のため）

⑪ 障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定

障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定についてきいたところ、「開設する予定がある」は 3.3%であった。

図表 43 障害者の生涯学習に関するオープンカレッジ（公開講座を除く）の開設予定(n=214)



⑫障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定

障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定を設置者別にみた。ほぼ予定なしとの回答だが、私立大学では「障害者の方への支援についての講座」で16.8%、「障害者の方を主な対象とした講座」で14.0%が「検討中である」と回答している。

図表 44 設置者別 障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定
(障害者の方への支援についての講座) (n=152)

	全体	予定はある	予定はない	検討中である
全体	152 (100.0%)	5 (3.3%)	122 (80.3%)	25 (16.4%)
公立大学	9 (100.0%)	0 (0.0%)	8 (88.9%)	1 (11.1%)
私立大学	143 (100.0%)	5 (3.5%)	114 (79.7%)	24 (16.8%)

図表 45 設置者別 障害者の方に関する公開講座の今後の設定予定
(障害者の方を主な対象とした講座) (n=168)

	全体	予定はある	予定はない	検討中である
全体	168 (100.0%)	1 (0.6%)	144 (85.7%)	23 (13.7%)
公立大学	11 (100.0%)	0 (0.0%)	10 (90.9%)	1 (9.1%)
私立大学	157 (100.0%)	1 (0.6%)	134 (85.4%)	22 (14.0%)

平成30年度 地方公共団体（公民館・生涯学習センター等）へのアンケート調査結果（抜粋）

1 目的

学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等の収集

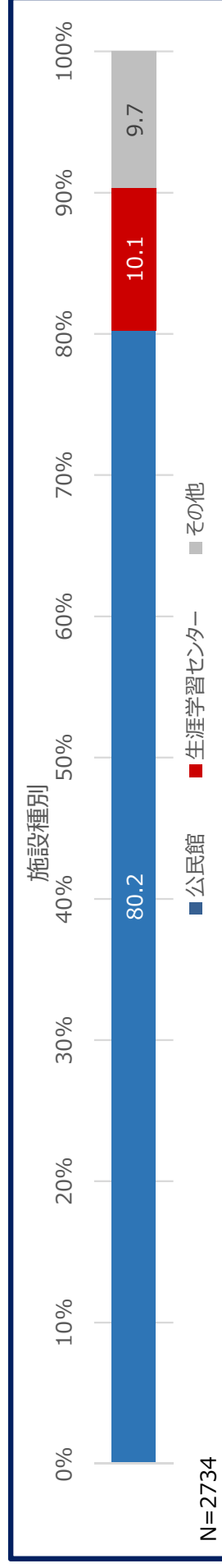
2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるメールアンケート調査

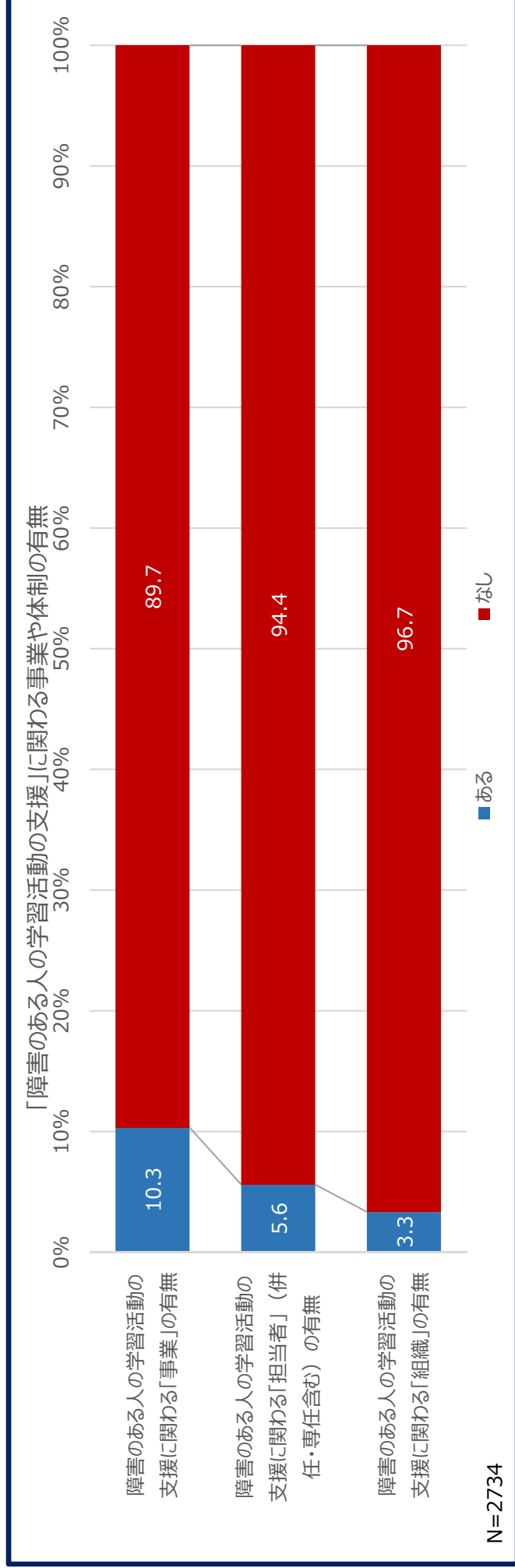
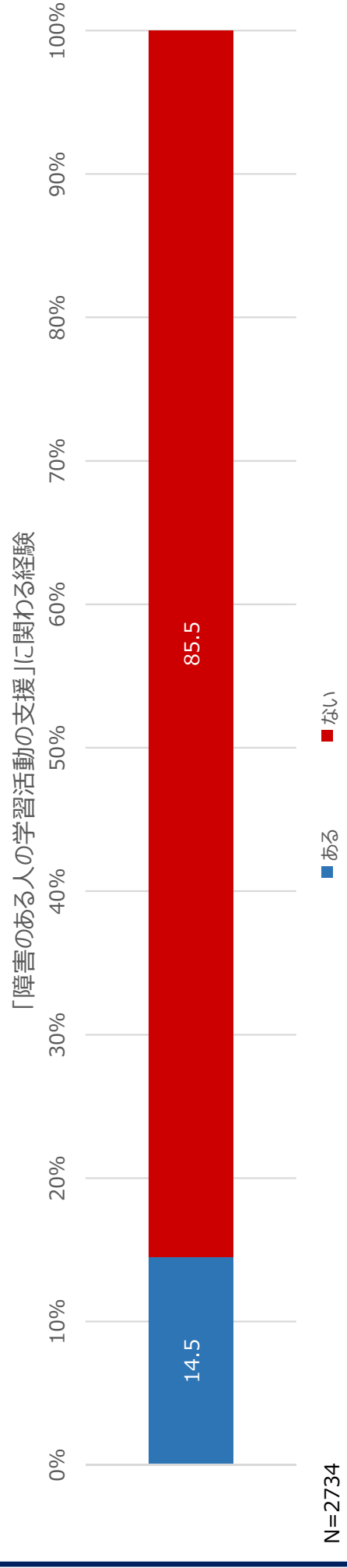
3 対象

学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等のアンケート調査
都道府県，市区町村配下の公立公民館，生涯学習センター等を対象
回答数 2,734施設。内訳は下記のとおり。



■「障害者の学習活動の支援」の経験、事業、担当者、組織の有無

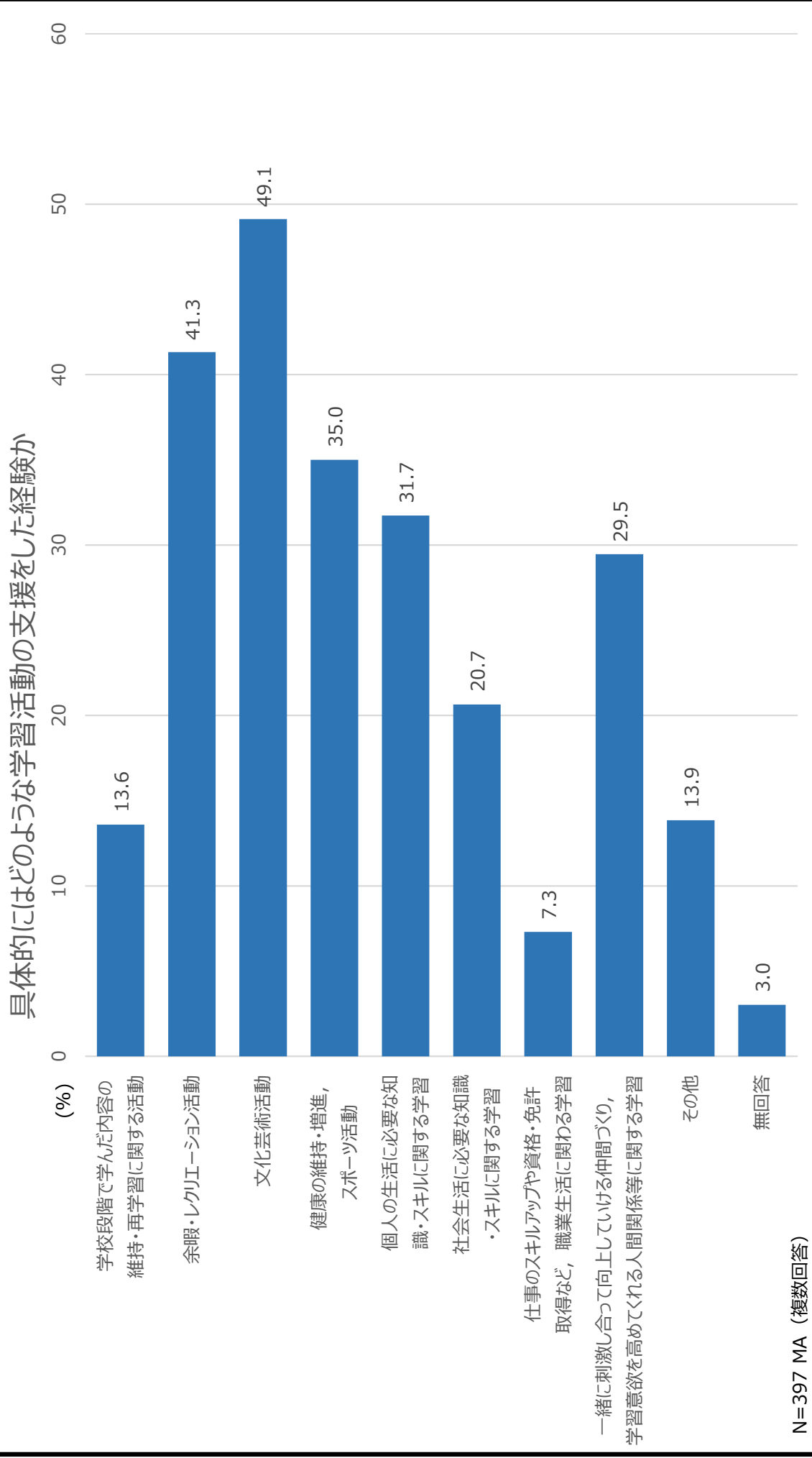
- 障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館等は14.5%である。
- 障害者の学習活動の支援に関する事業を行っている公民館等は10.3%である。
- 障害者の学習活動の支援に関する担当者がいるのは5.6%。組織があるのは3.3%である。



「障害者の学習活動の支援」経験のある学習分野

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設のみの回答

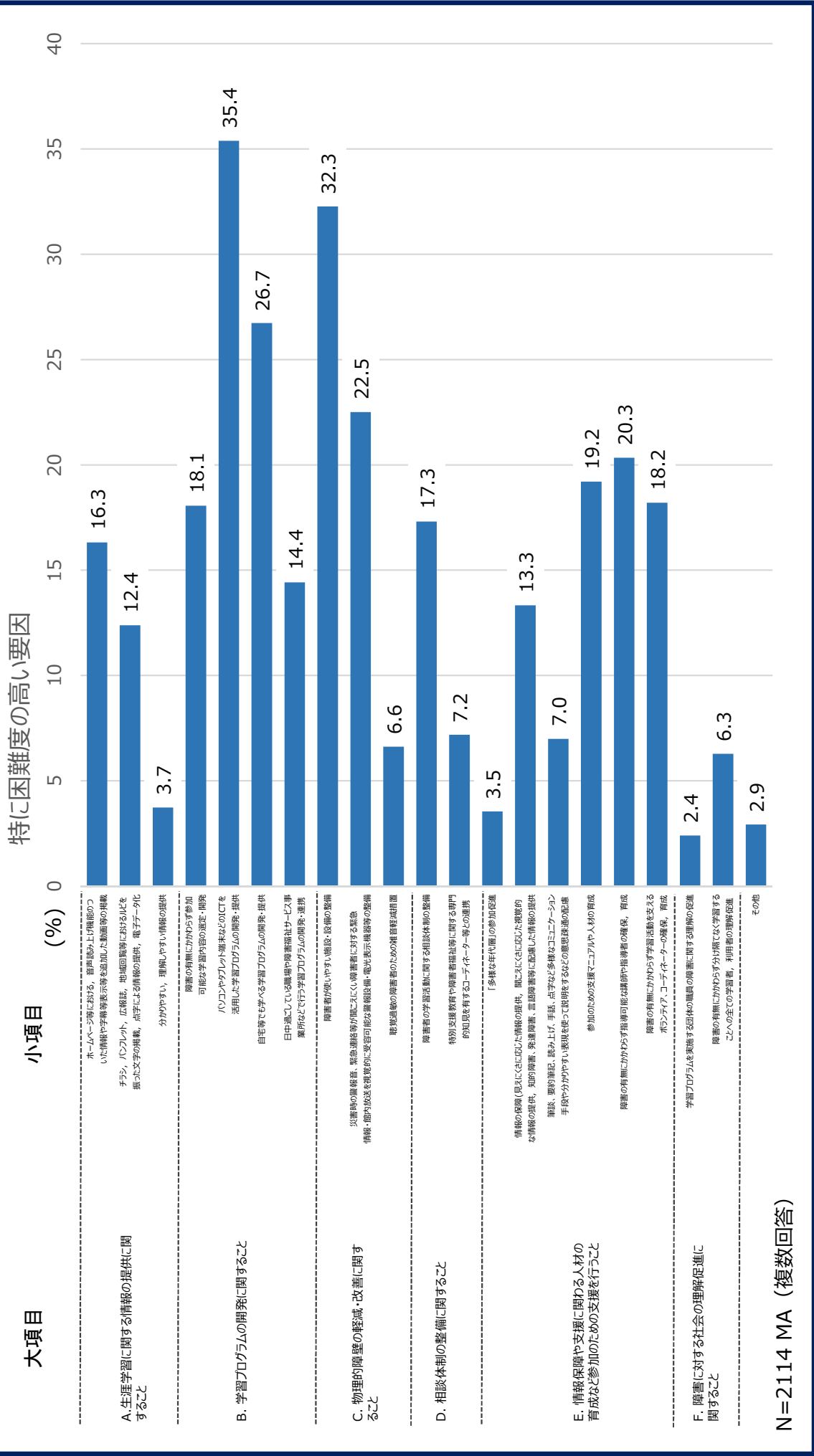
- 文化芸術活動が最も多く、次いで余暇・レクリエーション活動、健康増進・スポーツ活動の順となっている。
- 個人の生活に関する知識・スキル、仲間づくりや学習意欲を高める人間関係に関する学習支援も30%近くある。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」が困難である要因

- 「ICTを活用した学習プログラムの開発・推進」「自宅等で学べる学習プログラムの開発・提供」や、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、「障害者に対する警報設備等の整備」を特に困難とする公民館等が多い。
- 支援にかかわる人材の育成や確保等を困難としている公民館等も多い。

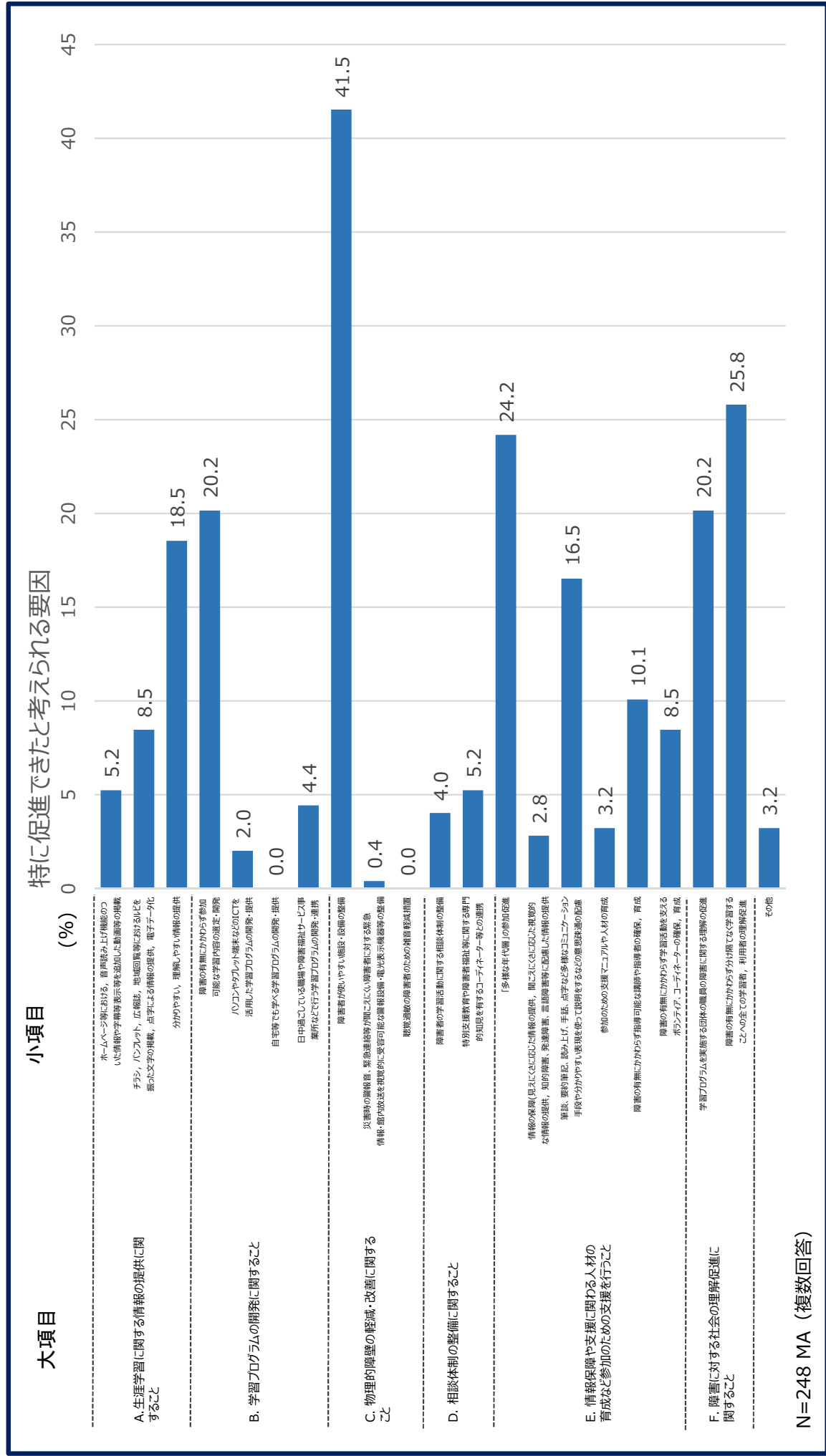


N=2114 MA (複数回答)

「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」を推進できた要因

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設、かつ「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラムを実施する」施設のみの回答

- 障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを推進できた要因としては、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、「障害の有無に関わらず分け隔てなく学習することへの全学習者の理解促進」の順に高くなっている。



N=248 MA (複数回答)

平成30年度 地方公共団体 地域生活支援 事業担当) へのアンケート調査結果 (抜粋)

1 目的

都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例の収集

2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるメールアンケート調査

3 対象

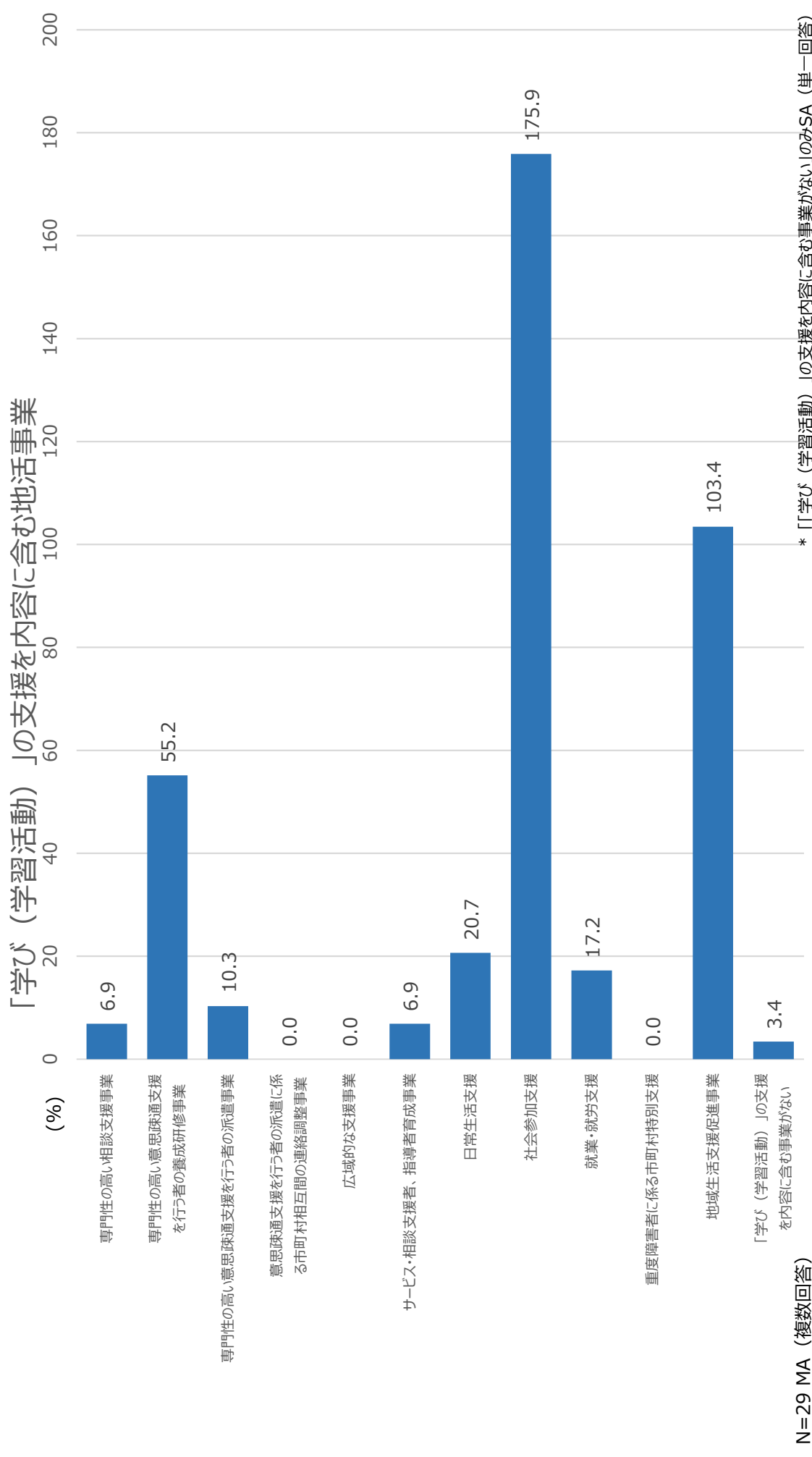
都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例アンケート調査

都道府県, 市区町村内の障害者福祉担当課・地域生活支援事業担当を対象

回答数 都道府県29, 市区町村838。

「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(都道府県)

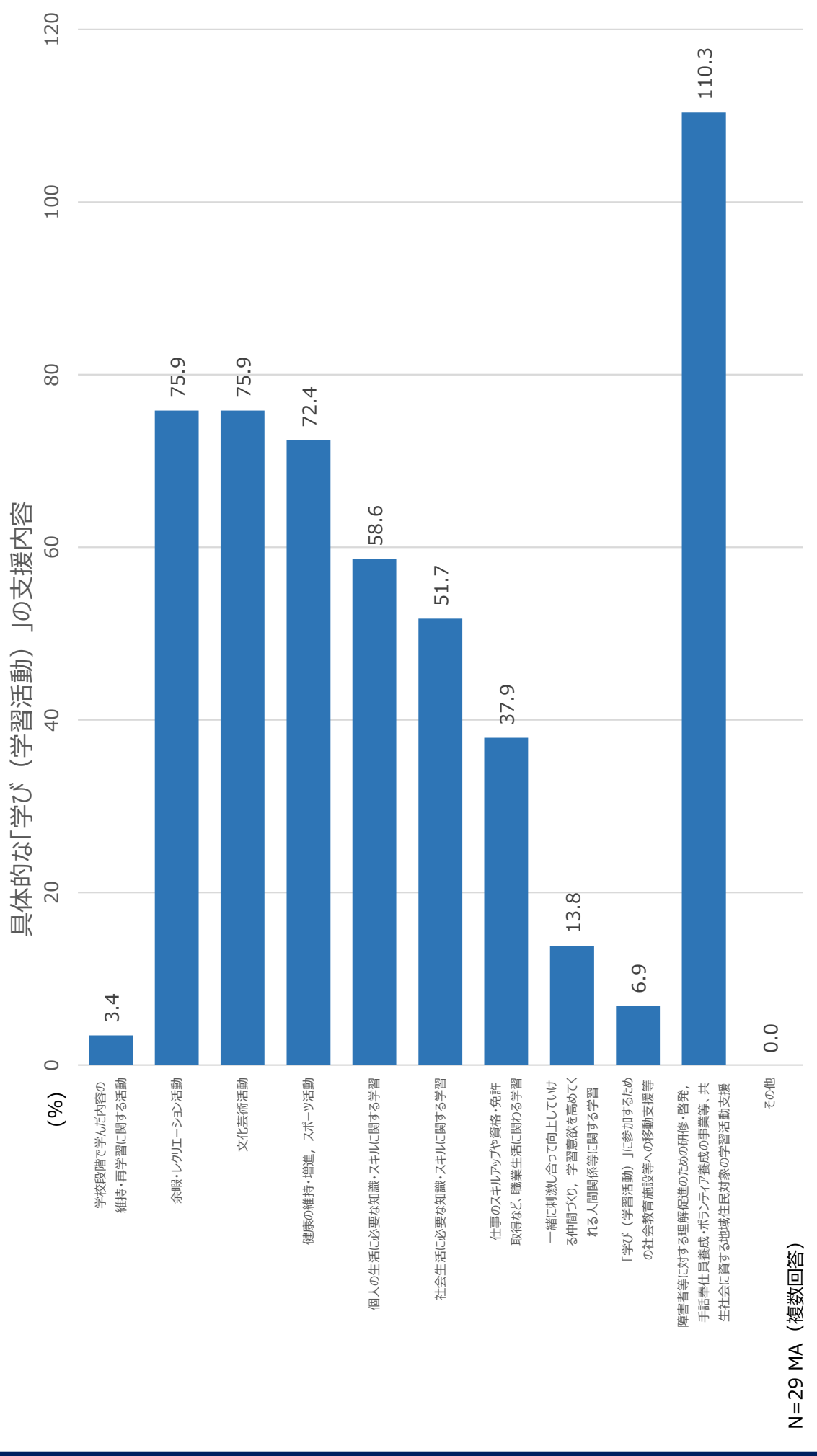
- 「社会参加支援」「地域生活支援促進事業」において学び(学習活動)の支援を内容に含むことが多い。
 ※「社会参加支援」には「スポーツ・レクリエーション教室開催」や「文化芸術活動振興」が含まれる。
 ※「地域生活支援促進事業」には「障害者芸術文化祭・開催事業」や「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が含まれる。



出典：文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

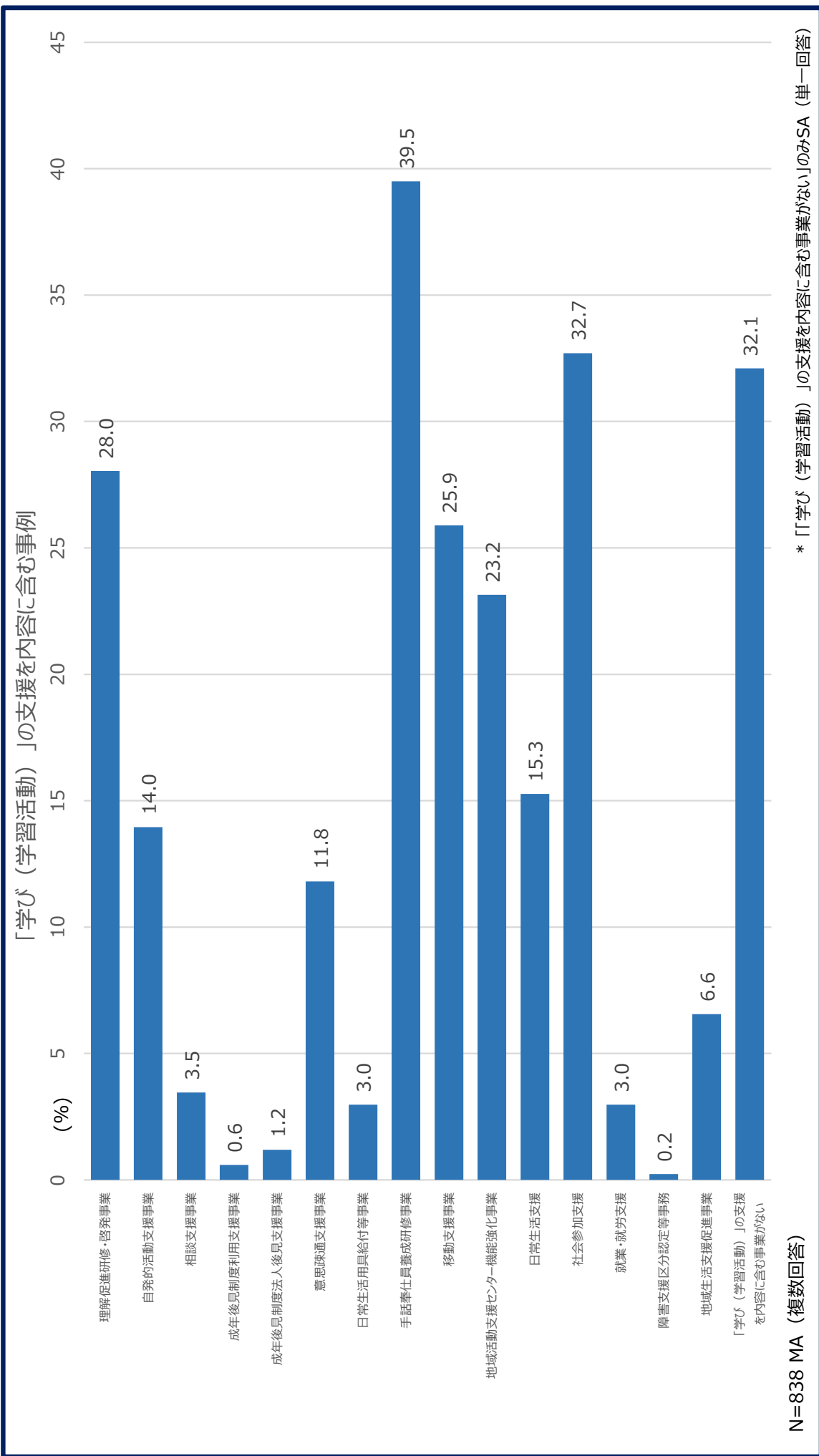
■ 具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(都道府県)

- 学び(学習活動)の支援内容としては「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」を挙げたところが最も多い。
- 次いで、「余暇・レクリエーション活動」「文化芸術活動」「健康の維持・増進, スポーツ活動」が高い割合になっている。



■「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(市区町村)

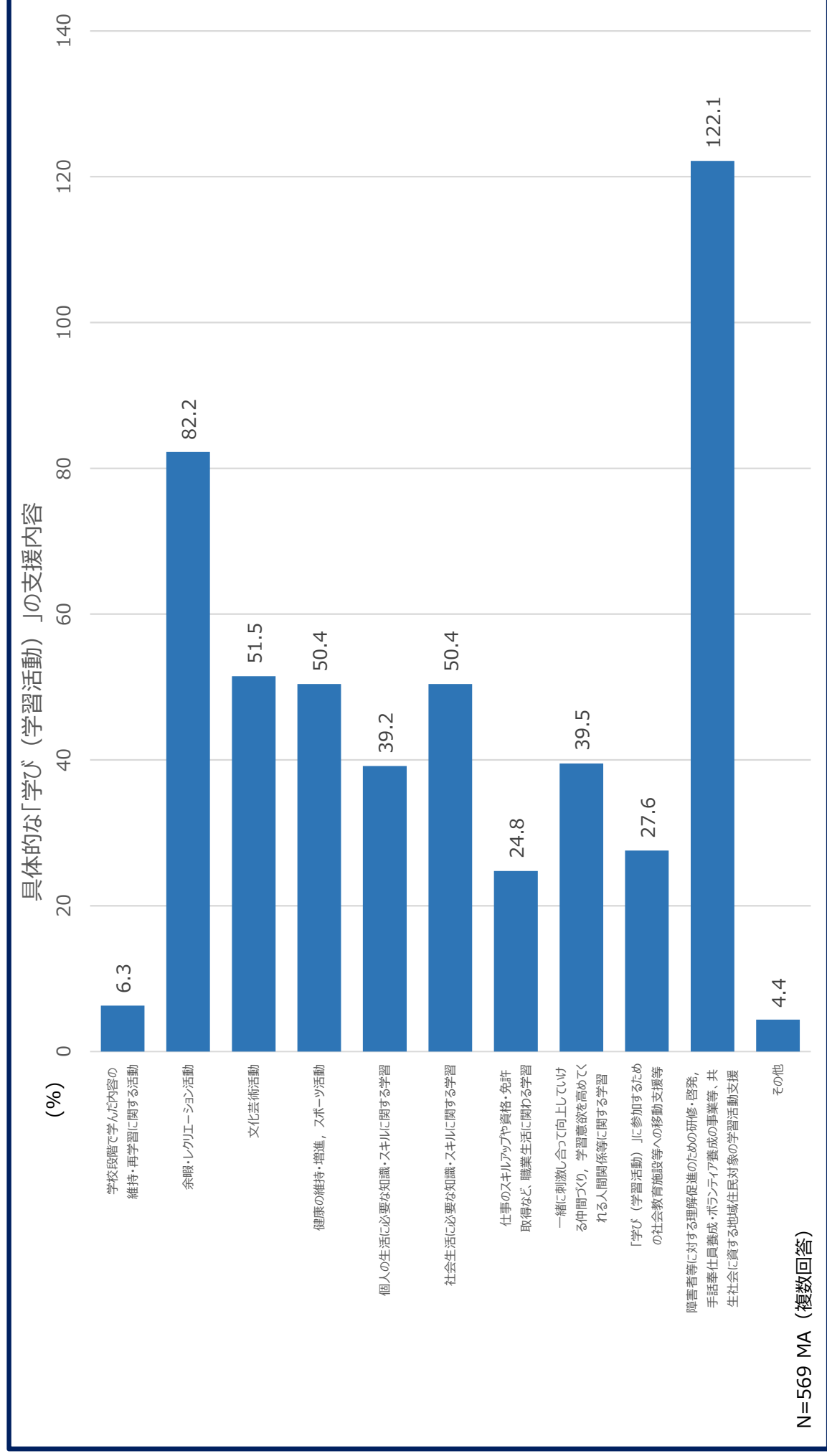
- 回答した30%以上の市区町村が学びの支援を含む事業がないと回答。
- 学び(学習活動)の支援を内容に含むものとしては、「手話奉仕員養成研修事業」が40%近くで最も多く、次いで、「社会参加支援」「理解促進研修・啓発事業」の順に高くなっている。



出典：文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

■ 具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(市区町村)

- 「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発, 手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等, 共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」「余暇・レクリエーション活動」の順に高くなっている。



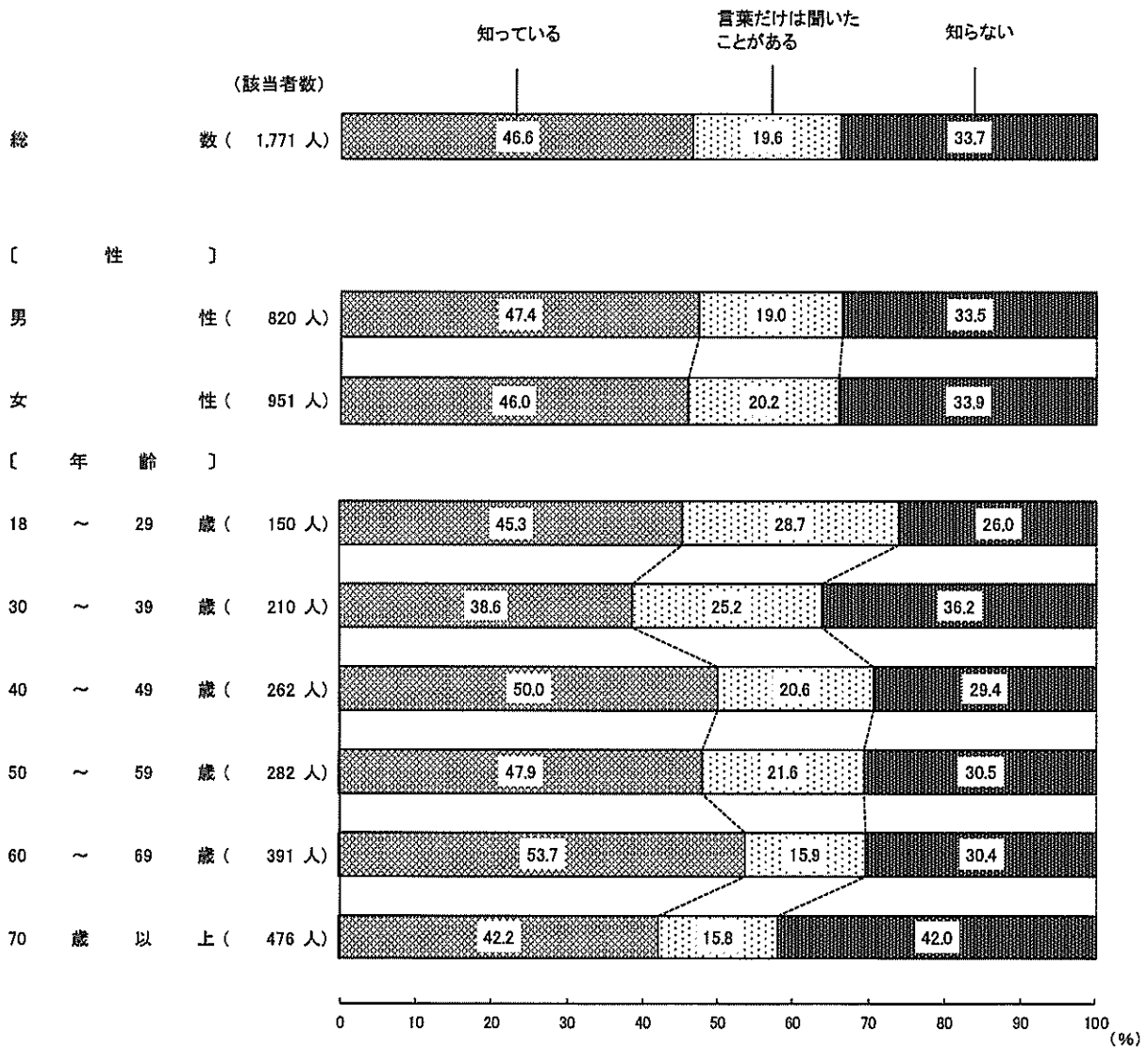
「障害者に関する世論調査」の概要（抜粋）

調査主体	内閣府
調査対象	全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 3,000 人 有効回収率 1,771 人（回収率 59, 0%）
調査期間	平成 29 年 8 月 3 日～8 月 13 日（調査員による個別面接聴取）
調査目的	障害及び障害者に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	1 障害者に対する意識について 2 障害者とのふれあいについて 3 障害者関連施策について
調査実績	「障害者に関する世論調査」 (昭和 62 年 7 月、平成 4 年 8 月、9 年 7 月、13 年 9 月、19 年 2 月、24 年 7 月) 「障害者の社会参加に関する特別世論調査」（平成 17 年 1 月） (平成 18 年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)
その他	平成 28 年度から調査対象者の年齢を 18 歳以上に引き下げているため、20 歳以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

1 障害者に対する意識について
 (1) 「共生社会」の周知度

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から1つだけお答えください。

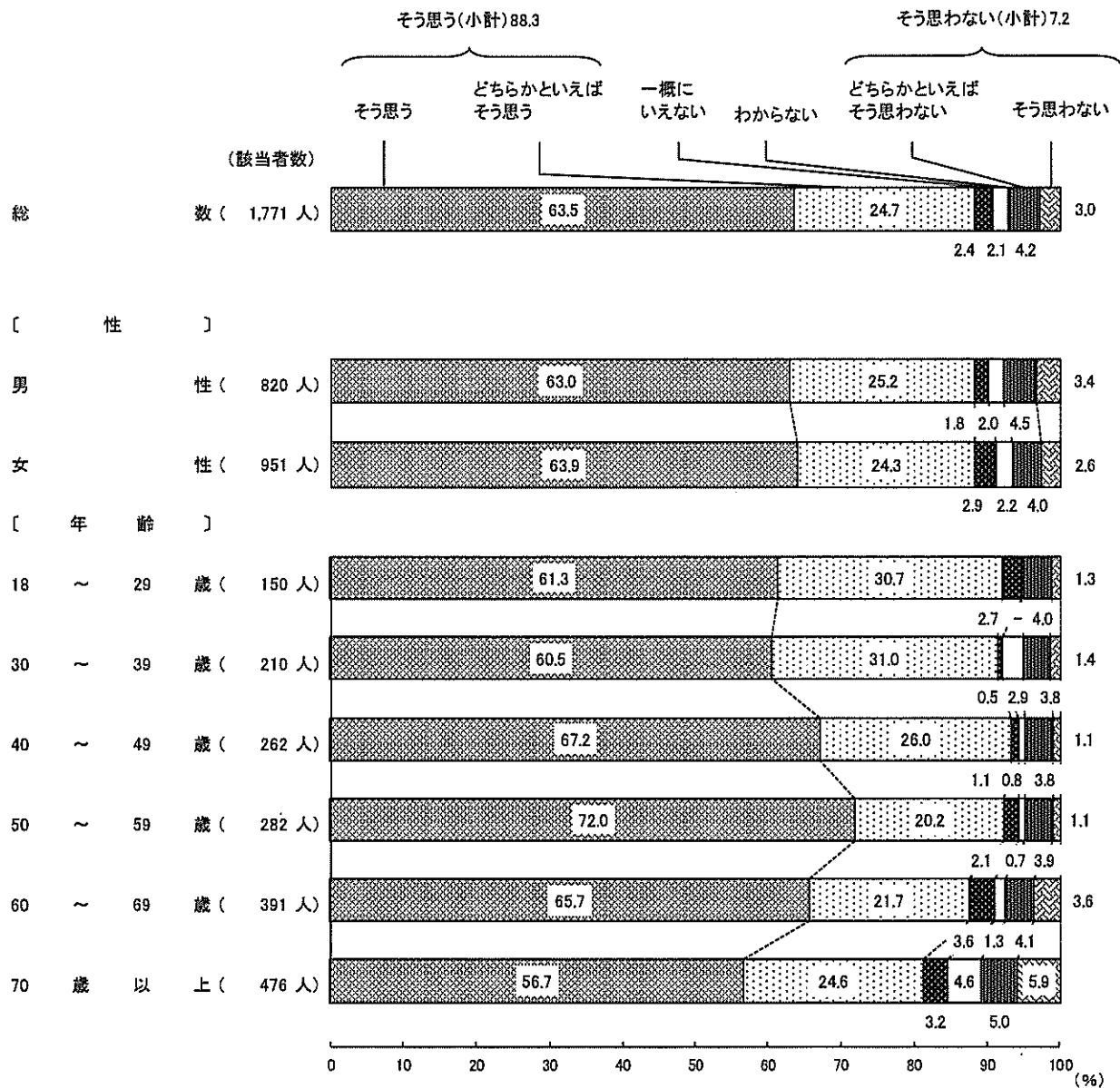
	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・知っている	46.6%	40.9%
・言葉だけは聞いたことがある	19.6%	24.2%
・知らない	33.7%	35.0%



(2)「共生社会」の考え方について

問2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から1つだけお答えください。

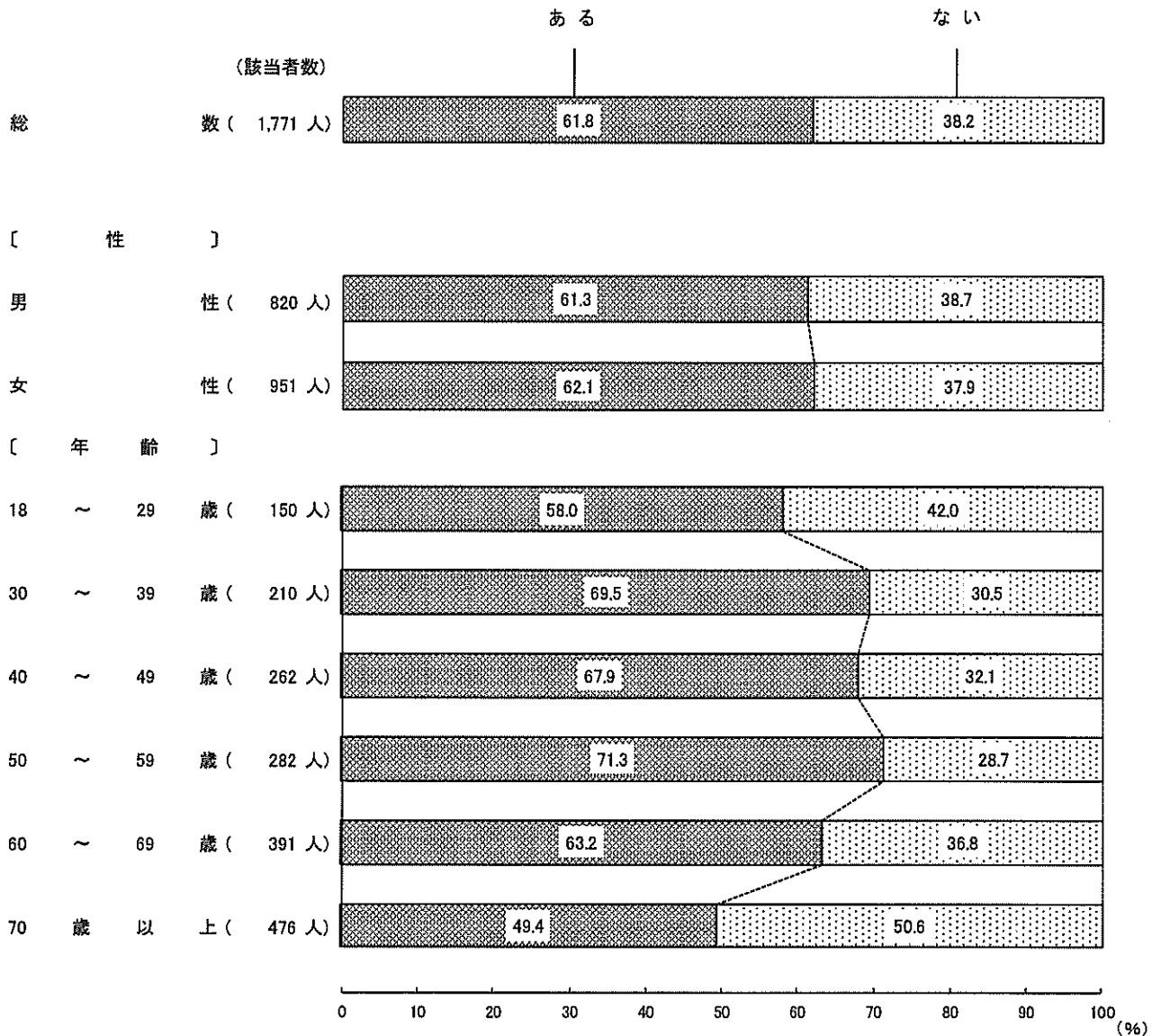
	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
そう思う (小計)	88.3%	88.4%
・そう思う	63.5%	64.2%
・どちらかといえばそう思う	24.7%	24.2%
そう思わない (小計)	7.2%	7.9%
・どちらかといえばそう思わない	4.2%	4.9%
・そう思わない	3.0%	3.0%



(2) 手助けの経験

問5 あなたは、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。

平成 29 年 8 月
 ・ある 61.8%
 ・ない 38.2%



ア 手助けをした理由

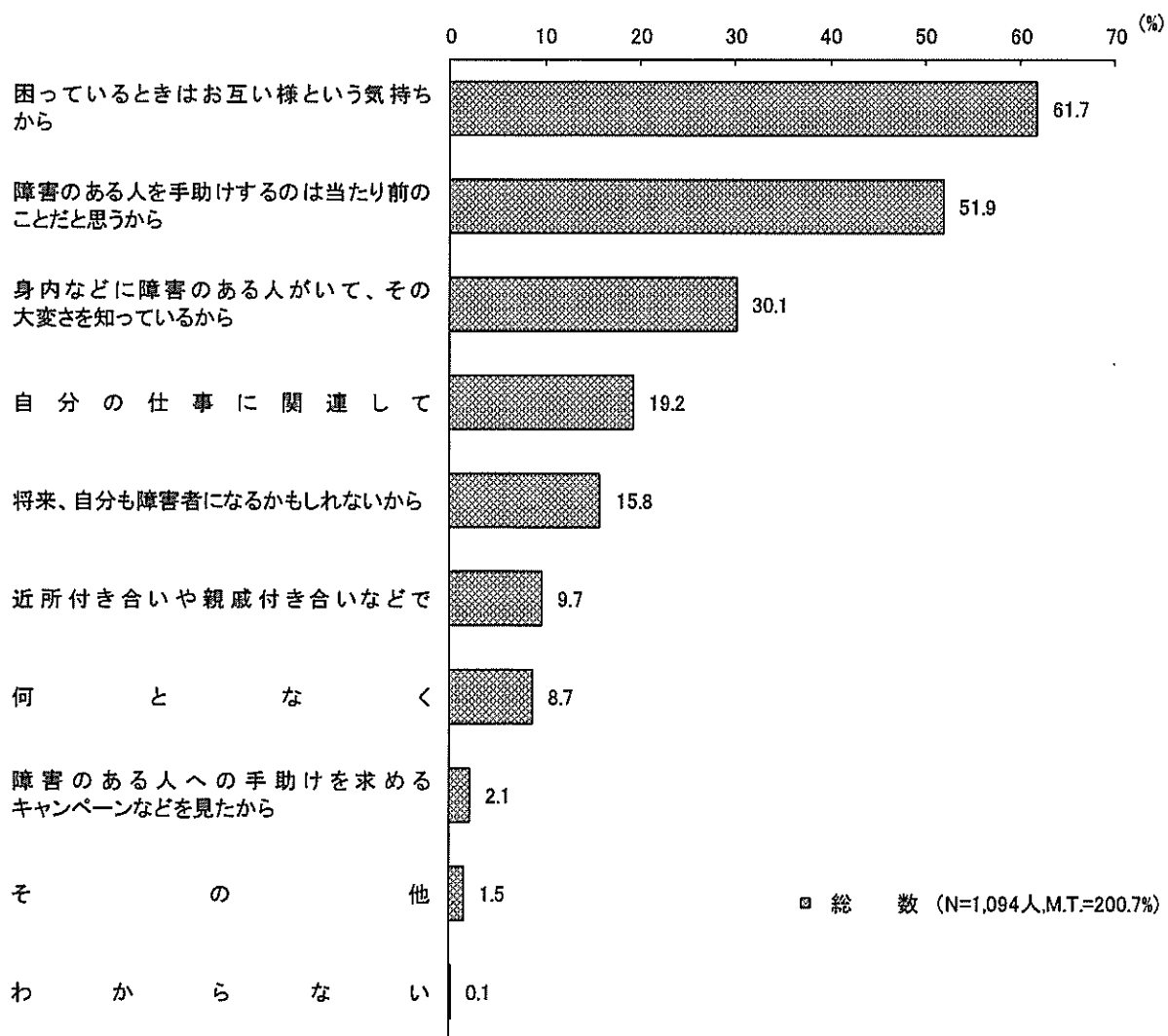
更問 (問5で「ある」と答えた方(1,094人)に)
 それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。
 (複数回答)

(上位3項目)

平成29年8月

- ・困っているときはお互い様という気持ちから 61.7%
- ・障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから 51.9%
- ・身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから 30.1%

(障害のある人に手助けをしたことがあると答えた者に、複数回答)



イ 手助けをしたことがない理由

更問 (問5で「ない」と答えた方(677人)に)
 なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位2項目)

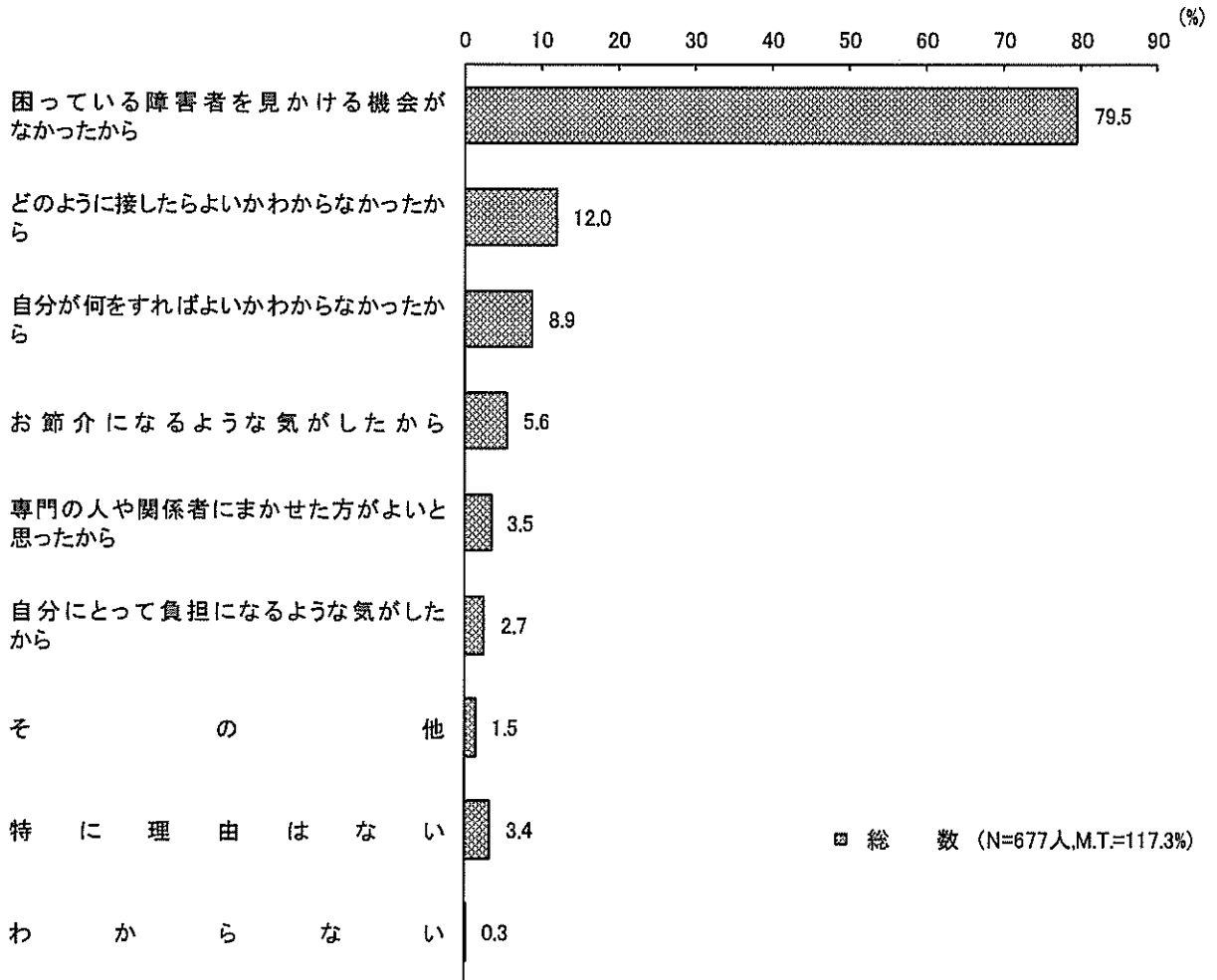
平成29年8月

- ・困っている障害者を見かける機会がなかったから
- ・どのように接したらよいかわからなかったから

79.5%

12.0%

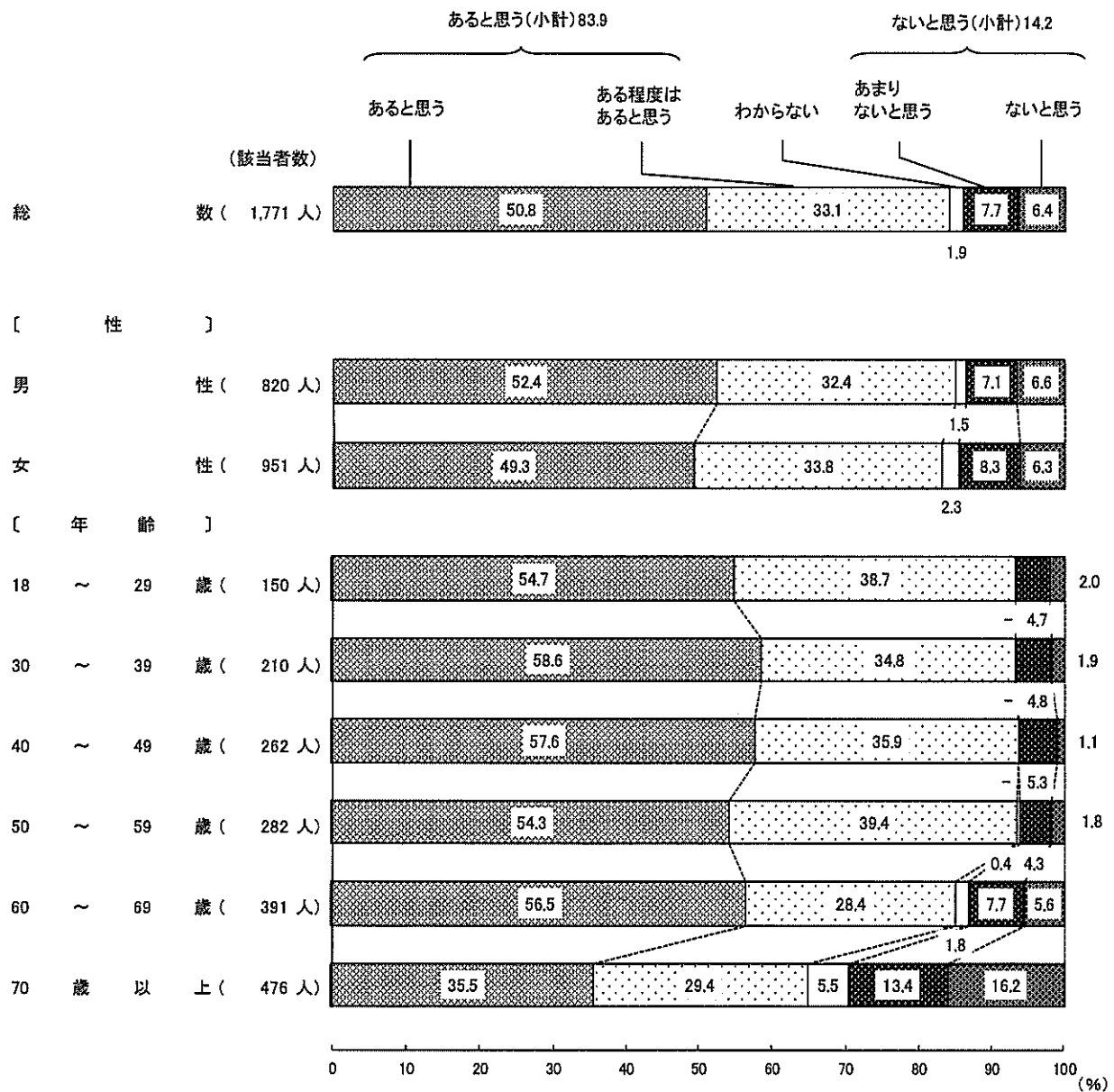
(障害のある人に手助けをしたことがないと答えた者に、複数回答)



(3) 差別や偏見の有無

問6 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
あると思う (小計)	83.9%	89.2%
・あると思う	50.8%	56.1%
・ある程度はあると思う	33.1%	33.0%
ないと思う (小計)	14.2%	9.7%
・あまりないと思う	7.7%	※
・ないと思う	6.4%	9.7%

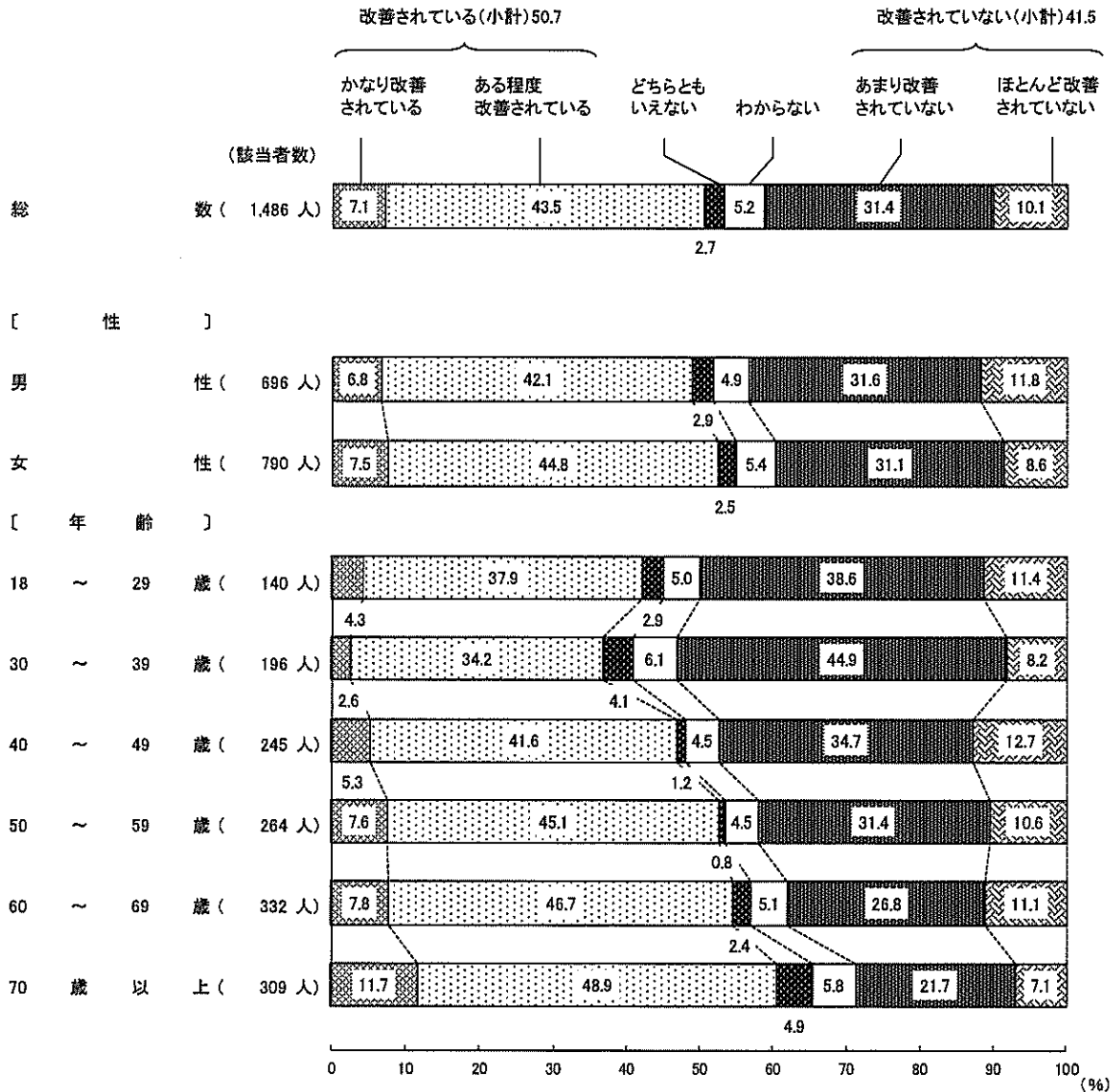


ア 差別や偏見の改善状況

更問 (問6で「(ア) あると思う」、「(イ) ある程度はあると思う」と答えた方(1,486人)に)
 あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
 この中から1つだけお答えください。

	平成29年8月	(参考)平成24年7月
<u>改善されている(小計)</u>	<u>50.7%</u>	<u>51.5%</u>
・かなり改善されている	7.1%	8.5%
・ある程度改善されている	43.5%	43.0%
<u>改善されていない(小計)</u>	<u>41.5%</u>	<u>40.8%</u>
・あまり改善されていない	31.4%	31.9%
・ほとんど改善されていない	10.1%	8.9%

(障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者に)

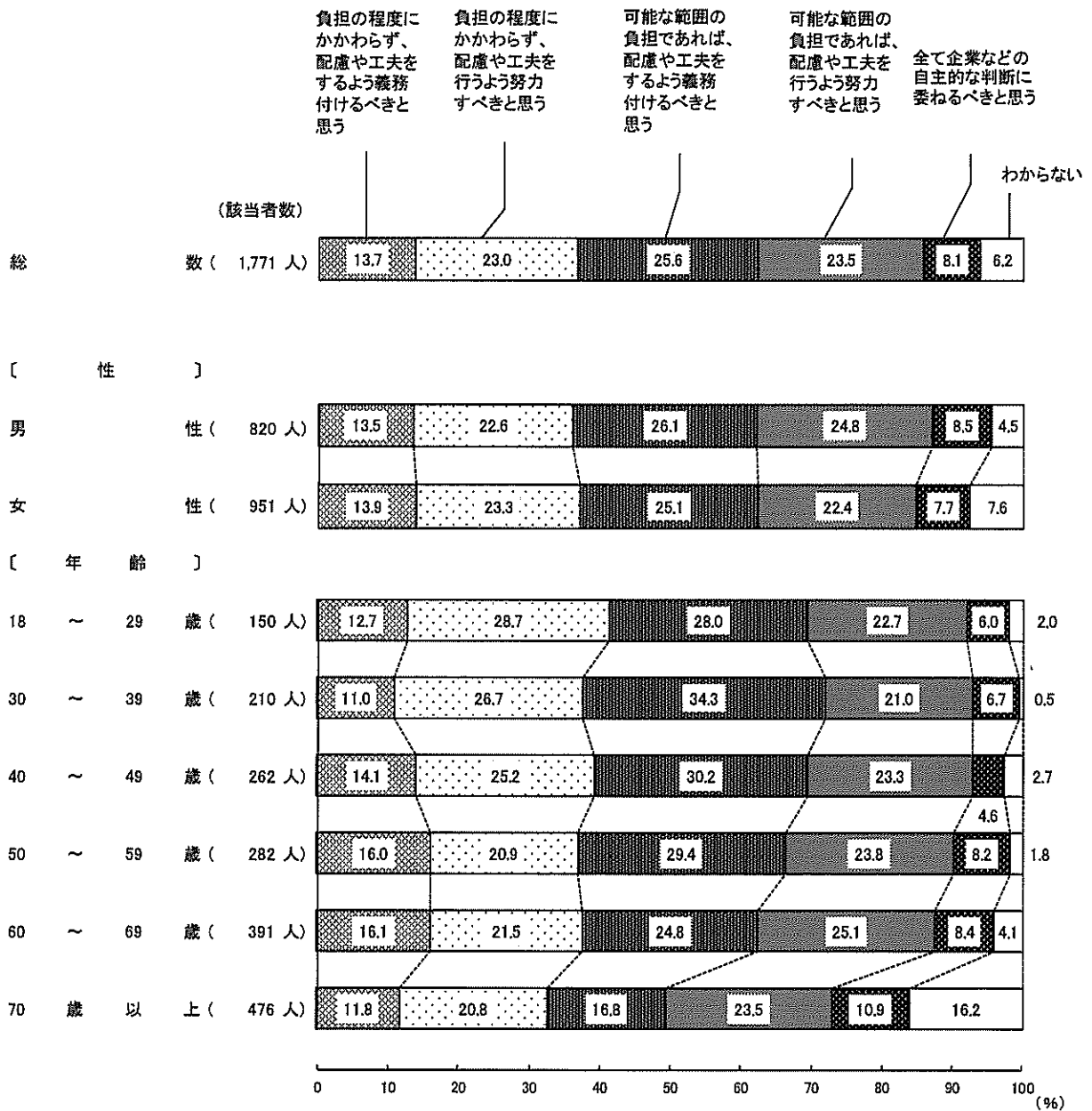


(4) 負担と配慮について

問 10 障害のある人が、障害のない人と同じように生活していくためには、さまざまな配慮や工夫が必要になります。一方、こうした配慮や工夫を行うには、経済的な負担を伴う場合もあります。あなたは、企業などがこうした配慮や工夫をどの程度行うべきと考えますか。この中から1つだけお答えください。

平成 29 年 8 月

- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 13.7%
- ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.0%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 25.6%
- ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.5%
- ・全て企業などの自主的な判断に委ねるべきと思う 8.1%



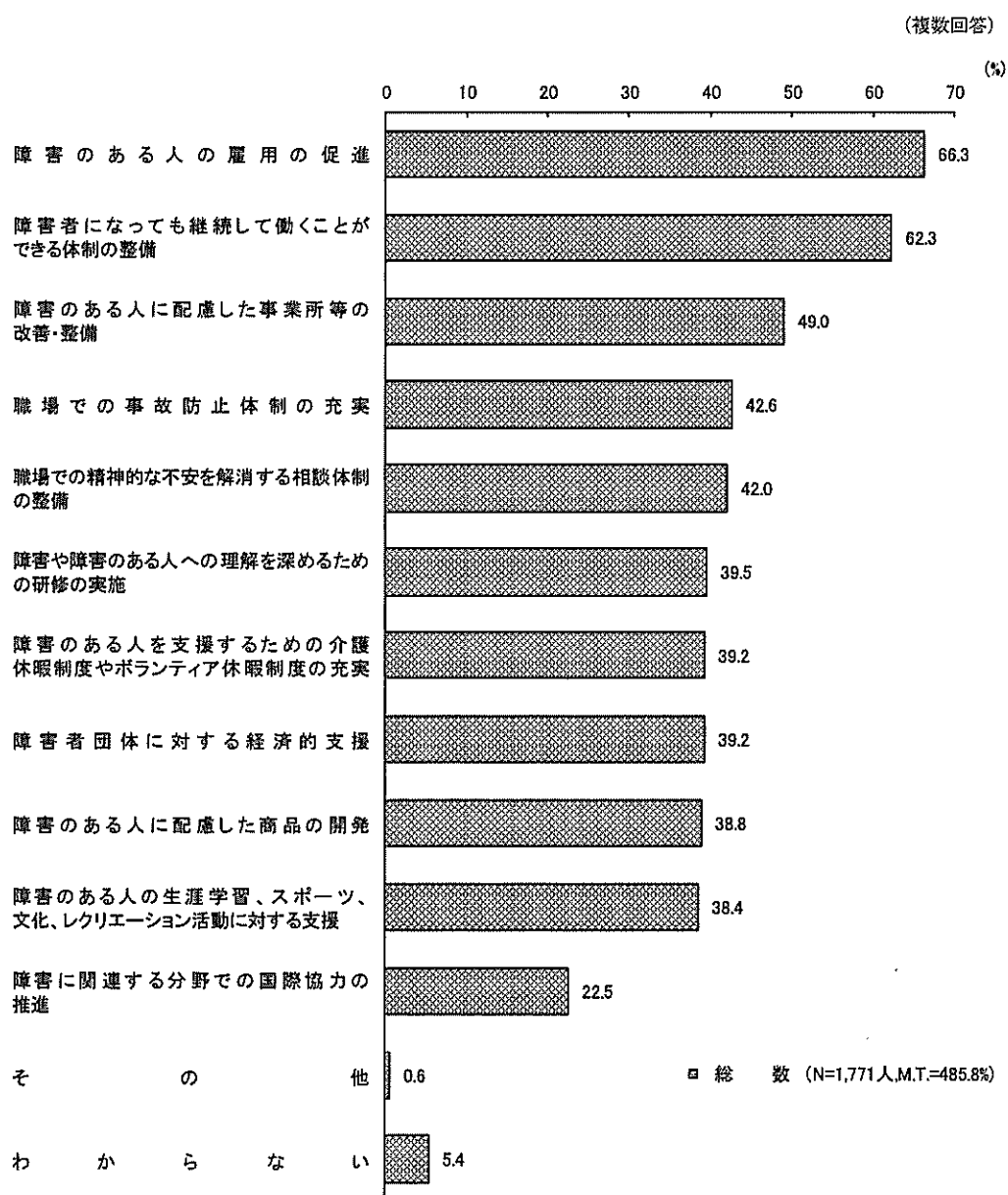
(6) 企業や民間団体への要望

問 12 あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 8 月 (参考)平成 24 年 7 月

- ・ 障害のある人の雇用の促進 66.3% 67.3%
- ・ 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備 62.3% 61.4%
- ・ 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備 49.0% 49.5%



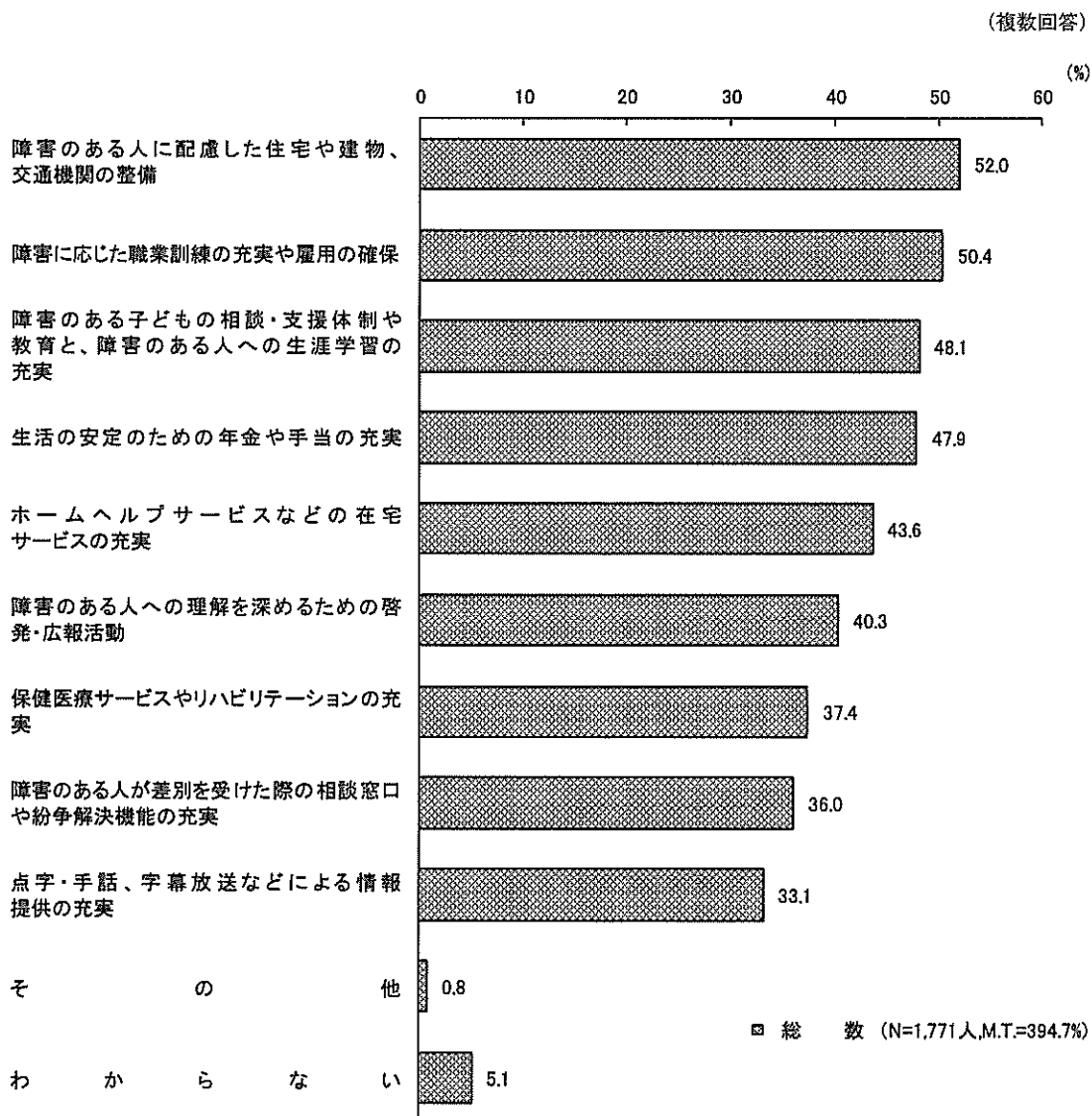
(8) 国や地方公共団体への要望

問 14 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・ 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	52.0%	49.7%
・ 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	50.4%	50.4%
・ 障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実	48.1%	54.3% (注)
・ 生活の安定のための年金や手当の充実	47.9%	50.5%

(注) 平成 24 年 7 月調査では、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」と、聞いている。



学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理）
に関する意見募集の結果について

【I 意見募集実施概要】

- (1) 意見募集実施期間：平成30年9月11日（火）～10月5日（金）
- (2) 総意見数105件（送信者数：27）
- (3) 意見の項目別件数

＜はじめに＞ 2件

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性 3件

2. 今後目指すべき方向性 10件

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策 36件

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策 10件

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備 20件

その他 2件

【Ⅱ 意見の概要】

<はじめに>

- ・特別支援学校を卒業した方以外の方も対象としてしっかりと捉えてほしい。
- ・障害者の生涯学習を推進するための仕組みの創設を目指すことが必要。

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性

(1) 障害者の自立と社会参加に向け、学校卒業後の学びを継続できるようにする必要があること

- ・障害者に学校卒業後の学びの場が必要な理由は、第一に自己肯定感、自分の意思をもつため、第二に自分が必要な支援を求める力をもつため、第三に自分が認められると共に他人もリスクとできるようになるため。
- ・障害者の生涯学習に求められる事は、社会性の涵養（社会性を育てること）、学ぶ機会をつくる（知識、技能の習得）こと。

(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

- ・「知らなかったことが分かること」「できなかったことができるようになること」は人間の根源的な喜びであり、障害者にとっても生きる喜びそのものであるため、学ぶ機会が少しでも多くあることが必要。

(3) 障害者が、社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること

(4) 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

2. 今後目指すべき方向性

- ・職業的自立に重点が置かれているが、とりわけ知的障害者は、職業に就いたからといって親元を離れられるほどの給与をもらえるわけではない。自立は「親元からの自立」を見据えることが必要。
- ・親子で高齢になったときに共依存になって、社会と断絶してしまうケースが少なくない。学齢期から自己決定の力を育てられていないこと、保護者がいくつになっても責任を負わなくてはいけないと思いついでいること、信頼して相談したり支援を任せたりできる場が少なすぎることなどが要因としてあげられる。
- ・地域の障害者理解をさらに進めるとともに、障害者の自立に向けて家族の意識が変わっていきえるようにするためにも、障害者の地域での活動を多くつくる必要がある。
- ・ろう重複障害者、知的障害者にとって、高等部卒業後の学びの場がなく、発達保障ができていない。卒業後の学びの場は非常に大切であり、全ての障害者が、情報・コミュニケーション保障の下に学習できるようにすべき。

(学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化)

- ・知的障害者が18歳で社会に移行するのは早すぎる。
- ・特別支援教育が、本来の目的である「子どもの全人的な発達保障」に寄与するよう、就労に向けた指導ばかりでなく、創造的な教育内容に変わることが必要。

(福祉等の分野の取組と学びの連携の強化)

- ・学校卒業後の生涯学習の取組は継続性が非常に重要であり、既存の障害者福祉サービス等の活用策も含め仕組みづくりが必要。

(当事者の主体的な学びの重視)

- ・教員や親から言われて動くのではなく、自分自身を見つめ直し自分から学びたい事を学び、やりたい事をする機会、他者と共に何かをやり遂げる機会が重要。
- ・苦手なことの克服よりも、得意なこと、やりたいことをやっていくこと、自信をつけるスタンスが大切。また、同年代の人と関わられるような取組とすることが必要。
- ・本人が主体となって行える活動を多くつくってほしい。

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策

(1) 現状・課題

【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・自立訓練事業等と連携して学びの機会を提供する取組への支援方策を検討すべき。
- ・特別支援学校在学中から行うべき情報提供の内容として、地域の社会教育施設等における学習機会に加え、地域の福祉サービス等を活用した学びの場に関する情報も必要。
- ・特別支援学校においては、卒業生のフォローに加え、地域の学びに関する情報を収集して紹介すること、特に民間の生涯学習の活動の紹介を行うなど、学校単位で充足せずに地域の生涯学習資源の把握・情報提供を意図的に推進する必要がある。
- ・特別支援学校の場の活用があげられているが、現在、全国の特別支援学校は過大化、過密化が進み、活用が容易ではない。特別支援学校の増設や条件整備は急務の課題。
- ・学校を卒業した後の方が長い人生となることを考えたときに、生涯学習の場が継続してあることが、様々な活動の機会を保障することになる。自らの可能性を引き出してくれる場、新たな挑戦の場、自己有用感や自己肯定感を高める場にもなる。
- ・社会生活に必要な学習課題を達成するためには、前提として、学習を達成しようという意欲の基盤になる環境の保障が必要なのではないか。地域において障害の有無を越えて青年たちが主体的に活動していく環境を基軸として維持していくことを最初の課題に据えた取組が求められるのではないか。

【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・障害者の学びを推進するためには、既存の福祉施設の活用だけでは不十分である。福祉施設で

- は運営に困難を抱えているところも多くあり、そこへ新たな役割を付加すれば負担はさらに増えることになる。障害者の学びのニーズをしっかりと把握し、そのニーズに合わせた場づくりが必要。学びの場の中心は、福祉領域ではなく、生涯学習等、教育の役割として考えていくべき。
- ・社会教育が本来果たすべき役割として、適切な機関との連携体制づくりがあげられる。

(2) どのような学習が求められるか

- ・本人が主体的に学ぶ機会としていくための工夫として、本人が楽しいと思えることに加え、充実感や達成感を得られるような多面的なプログラム構成が必要。
- ・障害の重い方の学びについてもっと触れるべき。重度の障害者でも学び続けることが必要であり、そのためにはどのような場と配慮が必要なのかを考えていかなければならない。

【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・学習の目標(育成を目指す資質・能力)に「自身の感情をコントロールする力」「ルールを読み取るなどの社会生活力」「環境への適応力」を加えるべき。
- ・青年期に必須の性に関する学びの機会が十分に保障されるべき。特に知的な障害を持っている人にとっては、社会にあふれる性的な情報を正しく選択して理解することの困難さが大きい。本来は学齢期に、本人の身体的な成熟や理解度に応じて段階的に進められるべきであるが、不十分なことも多い。また、性的な学びは、生理的な事項ばかりでなく、コミュニケーションの在り方を基本とした理解を進める必要がある。
- ・知的障害者や発達障害者の中には、自分の行動が「犯罪」に相当することを理解していない人もいるが、学ぶ機会がなければ理解が難しく、望ましくない行動を回避できない。高等部卒業前に、法律で禁止されていることの概略などを学ぶ機会があると良い。また、障害者福祉サービス事業所等においても、防犯教育を行う機会が持てることが望ましい。
- ・特別支援学校高等部（特に知的障害）の生徒は、卒業後の選択肢が限られており、教育内容が「就労するための学習」中心になる傾向がある。高等部の年数の延長と、学校段階で生徒の全人格的な発達を保障する多様で豊かな教育が行えるように検討してもらいたい。
- ・特別支援学校で行われていた「性と生の教育」について、障害者権利条約に沿った形で進めることができるよう、取り組み方を示してもらいたい。
- ・一般就労した障害者には、職場の上司との人間関係等により続かなくなるケースが多いため、就労継続できるような対策をとってほしい。
- ・社会に出る時に初めて学びを考えるのではなく、小中学生時代から、学校教育において地域の教育リソースを利用する機会があれば、卒業後の学びに円滑に入ることができる。
- ・放課後等デイサービス事業があるが、卒業後も、就労をしながら利用可能なサービスを、生涯学習が可能な制度として、国も推奨し積極的に進めていくべき。

【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・福祉サービス事業所などにおける避難訓練などの機会を積極的に活用して、本人の実態に合った防災学習を、本人がしっかりと理解できるような形で進めていく必要がある。
- ・実際の社会生活で役立つメニューを例示し、活動を活発にすることが必要。(例) ボランティア、英会話、電子機器(パソコン、スマホ)、健康維持と仲間づくりに有効な各種スポーツ(要

- 望が強いが地域でもなかなかできない)。特に消費者問題、情報リテラシーは早急に学習を進めることが必要。また映像などの分かりやすい教材が用意されていると効果的。
- ・人は生涯にわたって発達していることから、特性を発達の遅れと(発達)領域間の偏り(デコボコ)としてとらえることが重要であり、支援に際しては連続性のある発達を基礎・基本において取り組む必要がある。
 - ・必要な学習の例として、ダンス、体力を鍛える、ウォーキング、書道、鉄道、コンピューター講座、歴史と地理、自然や動物、英会話、病気、経済・社会、音楽、障害者の権利、一人で作れる簡単料理、裁判制度、レクリエーション、ダンスパーティ、リラックス・気分転換法、法律・制度、成年後見制度、障害基礎年金、障害者の権利、振り込め詐欺をどう防ぐかなどの講座が考えられる。
 - ・発達障害などの障害特性から他者との交流や対面が難しい人もいるため、障害者が主体になる講座においては、当事者が参加しやすい環境づくりが大切。
 - ・学習効果の把握においては、保護者や第三者と効果の共有ができるよう、わかりやすい測定指標について工夫することが望まれる。

(3) どのような方法で実施すべきか

- ・学びの場づくりには3つのアプローチがある。1つ目は鳥取大学附属特別支援学校の専攻科や大学内での場づくりのように教育の枠組みで行うもの。2つ目は福祉の制度を活用するもの。3つ目は生涯学習として働きながら参加し続けられるもの。個のニーズに応じて自由に選択できるほどに潤沢に設置されていることが理想である。現状では選択肢も総数も少なすぎる。
- ・特別支援学校高等部専攻科等の役割に言及するとともに、今後重視すべきこととして、高等部卒業後の継続教育の機会を位置付けるべき。
- ・高等部卒業後、大学等で教育が受けられる体制を強化する施策が必要。
- ・障害者の学びを推進するため、「学校卒業後」の場の確保だけでなく、特別支援学校への専攻科の設置等による教育年限の延長について検討することが必要。
- ・「学びの場」の選択肢を増やすため、特別支援学校高等部の年数を伸ばす、または、政府の予算を確保し、卒業後の継続教育の機会を確保すべき。
- ・学校卒業後においても、学齢期の放課後等デイサービスのように、毎日通える場を望む人たちがいる。そのような人たちの学習権を保障するような仕組みの検討が必要。
- ・今後重視すべき取組として、諸外国の例も参考にしつつ、障害者の学びの拠点を確立するような新しい事業の創設など、より積極的な構想をお願いしたい。
- ・障害福祉サービスとの連携を図りながら学びの場を広げていくことについて、仕組み、制度上も明確化するよう、検討を進めるべき。
- ・自治体の「生涯学習基本計画」等、施策の基本的な文書に、障害者の生涯学習の観点をきちんと織り込んでいくよう働きかける必要がある。
- ・地域の障害福祉サービス事業所が生涯学習の推進の一部を担うことが必要。また、(自立支援)協議会が犯罪予防学習や防災学習を含めて、生涯学習の企画に関わりをもっていく必要がある。そのことにより、障害福祉部局と教育部局の連携が図られ公的な調整機能が発揮される。
- ・多くの大学で、オープン・カレッジのように、継続的に本人の興味・関心を広げ、可能性を伸

ばすような学びの場をつくれるよう、モデル開発をしてほしい。

- ・障害者の学びを評価し、処遇等に反映する仕組みがあると、結果的にその後の労働意欲の向上につながる。相談支援専門員が学びの評価を踏まえた就労支援を行うことで、より充実した相談支援になることが期待できる。

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

(1) 現状・課題

- ・本人と主催者双方の不安感、事故予防などの観点から、移動支援などのヘルパーの活用を奨励すべき。特に軽度の知的障害者は、一般的な学習活動への参加機会や関心をもつことがあるが、福祉サービス利用の経験がないことも多い。例えば、連続の講座では初回だけでもヘルパー同行で参加すると、不安感の軽減や学習環境の微調整などに役立つことが多い。
- ・障害者が学ぶ全国の多様な施設において、難聴者が学びやすい環境づくりを推進してほしい。
- ・低学年の頃から、望めば高等部卒業後も学び続けることができるという情報を本人や保護者に伝えるべき。
- ・生涯学習については、事業者の持ち出しやボランティアで実施されているケースが多い。場が増えないだけでなく質量ともに個々のニーズに応じることができず、職員が安定して働くことができないなど非常に厳しい現状である。様々なイベントや講座を設けても経済的な理由から参加を諦めざるを得ない実情もある。公的な支援の充実について検討すべき。

(2) どのような取組が求められるか

- ・学習場所への往復を家族が負担するのは大変なので、何らかの配慮を検討してほしい。
- ・地方だと、バス代も無料にはならず、移動手段が課題である。
- ・民間の講座などは、高額な授業料を取るのに、情報保障の用意もして貰えない。仕事のキャリアを磨くための講習や講座において、当たり前で情報保障が得られる環境になって欲しい。
- ・生涯学習を具体化させるためには、アクセスしやすい拠点として「地域で仲間と過ごせる場」が必要。「地域で仲間と過ごせる場」ができれば、第一の場である家、第二の場である通所施設や学校に次ぐ第三の場となり、障害者の地域での活動が面的な広がりを持つようになる。
- ・インターネットを介した生涯学習のスタイルを模索することは有効な手段である。
- ・社会に出てから、働く以外の多くの時間にどのような学び、経験をするかが、その人の成長や人との繋がりを深めることにつながる。国立で行われている障害のある成人が行っている「障がい者の青年教室」や「カフェ」のような取組が全国どの地域でも実施されることを願う。

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備

(1) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- ・個別の教育支援計画について、平成15年「特別支援教育」への転換期に提案されたとおり、生涯にわたって引き継いでいくべき。
- ・卒業後の生活や就労から学ぶことを教育内容に生かしていくことも大切。

(2) 地方公共団体における関係機関・団体等の連携体制の構築

(3) 社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ人材の必要性

- ・地域には活用できる施設が多数存在し、障害について理解のある人もおり、様々な分野で活動している人も多い。地域のパワーを取り入れることで生涯学習の内容が飛躍的に充実したものになる。そのためには、生涯学習施策を担う職員の質の向上が必要不可欠であるが、どの自治体でも不十分である。地域の資源を結びつけてコーディネートする力が求められるので、コーディネーター養成講座などの研修を都道府県レベルで行ってほしい。
- ・障害者の学ぶ権利を保障するため、高等教育機関として開かれた大学を目指して欲しい。まずは共に学びを深めていけるようなオープン・カレッジでサポーターの養成を行えると良い。
- ・支援が必要なのは特別支援学校の卒業生ばかりではなく、通常の学校の卒業生にもいる。健常者と障害者の境界にいる者こそ、特別な配慮を受けられるようにする取組がより必要になっている。卒業後にも、必要な機関につなげられる道筋をつくることが重要な課題となっている。
- ・地域の生涯学習のコーディネート機能のネットワークに、障害当事者団体等も関わっていくことが、共生社会における障害者の生涯学習を進めていく上で重要な要素になる。

(4) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

- ・様々な地域で活動する難聴者団体が、自治体の補助金や交付金等を受託し、社会教育関連の講座を実施したり、講師派遣を担ったりすることができるようになると良い。
- ・一般社会（企業、職場）の障害者理解を深めることが必要。
- ・障害者支援には、家族支援も含まれる。家族が不安なく障害の有る家族を託せる社会になるよう、一般市民への正しい理解啓発をしていくことが必要。

(5) 基盤の整備に向けた取組

- ・「親子」から「成人同士」への関係に発展するために、社会教育や生涯学習に何ができるのか、について検討するために、親子の切実なニーズ（の違いも含め）を把握することも必要。
- ・職員の研修について、イギリスでは、特別な教育的ニーズ（障害種ごと）を担当できる施設職員が配置されている。職員の研修用テキストも作られ、障害のある人の生活面の変化を聞き出すような事業評価・改善が行われている。実践のノウハウや優良な実践を全国に広める仕組みが整えられており、参考になる点が多い。
- ・この施策は様々な当事者・家族の方、学校の先生、社会教育・福祉の現場の職員の方のニーズから生まれていると思うので、当事者団体の意見を聞くべき。
(10月3日第10回会議において、当事者団体からのヒアリングを実施。)
- ・今後、生涯学習の参考となる事例集を作成してほしい。障害者との付き合い方、活動の中での困った事例、プログラムの紹介、当事者の意見を吸い上げる仕組みなどを載せてほしい。
- ・障害者が自分の住む地域で「学ぶ場」「交流の場」を得ることができ、区市町村が「余暇活動」「生涯学習活動」に関する施策を行いやすくなるように、厚労省や都道府県とも協議をし、財政的な面も含めて基盤整備を行ってほしい。
- ・青年学級が衰退していく背景には職員の専門性の欠如、予算の削減、ボランティア不足などの

要因がある。大学での学びも、NPO 法人等による学びの場の提供も必要。これらの意義ある実践が、そこに集う一人一人の障害者のニーズに応える学びの場として維持継続していくためには、予算措置と制度上の位置付けがきちんとされることが必要。

- ・青年学級が生涯を通して学ぶ権利が保障される場として機能できるよう、仕組みの整備が必要。
- ・支援者のアプローチ力、本人の意思を引き出し、作り上げていく力が必要。そういった支援者の確保や研修のあり方（人材育成）と人材確保における財源の支援も欠かせない。
- ・障害者の生涯学習や文化活動などが広く取り組まれるための「プログラムの貸し出し」などによる方法も考えられる。
- ・講座など進めるための事業費やコーディネーターの人件費に当てる財源の予算化が必要。
- ・町田市のとびたつ会のような本人主体の活動が基本になるのだろうと思われ、そのような活動が国内全体に広がり、一般化すると良い。

6. その他

- ・全体的に教室での座学、学校教育の延長をイメージしているように読み取れるが、障害者の生涯学習は社会全体がフィールドになるので、社会の中で学ぶ場面や機会をもっと強く意識してほしい。
- ・ヒアリング等の意見欄があるが、当事者の実態がきちんと反映された内容で非常に良い。これらの内容をしっかり踏まえて、生涯学習の仕組みを構築してほしい。

特別支援学校高等部
学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達への支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説(学習指導要領等説明会説明資料)

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項
(前文・第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
前文	(前略) 幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。	
第1章総則	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(3) コンピュータ等や教材・教具の活用
第3款 教育課程 の実施と 学習評価	(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	(前略) 今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットPC等に見られるように情報機器の使いやすさの向上ももたせて、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。(中略) このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。(後略)
	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用
	(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。	(前略) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第1章 総則)

	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第5款 生徒の調 和的な発 達の支援	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (3)生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。	(3) キャリア教育の充実 (前略)更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別的教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していたための働きかけを行うことが必要である。
	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5)(前掲)	(5) 生涯学習への意欲の向上 (前掲)
第6款 学校運営 上の留意 事項	1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等 (3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。	(3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (前略)特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。(中略)運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第1節 視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	科目等	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第3款 保健理 療	第3 各科目にわ たる指導計 画の作成と 内容の取扱 い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、保健医療(理療)(理学療法)の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健医療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健医療(理療)(理学療法)に関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。	第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (前略)選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。
第4款 理療		3 内容の取扱い イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。	イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人々と広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。
第5款 理学療 法			
第7款 理容・ 美容	[課題研究]		
第8款 クリー ニング			
第9款 歯科技 工			

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔国語〕		<p><第2段階の生徒の姿></p> <p>2段階の生徒は、将来の職業生活や家庭生活を見据えて、地域や社会における事物や人との関わりを広げ、繰り返しながら、言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気付き、相手や目的に応じて活用しようとする段階である。このため、国語科の指導においては、相手や場面、状況に応じて自ら多様な人々と社会と関わろうとする中で、意図や目的を共有して話し合ったり、効果的に伝えるために表現方法を工夫したり、生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して、卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。</p>
		<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○2段階 (1)目標</p> <p>ウ言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</p>	<p><2段階の目標></p> <p>③ 学びに向かう力、人間性等のウ読書については、1段階では「幅広く」、2段階では「進んで」読書することに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら、日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは、卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔社会〕	<p>2 各段階の目標及び内容</p> <p>○1段階 (2)内容 イ公共施設の役割と制度</p> <p>(ア)公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>㉗ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。</p> <p>㉘ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。</p>	<p>(ア)の㉗の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは、中学部で挙げた、市(区)役所や町(村)役場(以下、「市役所」という。)、学校、公園、公民館、コミュニティセンター、図書館、児童館、体育館、美術館、博物館、資料館、文化会館、消防署、警察署、交番、裁判所などのほかに、公共職業安定所などが挙げられる。また、「公共物」とは、学校の共有備品、電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。</p> <p>実際の指導に当たっては、それらの公共施設や公共物は、それぞれに様々な機能を有しており、社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知る事が大切である。その際には、実際に公共施設を見学したり、資料を通したりして、公共施設の役割や機能を知り、現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。</p> <p>例えば、公共職業安定所では、求職登録や職業相談を受けること、市役所では、住民票の取得や福祉サービスの利用申請、年金の申請を行うことなど、現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知る事が大切である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	[音楽]	<p>1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。</p>	<p>「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、曲想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。</p> <p>学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけでなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。(中略)このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど、音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していく必要がある。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	[美術]	<p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 シ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。</p>	<p>オについて、地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。</p> <p>シについて、授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを、ふだんから校内で鑑賞できるよう、適切な場所に展示し、いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに、それ以外の場所として、玄関ホールや廊下、階段、空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け、展示することなどが考えられる。</p> <p>また、地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔保健体育〕	<p>1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>この目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することを目指すとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。(中略)「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること』としている。(中略)</p> <p>保健体育科においては、見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。</p> <p>「課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間とともに課題を解決し、次の学びにつなげられるようにするという学習の過程を示している。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容	〔職業〕	<p>2 段階の目標と内容 (2) 内容 A 職業生活 イ 職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ⑤ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。</p> <p>B 情報機器の活用 職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する</p> <p>イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。</p>	<p>イ(イ)⑤の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは、職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や、職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。(中略)また、休日の計画的な過ごし方を考え、福祉サービスや参加できる生涯学習の活動、地域の施設の活用などを組み合わせることで利用するなど、自分の生活やニーズに沿って調整すること、職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。</p> <p>(前略)なお、情報の技術は使い方次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや、トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。 また、余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切に行うために、クレジットカードやキャッシュカード、マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては、情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。</p>
	〔家庭〕	<p>1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫する実践的な態度を養う。</p>	<p>「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。(中略)</p> <p>「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」とは、家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。</p>

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 各学科 に共通 する各 教科の 目標及 び内容	〔外国語〕	1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは、単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。 これは、学校教育法において、学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては、卒業後の生活を考慮し、外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで、学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け、学んでいこうとする態度を養うことが大切である。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること	ウは、高等部で外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分にを行い、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。
	〔情報〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。	(前略)また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

諸外国の大学における知的障害者の受入れについて

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
制度的・組織的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・1973年の「リハビリテーション法」(504条)は連邦の支援を受けた全てのプログラムにおいて障害者を理由とした差別を禁止。 ・1990年の「障害のあるアメリカ人法」(Title II)は相応の措置を執ることでプログラムへの参加やサービスの享受が可能な障害者に対する障害に基づく差別を禁止。 ・2008年の「高等教育機会法」で知的障害者の大学等受入れ振興事業の新設、連邦奨学金規定の改定、大学内の連絡調整部門の設置などを規定。新設の受入れ事業は連邦奨学金の対象となつたため、知的障害者の高等教育機会拡充に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、全ての機関・課程が障害のある学生に開かれていますが、知的障害者に特化した履修プログラムは開設されていません。 ・1970年「慢性疾患及び障害者法(Chronically Sick & Disabled Persons Act)」では、国内の各地区における障害者の居住状況を把握し、障害者のニーズの確認や障害者へのサービスの提供を義務付け(1976年改正)。 ・1995年に成立した「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)」では雇用やサービスの提供、教育へのアクセス等に際して障害者への差別が禁じられた(2005年改正)。 ・2010年、人種・信条、人種や性別とともに、障害のある者に対する差別を禁止する「2010年平等法(Equalty Act 2010)」が成立。(現在、障害者差別を禁止する中核的法律。) ・2014年、0歳から25歳までの、特別支援が必要な子供や障害を持つ若年者に対するサポートを義務付ける法律として、「2014年子供及び家族法(The Children and Families Act 2014)」が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年、障害者の権利、機会、参加及び市民権の平等のための2005年2月11日付法律第2005-102号の制定により、障害者に対するアクセシブルな機会を保障。 ・2007年、大学における学生受入れに関するガイドブック作成。以降、障害のある学生の支援の推進が進展。 ・2007年「大学/障害者憲章」署名 ・2008年「グランゼコール/障害者憲章」署名 ・2012年「大学/障害者憲章」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学には、知的障害者を含む、障害者を対象とした特別な学修プログラムは設けられていない。 ・1994年に基本法(連邦の憲法)第3条第3項に、「何人もその障害によって不利な待遇を受けることは許されない」との一文が追加されたことを契機に、2002年の「障害者平等化法」。 ・2006年の「一般均等待遇法」に障害を理由とする不利な扱いの禁止、防止及び排除が規定。 ・2009年の国連「障害者のための権利条約」への批准により、各州は教育におけるインクルージョンを重視した改革を推進。 ・2009年、全国学長会議が「万人のための大学」を勧告。 ・2013年、ドイツ学生互助会が障害者の大学での学修に関するハンドブック「障害者を持つ者の学修」第7版を公表。 ・2017年、障害者個人のニーズに応じた社会生活への参加を保障する「連邦参加法」の一部が発効。 ・高等教育大綱法第2条第4項及び各州高等教育法に、障害のある学生が学修活動において不利益を被らないよう、高等教育機関は特別な配慮を行うことを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律により国の規程する入学生基準を満たした知的障害者が開かれた全ての機関・課程が開かれている。 ・1990年制定、2008年改正「障害者保護法」視覚、聴覚、言語、肢体、知能、情緒に障害のある者を障害者と定義。 ・1994年制定、2017年改正「障害者教育条例」第5章で「普通教育を行う高級中学以上の教育及び継続教育」について言及。 ・2015年施行「普通教育を行う高等教育機関の全国統一入学者選抜試験に障害者が参加することに関する管理規則(暫定)」障害者の全国統一入学者試験参加を支援するための法令。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の定義に知的障害者(精神薄弱者)が含まれており、知的障害者に特化した法や政策は見当たらない。 ・1977年「特殊教育振興法」制定 ・1995年「障害がある学生の特別入学制度」施行 ・2007年「障害者差別禁止法」制定 ・2008年「障害者権利条約」批准 ・2011年「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」施行 ・2011年教育部「障害者の高等教育支援ガイドブック」作成
	<p>取組のキーパーソン(所属組織、地位等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各高等教育機関：各州の高等教育法により、統合の視点から、障害を相殺するような支援を提供することが義務づけられている。 ・ドイツ学生互助会：日本の学生生協に相当し、一事業として障害のある学生情報相談センターを設け、障害のある学生に対する情報提供及び相談の窓口を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院(内閣)障害者事業委員会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・各高等教育機関：各州の高等教育法により、統合の視点から、障害を相殺するような支援を提供することが義務づけられている。 ・ドイツ学生互助会：日本の学生生協に相当し、一事業として障害のある学生情報相談センターを設け、障害のある学生に対する情報提供及び相談の窓口を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院(内閣)障害者事業委員会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院(内閣)障害者事業委員会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
規模	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも全米で262プログラムが受入れを実施。このうち半数以上の148プログラムは4年制大学、3分の1強の96プログラムはコミュニティカレッジをはじめとする2年制大学で提供(その他は、マサチューセッツ大学ポストン校のプログラム(Think Collge)から得られた2年プログラム(94プログラム)と4年プログラム(28プログラム)のデータによると、1プログラム当たりの学生数は多くの場合20人以下。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関における障害のある学生数は256,995人(2015年度。高等教育機関の大学院生を含む学生数は2,023,835人)。但し、障害のある学生数は自己申告による。また当該数は、身体的・精神的障害を含むあらゆる障害者を包含しており、知的障害者の数は不明。(出典:「英国高等教育統計機関(HESA)」2015-2016) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に全ての機関・課程が障害のある学生に開かれている。 高等教育機関における障害のある学生数は25,942人(2016年度。うち大学が24,808人)。学士課程の履修が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の11%(約26万4,000人)が、学修を妨げるほどの影響を与える健康上の障害を1つ以上有している(2016年夏学期)。そのうち47%が情緒障害、18%が慢性的身体的疾病、6%が多重障害、4%が運動障害、4%が一部機能障害、2%が聴覚障害、1%が言語障害。知的障害のカテゴリリーはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の高等教育入学者数(2017)は1万404人 	<ul style="list-style-type: none"> 「2018年度入学者のための障害者等に対する特別選考」を実施した大学は、全大・専門大学(327校)のうち、専門大学16校、4年制大学100校の計116校であり、これを利用して入学した学生は、専門大学16校56人、大学100大学、888人で総計944人。但し、知的障害者の志願者は多いものの、合格者は少ない。
受け入れ層(軽度のみか、重度も含めていくか)	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムの願書では、「教時間にわたって自立的に活動できること」や「第3学年程度の読解力を有する者」等、一定の能力を有していることを求めている場合がある。 「重度の知的障害」を主たる対象とするプログラムもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は不明。ただし、障害の度合いや範囲を分ける法律はない。 受け入れに際して障害のある学生をいかなる理由においても、直接的あるいは間接的に差別することは違法となる。(例:願書を受け付けない、あるいは願書が障害者にとって入手困難な方法で提供されている等) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に障害の度合いにかかわらず受け入れられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 規定上は、軽度/重度の區別はない。ただし、実態として知的障害者の受け入れはほとんどない模様。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明。ただし、「障害者教育条例」第34条では「国の規程する入学基準を満たした障害者の受験・入学を受け入れなければならない」と記されているので、入学基準を満たしていれば、知的障害者の受け入れは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明。ただし、「障害者教育条例」第34条では「国の規程する入学基準を満たした障害者の受験・入学を受け入れなければならない」と記されているので、入学基準を満たしていれば、知的障害者の受け入れは可能。
学習集団(専用クラスか否か)	<ul style="list-style-type: none"> プログラム在籍者のみの授業があるプログラムが多いが、こうしたプログラムでも一般学生との交流機会が用意されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生のニーズにより異なる。場合によっては入学前に学生支援センターのスタッフと打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にインクルーシブ。ただし、学生のニーズにより異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にインクルーシブ。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明。ただし、高等教育機関には障害のある学生を受け入れる特別支援教育学院や関連する専門分野を設置することとが求められている(「障害者教育条例」第35条) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学によって異なるが基本的にインクルーシブ。
学生の身分(「学生」か、「聴講生」等か)	<ul style="list-style-type: none"> 4年プログラムは聴講のみを認めている場合が多いが、2年プログラムは、単位取得と聴講の双方を認めている場合が多い。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、学生(ただし実質的に知的障害者が入っているかどうかは不明) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生 	<ul style="list-style-type: none"> 学生 聴講生 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者教育条例」第34条に基づいて入学すれば、学生として成人高等教育機関や高等教育機関に所属できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 正規学生プログラム、非正規学生プログラムがある

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
学習のねらい、学位取得か、資格取得か、履修証明か	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムと2年プログラムに学位に直結するプログラムはない。 ・多くは資格・修了証を授与。大学が認めているものと大学未承認のものがある(いずれもThink Collegeのプログラム大学情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の学生と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に特化した学修プログラムはないため、通常は一般の学生と同様に学位や単位の取得が目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が平等に社会生活に参加できるようにするため。 ・「障害者教育条例」に基づく学位取得、資格取得、履修証明全ての可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・基本的には、社会的自立を目指す取組。職業教育訓練の色彩が強いが、学位取得も可能。
授業形態(毎日通学して授業を受けるのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・4年プログラムの多くは大学内や大学外に生活施設を有している。2年プログラムの半数以上は生活施設がない(通学制)。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般学生と同様。ただし、毎日通学することが難しい学生に対しては、履修方法や形態を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に一般の学生と同様。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には、パートタイム就学も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、一般の学生と同じ。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には、パートタイム就学も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・通学型やインターンなどを活用した取組がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、プログラムによって異なる。 ・通学型やインターンなどを活用した取組がある。
入学選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・多くに共通していることは志願者の基本情報、常用薬物やトイレ利用などのバーナケア情報、職歴・学歴等を内容とする願書と、入学後に学びたいことなどを記したエッセイなどを総合的に判断して合否を決定。2～3通の推薦状を求めている場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象としたものではないが、正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが願書、エッセイ、全国共通の修学能力試験の結果が必要であり、有名大学や医・歯・獣医学部では面接や独自試験が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての試験及び選抜試験において、また全ての形式及び評価方法であっても、試験及び選抜試験は障害のある学生が必要調整を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健常の学生と同様に、アビトウア等の大学入学資格の取得が必要。 ・原則として、一般の学生と同様にアビトウア試験を受験するが、受験に当たっては障害を相殺するための措置(手話、点字、代筆等の支援の提供)が取られる。 ・障害を理由に、アビトウアの成績が悪化した場合や遅れてアビトウアを取得することになった場合には、特別な申請により、選考や待機期間において特別な配慮を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を主な対象とはしていないが、専攻学科に対応した入学選抜試験を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが内書、全国共通の修学能力試験の結果、面接などを選抜資料としている。
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・確認される262プログラムにおいて修業年限別のプログラムの状況は次のとおり。 1年:13プログラム、2年:94プログラム 3年:20プログラム、4年:28プログラム 学生によって異なる:76プログラム 不明:31プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムによる。一般的に、学部段階では3年(一部4年)。ただし医・歯・獣医学は5～6年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、一般の学生と同じ。ただし、延長することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院では、学科により4～5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムは3年(準学士)、4年(学士)がある。 ・非学位プログラムは1～2年。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
履修科目	<ul style="list-style-type: none"> 自立した生活と就職を目的とする学習を核とし、一般学生が履修する科目も履修。 ニーズに合わせて学習計画が定められるが、多くの場合、インターンシップなどの機会が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に一般の学生と同じ。ただし、学生のニーズにより調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者を対象としたものではないが、北京連合大学特別支援教育学院の例では、視覚コミュニケーションデザイン、コンピュータ、鍼灸按摩、音楽、園芸等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同じ
授業料・補助の有無	<ul style="list-style-type: none"> 4年プログラムの授業料は1.5万~2万ドル、2年プログラムは1-0.5万ドルが多い。 授業料とは別にプログラム専用の手数料を数千ドル単位で徴収する場合もある。 無償プログラムの多くは現役ハイスクールの生徒がコミュニティカレッジ等で学ぶ二重登録制度。(Think Collegeの個別プログラム情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 規定を満たせば、学生ローンカンパニーという準政府機関からDisabled Students Allowances (DSAs)を受給できる。(2010年平等法) 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の受給に関して、障害の状況が考慮される。 公共交通手段が利用できない場合、通学費用は負担される。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の学生と同様に授業料は無償で、奨学金も同程度。 ただし、学生自身が持つ障害を理由に、通常よりも長く学修を行う必要が認められる場合には、希望により、延長した期間も引き続き奨学金を受け取ることが可能。 その他、インクルージョンの観点で学修を行う上で必要と認められれば、障害を相殺するための様々な人的、物的、経済的支援を受けることが可能。 生活費が足りない場合には、社会法典による特別給付を受けられることができる(基本的、大学での学修以外の部分の補償は、社会福祉の管轄)。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院の授業料は年間4,600円から8,000円(約7万8,200円~13万6,000円;1元=17円で換算)(北京連合大学特別支援教育学院の例) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学によって異なるが、多くの場合、特殊教育対象者に認定された者は授業料の10%が免除される。
大学にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一般に大学は多様性を機関としての強みと認識しており、知的障害者も多様性を高めるものとして捉えていると推察される。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関で開講されている障害学(Disability Studies)関連の授業や研究に、何らかの寄与ができると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同等性、インクルージョンに向けた積極的な取組として、大学の社会的な評判が高まる。 			

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制(20条) 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等(6条) 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

(平成31年度予算案 2.3億円)

概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
 - (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

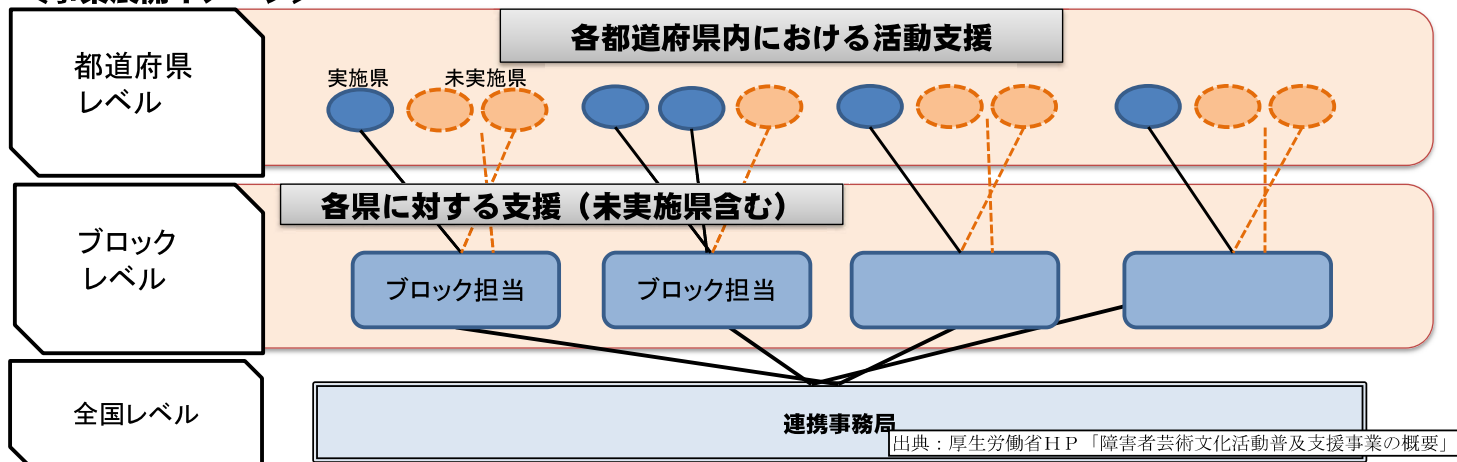
実施主体

- 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

- 都道府県レベル 国：1/2 都道府県：1/2
- ブロックレベル、全国レベル 国：10/10

<事業展開イメージ>



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

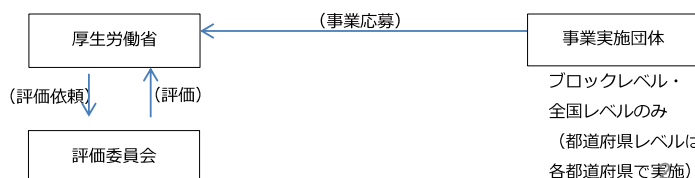
- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

1. 対象事業等

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。 ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援(支援方法、権利の保護、鑑賞支援等) イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等 ウ 関係者のネットワークづくり エ 発表等の機会の創出 オ 情報収集・発信(都道府県内の実態把握、情報発信)	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。 ア 都道府県の支援センターに対する支援(支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等) イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援 ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催 エ ブロック内の連携の推進 オ 発表等の機会の創出	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。 ア 広域センター等に対する支援(広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等) イ 全国連絡会議の実施 ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築 エ 成果報告とりまとめ、公表等 オ 障害者団体、芸術団体等との連携

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



出典：厚生労働省HP「障害者芸術文化活動普及支援事業の概要」

市町村の(自立支援)協議会について

○ 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

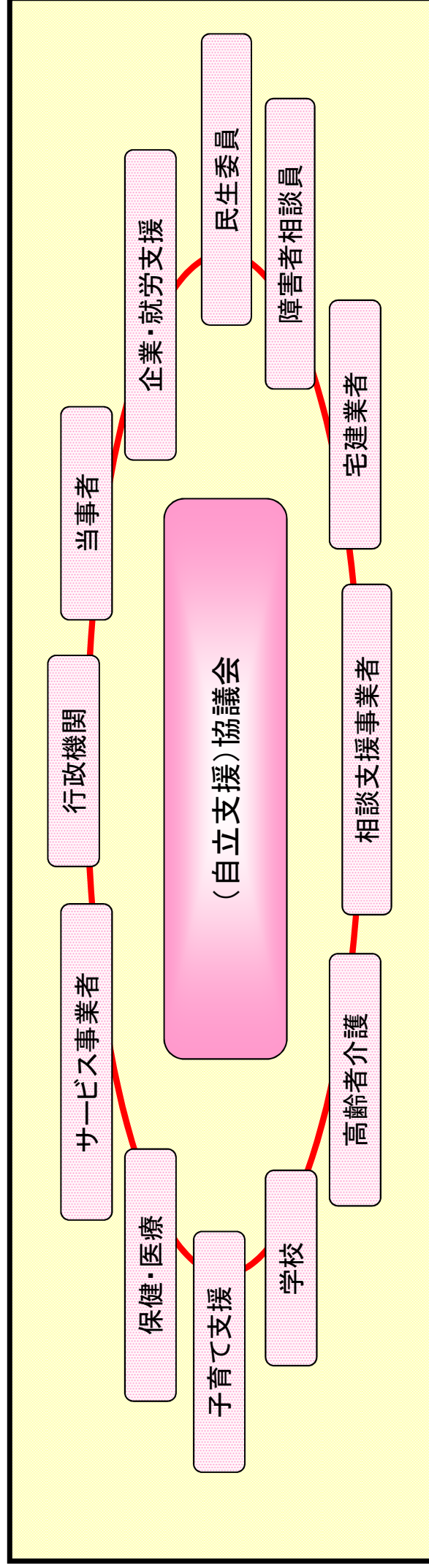
○ 具体的には、

- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
- ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
- ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。

(自立支援)協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意することとなっている。

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

資料15

～障害理解の促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大に向けて～

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害者の地域における学びの場を全国的に整備することが急務である。

そこで、障害者の生涯学習活動の関係者を集めた『共に学び、生きる共生社会コンファレンス』を全国ブロック別に開催し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行うことで、障害のある者とないない者の交流による**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の拡大**を目指す。

コンファレンス実施イメージ

●ブロックごとに実行委員会を組織し、地域の実情に合わせてコンファレンスの趣旨・目的を設定

●趣旨・目的に沿って下記の取組例を参考にコンファレンスを構成し、参加者の理解を深め、意識啓発を図る

例1 障害者と日頃交流する機会がない参加者が、障害について理解を深めるための、障害者本人による学びの成果発表や、思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 実践者のネットワーク構築に資する、各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催

目指す成果

- 全国各地における障害理解の促進
- 実践者同士の学び合いによる担い手の育成
- 障害者の学びの場の拡大

実施規模

- 全国 5～6カ所程度
- 全国をブロックに分け、複数の都道府県の関係者を対象として実施（目安として、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄ブロックなど）
- 開催期間は1～2日間を想定（複数回の開催も可能）

参加者

- 100～200名程度を想定
 - 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
- ⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

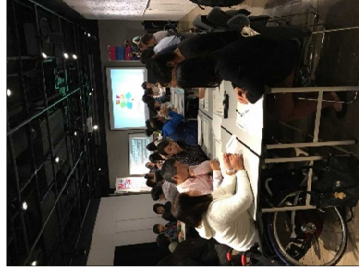
コンファレンス (Conference)

会議、協議会

関係者間で共有する問題について協議すること

事務局・予算

- 【事務局】「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託団体と都道府県・市町村職員等を中心に、実行委員会を構築
- 【予算】 1カ所100万円程度



実施例イメージ(文部科学省主催「超福祉の学校」平成30年11月)

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

資料16-1

(前年度予算額 : 106百万円)
2019年度予算額 (案) : 105百万円



趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務。このため、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。

事業内容

(1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

73百万円

- 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたりに維持・開発・伸長するため、
 - (ア) 学校から社会への移行期
 - (イ) 生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラム^(※1)や実施体制^(※2)、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施(14箇所)

※1：学習プログラムの例

- 学校卒業直後の者に対する、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム
- 生涯の各ライフステージにおいて必要となる、社会生活を自立して送る上で必要となる知識やスキルの習得のためのプログラム

※2：実施体制の例

- 障害者青年学級等の取組を行う公民館等の施設
- オープンカレッジや公開講座等を行う大学
- 同窓会組織等が卒業生対象の取組を行う特別支援学校
- 学習支援に取り組み企業、社会福祉法人、NPO法人、実行委員会・コンソーシアム等

- 上記においては、一元的かつ効果的な情報収集・提供・相談の機能強化等に関する研究も実施



(2) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

4百万円

障害者が一般的な学習活動に参加する際の障害要因や促進要因を踏まえ、生涯学習分野における合理的配慮の在り方に関する研究を実施。

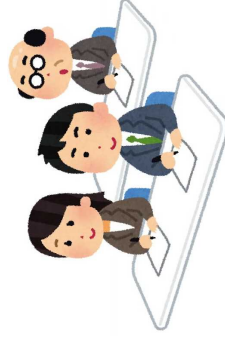


成果や課題を共有

(3) 人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

27百万円

- 社会教育と特別支援教育・障害者福祉をつなぐコーデイネーター人材育成・確保に向けたモデル開発
- 担い手育成と実践の拡大を目指すブロック別コンファレンスの実施
- 障害者参加型フォーラムの実施等



H30「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託団体地域分布

北海道・東北地方2件

関東地方8件

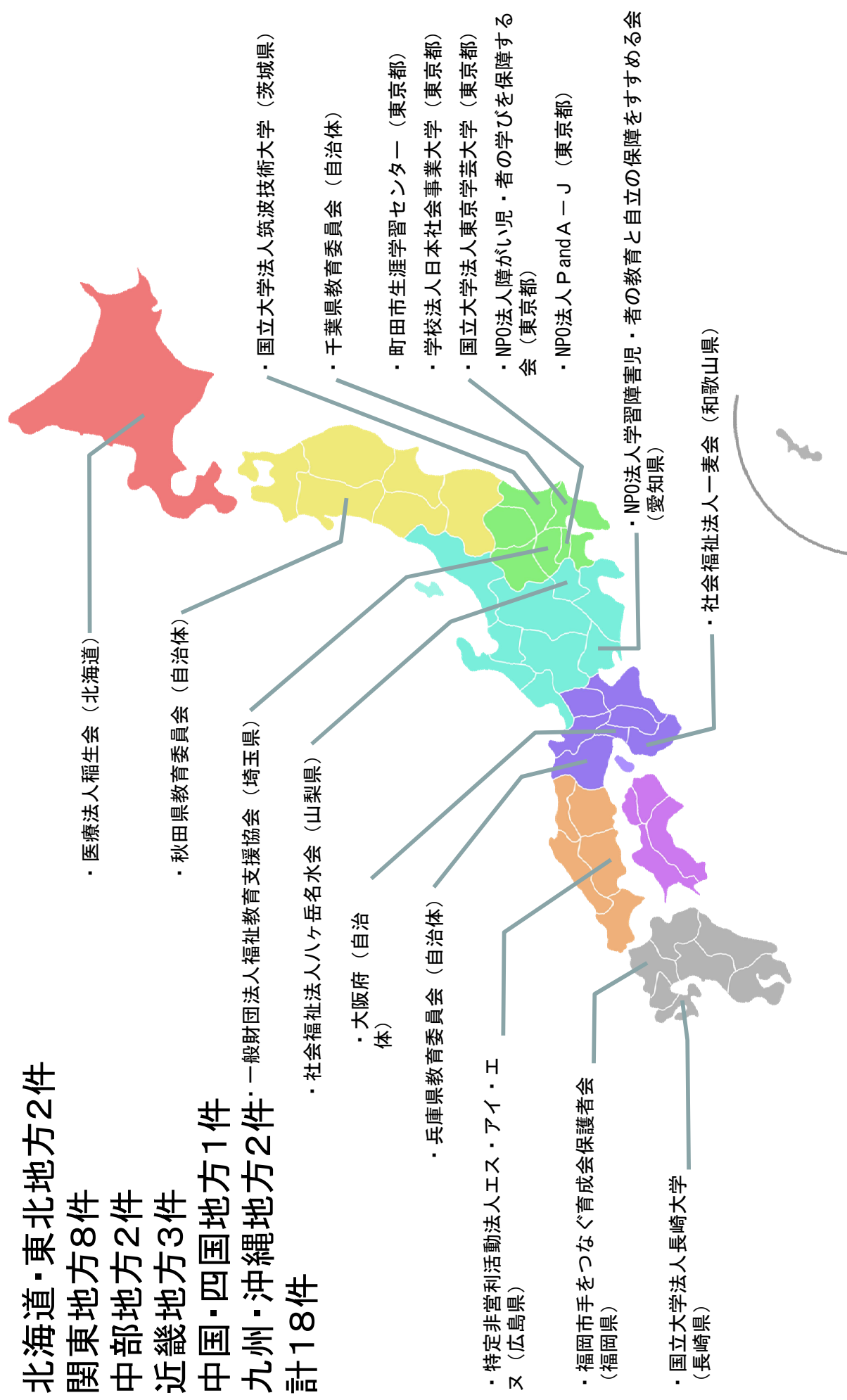
中部地方2件

近畿地方3件

中国・四国地方1件

九州・沖縄地方2件

計18件



平成30年度「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」 委託団体の取組概要（本有識者会議でヒアリングを実施した団体）

資料16-2

都道府県 (4件)	秋田県教育委員会 【知的障害・肢体不自由】	医療法人稲生会（北海道） 【肢体不自由・重度障害】	社福等 (4件)
	千葉県教育委員会 【知的障害】	一般財団法人福祉教育支援協会（埼玉県） 【知的障害】	
	大阪府 【知的障害・発達障害】	社会福祉法人八ヶ岳名水会（山梨県） 【知的障害・発達障害・精神障害】	
	兵庫県教育委員会 【視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・難病】	社会福祉法人一麦会（和歌山県） 【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】	
市町村 (1件)	町田市生涯学習センター（東京都） 【知的障害】	NP0法人障がい児・者の学びを保障する会（東京都） 【知的障害】	
	国立大学法人筑波技術大学（茨城県） 【視覚障害・聴覚障害】	NP0法人 P and A - J（東京都） 【知的障害・発達障害】	
	学校法人日本社会事業大学（東京都） 【視覚障害・聴覚障害】	NP0法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会（愛知県）【発達障害】	
	国立大学法人東京学芸大学（東京都） 【知的障害】	特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ（広島県） 【知的障害・発達障害】	
大学 (4件)	国立大学法人長崎大学（長崎県） 【発達障害・精神障害】	福岡市手をつなぐ育成会保護者会（福岡県） 【知的障害】	保護者 の会 (1件)

秋田県における「障害者の生涯学習支援モデル事業」の取組

特徴

- 部局横断した庁内連携組織モデル
- 県から市町村への啓発・普及モデル
 - ＜事業受託の背景＞
 - ・特別支援学校卒業生が、休日の日中を一人で過ごしているケースが多く、生涯学習の場や機会の充実が求められている。

H30事業概要

【県】

- 障害者のための生涯学習支援連絡協議会（庁内全部局連携組織）の開催（年2回）
- 連携協議会（有識者・関係団体・再委託先・庁内関係課による協議組織）の開催（年3回）
- 障害者の生涯学習推進フォーラムの開催（年1回）
- 県生涯学習センターによる障害理解特別講座の開催



【再委託先(3カ所)】

- 効果的な学習プログラムや実施体制の試行

「障害者の生涯学習支援モデル事業」の実施体制

①地域開放型カフェの運営を通じた共生の拠点づくり

【社会福祉法人】(北秋田市障害者生活支援センターささえ)

- ＜特徴＞
- ・地域のイベント等でのカフェ実施による地域活性化と障害理解の促進
- ・重症心身障害児（者）のカフェ参画の挑戦

- ＜内容＞
- ・特別支援学校とのコラボ
- ・東京都国立市との研修交流
- ・生涯学習イベントへの参加



②特別支援学校在学中からの社会教育施設の円滑な利用に向けたプログラム

【指定管理施設】(能代市中央公民館)

- ＜特徴＞
- ・在学中からの社会教育施設活用
- ・既存の公民館講座講師の活用

- ＜内容＞
- ・料理教室、ユニカール他
- ・地域の冬祭りへの参加
- ・特別支援学校教員に向けた研修フォーラムの開催



③地域の高校生ボランティアを巻き込んだ同世代交流型プログラム

【社会福祉法人】(湯上天王つくし苑)

- ＜特徴＞
- ・障害の有無にかかわらずない同世代交流
- ・高校生のための事前研修を実施
- ・同世代交流による障害者のコミュニケーション能力の維持・伸長
- ・ひきこもりの状態にある障害者の参加
- ＜内容＞
- ・ホッチャ、ダンス
- ・オープンカフェ、餅つき他



効果的な学習プログラム・実施体制の情報提供

再委託先

県

効果的な学習プログラム・実施体制の開発依頼

県生涯学習センター

- ・調査研究
- ・市町村関係職員向け研修の実施
- ・県民への情報提供
- ・講座の実施

情報共有

【県連携協議会】

- ＜実施回数＞年3回
- ＜内容＞効果的な学習プログラムの検討、連携体制等について協議
- ＜構成員＞大学教員、県手をつなぐ育成会、就業・生活支援センター、相談支援事業所、市町村教育委員会生涯学習担当、再委託先事業所、特別支援学校、県障害福祉課、県特別支援教育課、生涯学習センター、事務局

事務局(県教育庁生涯学習課)

- ・再委託先5カ所（市町村への再委託を視野）
- ・地域の自立支援協議会への生涯学習関係者の参画
- ・生涯学習センターによるモデル講座の開催

情報共有

県生涯学習推進本部

- 【障害者のための生涯学習支援連絡協議会】
- ＜実施回数＞年2回
- ＜内容＞庁内関係部局間での情報共有
- ＜構成員＞福祉、労働、スポーツ、文化、特別支援教育等、障害者の生涯学習に関わる取組を行う庁内各課室担当者

H30事業成果

- 全県フォーラム開催による障害者の生涯学習の理解啓発(約250名が参加)
- 再委託先と特別支援学校との連携の促進
- 社会教育施設及び社会福祉法人職員の特別支援学校授業研究会への参加
- 特別支援学校教員の講座参観等を通じた移行期に必要な学習プログラム等について情報交換の実現
- 教育委員会と障害者関係団体、障害福祉課との具体的な連携の実現

今後の方向性

2019年度

2020年度

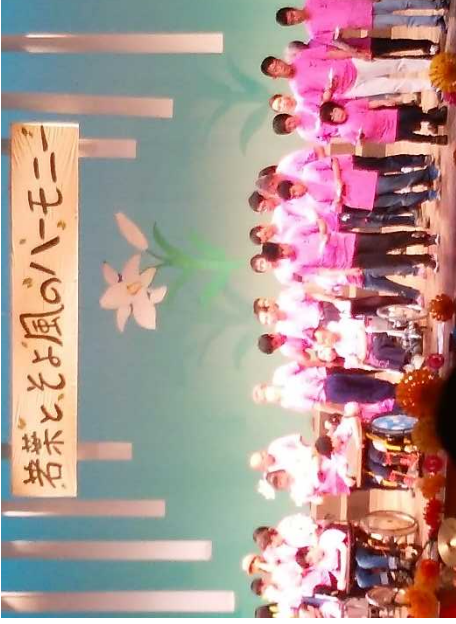
- ・再委託先5カ所（市町村への再委託を視野）
- ・地域の自立支援協議会への生涯学習関係者の参画
- ・生涯学習センターによるモデル講座の開催

- ・全25市町村で障害者の参加可能な講座を実施
- ・生涯学習センターによる調査に基づく市町村への相談・助言等の充実

町田市障がい者青年学級について

- 活動のねらい：障がいのある青年が豊かな生活を築くため、「生きる力・働く力の獲得」
- ①学級活動は、話し合いが基本で、集団決定による「自治」
- ②家庭と仕事以外の第3の場から客観的に捉える「生活づくり」
- ③学級生の思いを取り入れたオリジナルソングに代表される「文化の創造」
- ※活動を支援する有償ボランティアスタッフは、10代から現役およびリタイア世代まで在籍
- 青年学級のあゆみ：
 - 1974年 学級開設（学級生20名）
 - 1985年 コース制での活動開始（学級生57名）
 - 1991年 ひかり学級開設（2学級制：学級生105名）
 - 1997年 土曜学級開設（3学級制：学級生169名）
 - 2004年 本人活動の会「とびたつ会」誕生

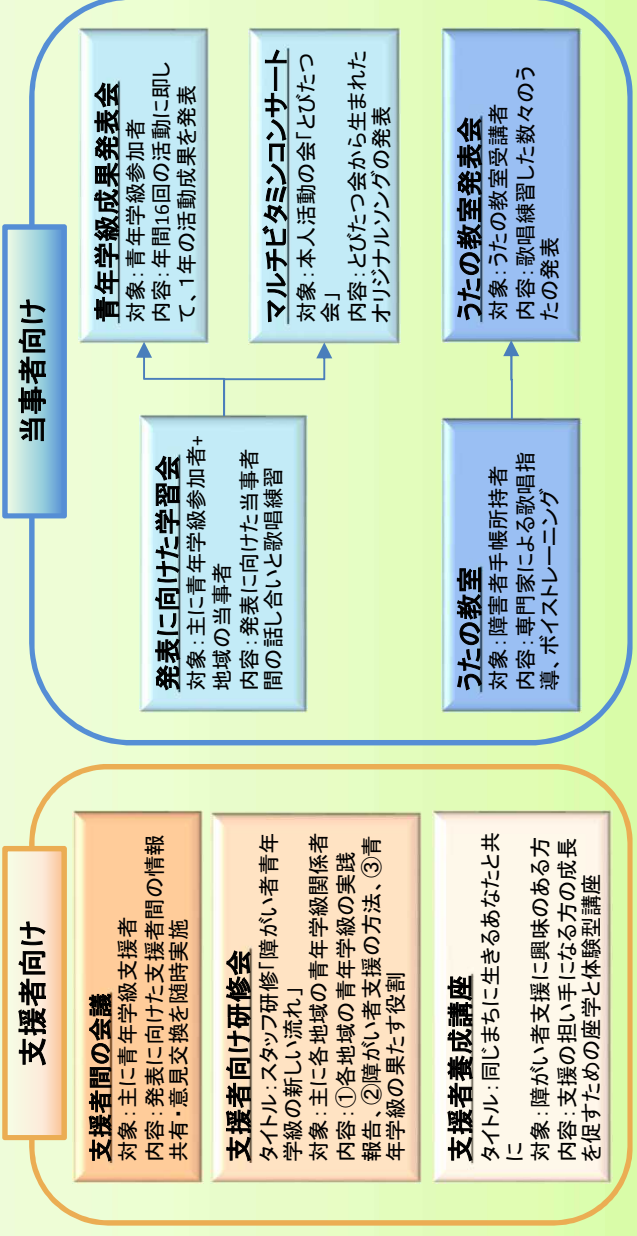
これまでの青年学級の学びをベースに、新たな発表活動に関する学習プログラムの開発と実践、実施体制構築へ展開



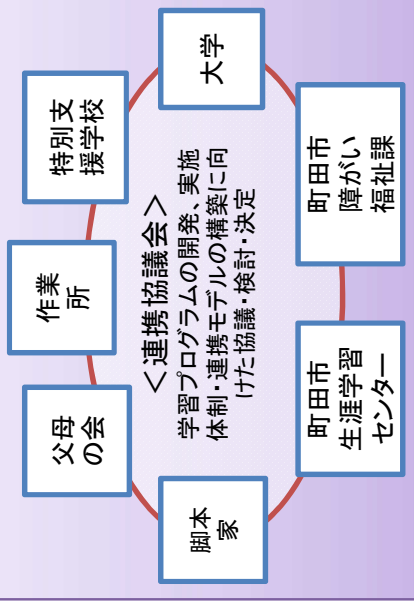
新たな学習プログラム構成と実施体制

【効果的な学習プログラムの開発】

自立した主権者として、他者と協働しつつ、社会に向かって発信する力を育むため、集い、語り合い、学びを深め、その成果をステージ発表に作り上げて社会にアピール
→地域社会に向けて、障書の理解促進とともに共生に向けた意識を醸成する



【関係機関・団体との連携】



若葉とそよ風のハーモニーコンサート
2019年5月11日（土）13:30～
町田市民ホール
（東京都町田市森野2-2-36）

成人期知的障害者のライフステージ別の支援ニーズに応じた学習プログラムの開発・提供

成人期知的障害者のライフステージ別の支援ニーズに関する調査研究

1. 目的

生涯学習における学習プログラムの提供に向けて、社会福祉法人を対象に成人期知的障害者のライフステージ別の支援ニーズを明らかにすることを目的とする。

2. 方法

- (1) 調査対象：全国の就労継続支援B型事業所
- (2) 調査項目：菅野(2012)の生涯発達支援・地域生活支援の4領域を参考にし、ライフステージ別に個別支援計画の目標(支援課題)を調査。
- (3) 調査方法：郵送による調査用紙の送付(回収率21.9%)。
- (4) 分析：各ライフステージにおいて支援課題に該当する領域の有無及び該当すると回答した領域の低位項目の割合を算出。

成人期知的障害者の自己決定に関わる学習支援プログラムの開発・提供

成人期知的障害者の生涯学習支援の取組＝オープンカレッジ東京

【自己決定】選択肢（対象物）の特徴をもとに、自分に合う選択肢を選択すること

対象物の特徴を整理する講座(問題解決能力形成講座)

サイエンスラボ（科学実験講座）

受講生が直接ICT機器を操作しながら実験の手続きを知り、観察した結果を映し出される画像と比較し、判断する過程を通して考える"わざ"を学ぶ講座
2018年度：ペットボトルとプラスチック



- 知的発達段階別（軽度・重度）の学習課題の設定
→多くの受講生が自ら課題を遂行することが可能に
- ICTの導入による"講座のパッケージ化の検証"
→支援者同士の講座展開の共通理解につながる

質問	回答
目的の達成率	
参加者の満足度	
講師の満足度	
その他	

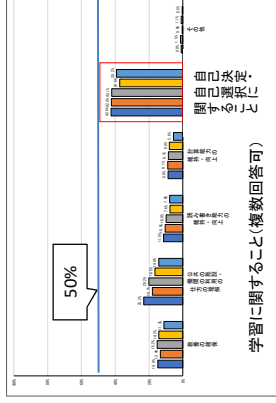
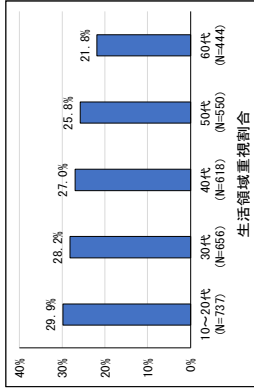
原材料は？	原材料
色は？	色
形は？	形
かたさは？	かたさ

マトリックス表

障害特性に合わせた支援方法を用いることで
多くの知的障害者が自己決定に関わる学習に自ら取り組むことができる

開発した学習プログラム⇒日々の適切な自己決定につながる

3. 結果（生活、学習領域）



生活領域、学習領域の自己決定に関する支援ニーズは
どのライフステージでも共通して高い割合

考える"わざ"を学ぶ

自己決定に関わる問題解決能力



自分に合う選択肢を選択する講座(選択講座)

ディスカバーWorld（世界の地理講座）

国別のさまざまな食材を直接観察することによって、それぞれの食材の特徴づけていく学習。この過程を通して考える"わざ"を学ぶ地理講座
2018年度：世界のパン



住まいを選択するわざ（住居選択講座）

自己選択・自己決定へとつなげることを目的としながら、その過程を通して考える"わざ"を学ぶ、生活・暮らし領域の講座
2018年度：住まいの選択に必要な観点の決定



- 住まいの選択に必要な観点を決める
→科学実験講座、地理講座で培った問題解決能力を基に「部屋の広さ」「一緒に住む人」等の観点を自ら抽出
→これまでの共通教材を活用；マトリックス表・ヒントカード

長崎大学における精神・発達障害のある人の生涯学習活動に関する取組

事業名・内容：障害者の生涯学習活動への地域包括的支援

1. 学校から社会への移行期における学習プログラム(青年期プログラム)の開発・実施
2. 生涯の各ライフステージにおける学習プログラム(成人期プログラム)の開発・実施

研究背景

- ①厚生労働省(2017年)：「精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができよう、医療、障害福祉・介護、社会参加(就労)、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築(ピアサポーターの養成を含む)」を目指す
- ②WHO(2013年)「精神障害のある人を対等な協力者とみなし共にケアに取り組むことを重視し、当事者のリカバリー、ピアサポーターの育成・支援、自殺予防などを推進」
- ③ピアサポーターみと(2010年)長崎県大村市で活動開始、当事者、家族、ボランティア、学生、専門職等が共に語り合う活動「障害の有無にかかわらず、誰もが悩みを抱える当事者」
- ④リカバリーカレッジ(英国で2009年開設、日本では2013年東京に開設)「当事者と専門職等が共同創造(co-production)し、主体的な学びでリカバリーを目指す」
*用語の定義：ピア(peer)は「同じ体験をした)仲間」、ピアサポーターは「仲間を支援する障害者当事者」。リカバリー(recovery)は「障害があっても希望のある人生を生きていくこと」。

連携協議会

委員16名で4回開催し、効果的な実施体制や連携モデルを構築

- | | |
|---|---------------------------------|
| ①ピアサポーターみと2名
(発達・精神障害者当事者) | ④長崎労働局1名 |
| ②長崎発達支援親の会1名 | ⑤長崎障害者職業センター1名 |
| ③長崎県3名(教育庁特別支援教育課1名、
発達障害者支援センター1名、
子ども・女性・障害者支援センター1名) | ⑥大村市社会福祉協議会1名 |
| | ⑦コーデイネーター1名(NPOのぞみ共同作業所長、作業療法士) |
| | ⑧技術補佐員2名(長崎大学大学院生、作業療法士) |
| | ⑨長崎大学医学部保健学科教員4名(学科長、教授2、助教1) |



本事業の基本理念

①障害者当事者＝障害を体験として知っている人、すでに様々な対処や工夫をしてきて貴重な情報を持っている人、“Expert by Experience(経験のある当事者専門家)”、②ピアサポーターと専門職が共同創造：「教える」→「ともに学ぶ」、「支える」→「ともに生きる」、③様々な気持の言語化及び主体的・対話的な学びの推進

1. 学校から社会への移行段階プログラム(青年期)

- ①対象：発達障害者11名(男性7、女性4；平均年齢22.8歳)
- ②目標：仲間と出会い、自分の特性を知る
- ③内容：月1回計5回、日曜日、13:30-16:30、毎回ピアサポーターが参加
初回(9/23：ピアサポーター5名の体験談、リカバリーストーリー)、
2回(10/21：障害の心理教育)、3回(11/18：コミュニケーション)、4回(12/16：
ストレス対処法)、5回(1/13：自分の特性を伝える、講座の振り返り、修了式)



2. 生涯の各ライフステージプログラム(成人期)

- ①対象：発達・精神障害者13名(男性9、女性4；平均年齢46.2歳)
- ②目標：夢や希望を持って生きる
- ③内容：月1回計5回、日曜日、13:30-16:30、毎回ピアサポーターが参加
初回(10/7：ピアサポーター6名の体験談、リカバリーストーリー)、
2回(10/28：障害の心理教育)、3回(11/25：WRAP(元氣回復行動プラン)体験)
4回(12/23：恋愛・結婚、当事者研究)、5回(1/20：ストレス対処研究、講座の
振り返り、修了式)



3. フォーラムの開催：キックオフシンポジウム(8/19)、生涯学習推進フォーラム(12/9)、成果報告フォーラム(2/10)

<プログラム受講者の感想(抜粋)>

- A氏「仲間の大切さを知り、生きていく勇気が得られた」
B氏「皆さんから元気を頂いたこと、つながりを結べたことを感謝したい」
C氏「誰かが語るものが、“それ自分にも”との気づきや安心感に通じることが多かった」
D氏「皆さんの笑顔で自分が癒されていった」
E氏「同じ境遇にある人の居場所を作りたいという考えが生まれた自分の人生の大きな分岐点」
F氏「無理してダメな自分を隠そうとせず、自分らしく生きていこうと気づけた」

目標：共生社会の実現



医療法人稲生会(札幌市)における重度障害者の生涯学習に関する取組

医療法人稲生会について

- ・平成25年開設。「困難を抱える人々とともに、より良き社会をつくる」を理念に掲げ、3つのD (Diversity【多様性】 Dialogue【対話する】 Design【デザイン・創造する】)を大切に取組を推進。
- ・在宅で人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする重度の障害を有する患者の生活を支援するために、訪問診療/訪問看護/居宅介護/短期入所事業を実施。
- ・医師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の多職種の職員とともに、医療のみならず保育、療育、教育、社会参加、両親・兄弟姉妹の支援など一体的なサービスを提供。
- ・法人開設以来、「みらいつくり学校」と銘打った生涯学習活動を展開。患者家族とともに当事者が主体となり、学び、活躍できる機会を提供。
- ・平成30年8月から「みらいつくり大学」を開設し、高等教育や生涯学習の機会が少なかった重度肢体不自由の障害者を対象とした学校卒業後の学びについて実践研究を開始。



「みらいつくり大学」による学びの構成・特徴

【学習プログラムの運営方法】

- ・全12回の講義(8月~2月)、18時~19時半
- ・講師からの話題提供(45分程度)の後、ゼミ形式でディスカッションを実施。当事者の主体的な発言や議論を重視。
- ・大学教員や経験豊かな当事者、実践者を外部講師として招聘、質の高い講義を提供。
- ・大学教員が講師を務める場合はその教員の所属する大学キャンパス内で講義を実施。
- ・受講後はレポートを提出。自らの学びを振り返りながら学びの定着を図る。

【関係機関・団体との連携】

- ・重度肢体不自由者、特に人工呼吸器等の高度な医療的ケアを日常的に必要とする障害者の学習内容や支援体制構築の在り方について研究協議。
- ・大学教員、教育委員会指導主事、特別支援学校教員、障害当事者、事務局で連携協議会を組織。

【学習プログラムの構成】

- ・「地域共生社会の実現に向けた障害当事者の自立」をテーマに、**身体的自立論、精神的自立論、社会的自立論**で構成。
 - 具体的内容
 - 障害当事者運動の歴史・現在における意義
 - 福祉制度を成り立たせる「信頼」
 - 障害福祉論の変遷
 - 映画という表現による障害福祉観に対する挑戦等

【コーディネーターの配置】

- 特別支援学校の勤務経験を有する作業療法士
 - ・療育及び人工呼吸器等の導入支援に従事してきた知識経験を有する。
- 学習プログラム開発と連携協議会の議論をつなぎ研究全体をコーディネート

【学習サポート体制】

- ・会場までのアクセスは、参加者各自が障害福祉サービスの「**重度訪問介護**」等を利用。
- ・ヘルパー(重度訪問介護)が同席し、トイレ介助、痰吸引、意思疎通支援等を実施。
- ・体調や都合により、会場に來られない受講生に、ICT機器(オリヒメ等)を活用したオンラインでの参加支援。
- ・緊急時の医療体制の確保(スタッフが医師、看護師、作業療法士等)。

【平成31年度にむけて】

- ・体験型の学びとして「表現論」講座を設ける。
- ・重症心身障害者と職員の共同研究
- ・平成30年度の受講生がリサーチリーダーとして運営側に参画。

社会福祉法人一麦会(麦の郷)について

<特色>

一麦会では、支援者／被支援者という関係ではなく、地域社会の中で「共に歩み、共に働く」ことを大切にし、40年間にわたり実践を継続。働く当事者たちは、支援を受け保護をされる対象ではなく、仕事を任され誇りと自信をもち地域で働いている。

<経緯・実施事業等>

・1977年に任意団体「たつのご共同作業所」として発足。障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん(放っておけない)」として「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかつた人についての支援と仕組みづくりを推進。

・自立訓練事業(生活訓練)、生活介護、相談支援、就労支援(A型、B型)、グループホーム、児童発達支援、ひきこもり者支援(県事業)等、計38事業を実施。

<生涯学習活動>

・「ポズック」のちんどん楽団、「結い」における学習、集団活動、「青年学級すばらしき仲間たち」の当番活動、アートサポートセンターRAKUの表現活動や作品展、みんなで踊り隊のよさこい踊りなどを展開。



学習プログラム構成と実施体制(事業名:「ゆめ・やりたいこと実現センター」の立上げ)

やりたいことを提案・企画・実現 みんなで創る活動
人は生涯にわたって学び続け発達する存在
学ぶことで幸せを追求することが生涯学習

夕刻のたまり場(居場所)
ゆっくりしたり、食べたり、飲んだり話したり、フリーな居場所(毎週水曜日16時~20時)

<参加者の声>

- ・みんなと「やりたいこと」を話して、コミュニケーションがとれることが多い。
- ・仕事とか、年齢とか違う人たちと会えるのがいい。

つぶやきサポート(相談支援)
愚痴や困りごと、嬉しいことを共有できる場。支援者⇨被支援者の関係ではなく共に生きる「なかま」として受けとめ、分かち合う。

shitaina(したいなあ) work shop(講座)
「興味はあるけどしたことがない」「やってみたいけどひとりではむずかしい」そんな「やってみたい!!」を出し合って実現していく

<参加者・家族の声>

- ・作業所以外の居場所がなかったが講座を通じて、居場所ができて楽しそうで家族としてもありがたい。
- ・作業所や職場の人間関係と違い見守ってもらえる場所、教えてもらえる場所でありながら立ち位置が同列なのがいい。
- ・講座や夕刻のたまり場の中で家族や友だち同士でもできないことをみんな共にできることが親としてもうれしいし助かる。

逸材発掘・人材バンク
地域には生涯学習のサポーターがいっぱい!
「こんなことでできます!」を募り人材バンクに登録。
「教える」のではなく「一緒に」を大切に。人材発信の拠点に。

コンセプト

衣・食・住・働が保障されていることで「生きる」ことが出来る、そして、学びや活動・役割が保障されていることで「活かす」ことが出来る。『生』『活』を保障し「ゆめ」や「やりたいこと」を実現させるセンター。

<講座一覧 全32講座(複教開催あり)>

健康(食事)講座、防災グッズづくり講座、書道でアート、ゆる体操講座、金剛山登山&BBQ、ちぎり絵講座)、新聞紙アート、フルーツクリスマスリースづくり、ヨガでここちもからだも気持ちよく、フラワーアレンジ、映画会『バケツと僕!』、映画『真白の恋』、マヤ文明のなぞを探る、障害者の生涯学習について、シャインの活動について、カラオケ教室でみんなと歌おう、桃源郷マラソン・ランニング・クリニック、音楽で学ぼう中国の文化、絵手紙を楽しもう、マジック講座、トークと絵本のつどい、ロケットストーブを作ろう、考古学から見える紀州の歴史、ポリ袋クッキング、俳句に挑戦、マカロニ二あーと

<講師>

市保健師・管理栄養士、紀の川市地域おこし協力隊、診療所医師、精神科医、大学教員、ゴスペルシンガー、外国人、絵手紙作家、マジシャン、絵本作家、その他、専門知識や特技をお持ちの方

連携協議会

関係機関・団体等との連携を図り、企画を実施!

<連携協議会での意見>

- ・それぞれの共に学び合う講座に意義があり、「よかつた」というだけではなく、待ち望まれていたような感じがある。
- ・“ねばならない”ではなく、アメンバー的に広がってきた障害のある人の生涯学習の団体がこの事業によって一堂に会し、他の団体とつながってきたことがすごいと思う。

探す! 既存団体の活動や生涯学習の情報収集
伝える! 情報を発信
つながる!(協働する) 連携して一緒に学ぶ・楽しむ

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会(東京都練馬区)・当事者をつくる学びのプログラム実践研究

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会について

- ・平成27年、任意団体「ままのがっこ」として発足。
- ・進路に関する学習会、特例子会社や保護者へのアンケート・ヒアリング調査等を実施。
- ・平成29年、「NPO法人障がい児・者の学びを保障する会」発足。
- ・知的障害のある子の保護者、大学教授、元特別支援学校教員、社会福祉士、介護福祉士、弁護士等で構成。
- ・①知的障がいのある人の限られた学びの場、②「就労の場」から見る学びのニーズ、③限られたコミュニケーションの機会といった3つの社会的課題の解決に向けた取組を実施。
- ・本研究では、「社会(地域・福祉・企業)の連携システム」が支える、学校教育終了後から生涯にわたる継続的な学びの実践研究事業～コミュニケーション経験を基盤とする生活・就労支援プログラムの構築～」がテーマ。



学びのプログラム構成と実施体制

【学びのプログラムの構成】

- ①就労に係るライフスキルの獲得(学校教育と社会とのギャップを埋める学習)、
- ②コミュニケーション力の向上、③学校卒業後の多様な進路選択や生涯学習の実現の観点から、10のテーマによるプログラムを年25回実施

<CLOSED講座> ※年14回実施

知的障がいのある高等部生～社会人を対象

オリエンテーション 交流会 修了式	自主活動 ・当事者が主体的に行う活動	仕事の意義 ・「働く」をテーマに参加者同士でディスカッション	生活をつくる (お金とくらし) ・買物・調理実習	人間・性と生 ・実態や課題に応じたディスカッションや調べ活動 (外部講師)
----------------------------------	------------------------------	--	--	--

<OPEN講座> ※年11回実施

どなたでも対象。プログラムからの学びとコミュニケーションからの学びの相乗効果をねらう

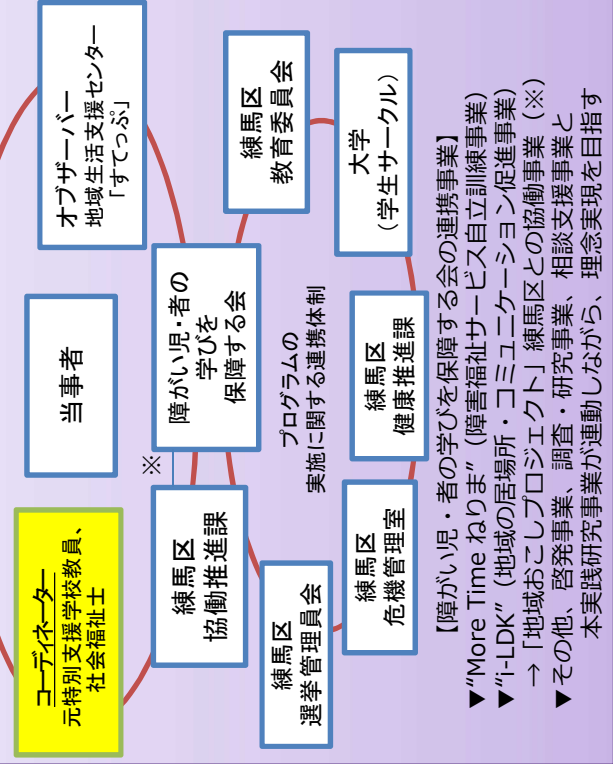
からだと表現 ・ゆるゆる体操 ・弾けるリズム ・パントマイムでおぼししよう (外部講師)	文化・教養 ・科学実験教室 ・韓国語教室 (外部講師)	栄養と健康管理 ・だれでもいっつも「ちゃんどごはん」 ・みんなで作えよう「健康的な食生活」 (練馬区の既存の学習講座や主催イベントを活用)	防犯・防災 ・災害から大切な命を守ろう!	地域活動 ・選挙に行こう ・そうこうか! ・ボランティア体験
---	---	---	--------------------------------	--

※プログラムの実施に当たり、情報アクセスバリエイに配慮するとともに、経済的なバリアが生じないよう工夫

【関係機関・団体との連携】

<ワーキンググループ>

連携協議会立上げに向けた準備会
プログラムの内容、相関関係、実施方法等の検証
実施体制・連携モデルの構築に向けた協議・検討・決定



PandA-J について

- ・ 障害者の権利擁護活動や就労支援活動を実施 (2008年設立)
- ・ 大学研究者、弁護士、医師、教師、ジャーナリスト、障害福祉事業者、親など、学際的・実践的メンバーで構成。
- ・ 全国各地に安全確保・権利擁護のためのネットワークP&Aを立ち上げ。P(プロテクション) アンドA(アドボカシー)。
- ・ 権利擁護・成年後見情報誌「PandA-J」を発行し、市民や親、当事者にわかりやすい情報提供を行い、理解推進の基盤整備や障害者虐待防止法の啓発にも寄与。
- ・ 「共生社会を創る愛の基金」との連携により、触法の障害者の支援等に関する研究活動や、地域における多職種連携による危機介入支援ネットワークであるTS (トラブルシユーター) 養成にも着手。
- ・ 英国ケンブリッジ大学教授や、プリズンリフォーミングの研究者、実践家との共同研究を行い、生きづらさを抱えた障害者のための性的問題行動からの離脱学習プログラム (SOTSEC-ID, Keep Safe) 開発の実施。



「セルフアドボカシー支援に向けたキャリア教育と地域包括支援プログラム」の構成
～対象者の目指す人生目標(グッドライフモデル)、障害特性、リスクに応じた介入(支援)～

①【中リスク対応型学習プログラム】

「KEEP SAFE」(YSOTSEC-ID) 性問題行動を揺る青少年と保護者に向けたグループ学習プログラム (英国ケンブリッジ大学博士との共同研究)

<対象>

- ・ 12歳から成人までの問題行動リスクが中程度の方
- ・ 1グループ3～5人

<実施期間>

- ・ 4ヶ月から1年半 (週1回、1回2時間)

<内容>

- ・ モジュール1: プログラムについて、ルール作り
- ・ モジュール2: 心と体の成長の変化、関係性、境界
- ・ モジュール3: 自己の寛容の理解・感情のコントロール
- ・ モジュール4: 自分の行動を理解する
- ・ モジュール5: 共感と結果の予測
- ・ モジュール6: 「私のKeep Safe計画」の作成
～前に進むための準備～

・ 保護者向けセッション

<実施会場>

東京多摩、盛岡、仙台、奄美、名古屋児童相談所にて実施

※その他、プログラム開発委員会を組織し、ニーズに応じたプログラムづくりに着手

②【地域包括支援のモデル基盤の構築】

全国各地のトラブル・シユーター (以下TS) ネットワークと連携した**地域連携協議会**を実施。全国縦断的な連携協議会の発足に向けて準備を開始。

<ネットワークの構成メンバー>

福祉専門職、研究者、特別支援学校教諭、保護者、更生保護施設職員、矯正施設職員、福祉施設職員、弁護士

<2018実施地区と特徴>

地域	特徴(核となる組織と連携体制)
石狩TS 多摩TS	○ 本人部会 + 相談支援センター ○ B型事業所 + 相談支援 + 地域の他職種連携
新潟TS 沖縄TS	○ 基幹相談支援センター + 地域の他職種連携
盛岡TS 香川TS	○ 発達障害者支援センター + 地域の他職種連携
名古屋TS 奄美大島TS	○ 児童相談所コア + 地域での支援 ○ 相談支援 + 特別支援学校 + 地域の他職種連携

③【FT(ファシリテーター)支援者養成プログラム】

発達障害者支援センター、基幹相談支援センター、地域生活定着支援センター、社会教育機関などとの連携により、多職種連携のトラブル・シユーター・ファシリテーター養成講座を全国で展開。

<実施期間>

- ・ 2日間

④【低リスクの本人向け学習プログラム開発】

「暮らしのルールブック」活用によるグループ学習プログラム (障害者雇用企業支援協会等の作成協力)

<対象>

- ・ 知的障害・発達障害のある青年期、成人期の方
- ・ 1グループ3～5人

<実施回数等>

- ・ 週1回または隔週1回、1回2時間
- ・ 1クール3～5回

<実施会場>

- ・ 新潟、多摩、沖縄、石狩にて実施



特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ 「集いの場 あゆみ」 (広島市)
**当事者ニーズを反映した生涯学習の
 実践的なテキスト開発とプログラム化の取組**



集いの場あゆみが目指す「生涯学習支援」と「余暇活動」
 人生を豊かに生きるために、自立に役立つ実践的な学びと生きる喜びにつながる生涯学習支援を目指します

3つの意味合いのある【場】として運営

学校卒業後に就労や生活の困り事の解決や自立のために必要な知識やスキルを学ぶ場

生活の中に生きがいをつくるために集団で文化活動や楽しみを感じる行事を保障する場

利用者が直面する多様かつ複雑な問題を共に考え、自律＝自己決定を支援する場

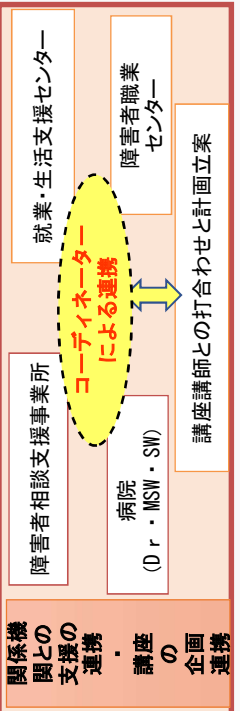
沿革	事業活動の経過
1992年	青年教室「こいこいクラブの結成」
2003年	NPO法人「エス・アイ・エヌ」の設立(以下法人事業)
2004年	「3級ホームヘルパー講座」の開講 「広島国際大学レッツオープンカレッジ」の開講
2011～2012年	「自立を学ぶあゆみ生涯学習講座」 モデル事業の実施
2015年	広島市地域活動支援Ⅱ型事業 「集いの場あゆみ」の開設
2016年	就労している知的障害者の生涯学習の運営開始

「あゆみ」の活動プログラ	
平日 (10:00～15:00)	日曜日 (10:00～15:00)
(一例)	● 学びの講座
月: スポーツ (体育館)	・ 健康生活・食生活・経済生活・就労生活
火: 調理 (わが家食堂)	● 文化的な講座
水: アート制作	・ 音楽とダンス・カープ紙芝居・ヨガ
木: 買い物、ランチ	● 行事
金: 外出 (美術館や映画鑑賞等)	・ お花見・夏祭り・クリスマス会 等

- ◎ 平日利用の活動内容は利用者の希望やイベント情報からメニューを考える
 - ◎ 日曜日利用の活動内容は「講座形式の学習」「文化活動」「行事」
- 講師陣：大学教員、看護師、作業療法士、声楽家、ヨガダンサー等 専門家

施設と地域性

- ・ 施設は、広島市の中心部に位置するビルの1階(20人収容規模)と4階の住居室の2カ所。講座は1階と公共施設を利用。
- ・ 少人数の活動は4階の住居室で行う。
- ・ 地域の社会資源は、市役所、平和公園、体育館、図書館、飲食店・商店街・スーパー等が徒歩圏内。

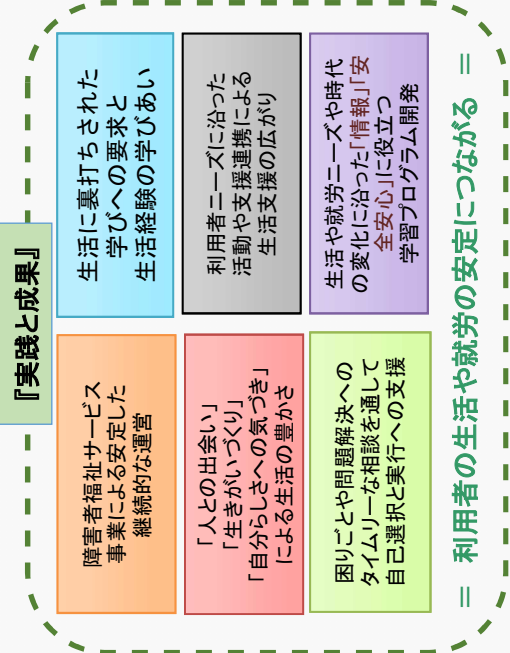


『利用者の概要』(2019.1現在)

- ・ 利用登録者数: 29人
- ・ 性別: 男性23人、女性6人
- ・ 就労状況: 一般就労23人、就労支援サービスなどの事業所等6人
- ・ 利用者の年齢構成: 30歳未満12人、30歳代8人、40歳代9人
- ・ 生活形態: 家族と生活23人・グループホーム利用者3人、一人暮らし3人



学びの講座「食生活」調理実習



平成30年度「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」 委託団体の取組概要(本有識者会議でヒアリングを実施していない団体)

資料 16-3

都道府県 (4件)	秋田県教育委員会 【知的障害・肢体不自由】	医療法人稲生会 (北海道) 【肢体不自由・重度障害】	社福等 (4件)
	千葉県教育委員会 【知的障害】	一般財団法人福祉教育支援協会 (埼玉県) 【知的障害】	
	大阪府 【知的障害・発達障害】	社会福祉法人八ヶ岳名水会 (山梨県) 【知的障害・発達障害・精神障害】	
	兵庫県教育委員会 【視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・難病】	社会福祉法人一麦会 (和歌山県) 【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】	
市町村 (1件)	町田市生涯学習センター (東京都) 【知的障害】	NPO (4件)	
大学 (4件)	国立大学法人筑波技術大学 (茨城県) 【視覚障害・聴覚障害】	NPO法人P and A - J (東京都) 【知的障害・発達障害】	
	学校法人日本社会事業大学 (東京都) 【視覚障害・聴覚障害】	NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 (愛知県) 【発達障害】	
	国立大学法人東京学芸大学 (東京都) 【知的障害】	特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ (広島県) 【知的障害・発達障害】	
	国立大学法人長崎大学 (長崎県) 【発達障害・精神障害】	福岡市手をつなぐ育成会保護者会 (福岡県) 【知的障害】	保護者 の会 (1件)

千葉県教育委員会による学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業の取組

障害のある方への教育施策は特別支援学校等の学校教育の場を中心に展開してきたが、生涯を通じて学ぶことのできる環境の整備・充実が急務である。そこで、効果的な学習プログラムの開発やその実施体制の研究に取り組み、その成果を普及することで、県内全域にわたる学校卒業後における学びの充実を目指す。

特別支援学校における取組

県立特別支援学校市川大野高等学園を拠点にして、卒業生や近隣在住の知的障害者を対象とした「生涯学習講座」を開催した。卒業生や保護者、職員や就労先である企業にニーズ調査を行い内容を検討し、運営に当たっては、近隣住民や公民館と連携し協働的に実施した。

講座名	講師
いきいきテニス	北市川スポーツクラブ
グラウンドゴルフ	大野4丁目自治会緑風会
リンパdeデトックス	健康運動指導士(公民館講師)
紅茶の世界	紅茶アドバイザー(近隣在住)



さわやかちば県民プラザにおける取組

さわやかちば県民プラザ(県生涯学習センター)において、これまで15年にわたり青年教室を実施してきたが、今年度から、受講者のニーズに応える形で、ヘルマンハープ(五線譜が読めなくてもすぐに弾けるよう開発された楽器)を用いて、演奏体験型の音楽ワークショップを実施した。



- ♪さわやかおんがく隊♪の目標
 - メロディーを奏でる喜び
 - 上達やコンサート開催による達成感
 - リーダー育成による自主サークル化支援
 - ボランティア研修による指導者養成
 - 地域行事や楽団との連携

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム

関係団体代表者による連携組織としてコンソーシアムを設置し、年4回の会議を通して、先進事例研究や情報交換により連携体制の構築・強化を図るとともに、効果的な学習プログラムの開発に向けた協議と検証を行った。



障害者の生涯学習推進フォーラム

県内の関係者・当事者等に向けて1年間の事業報告や記念講演等を実施。

- <開催日>平成31年1月22日
- <参加者数>98名
- <参加者の属性>
 - ・行政関係者(教育委員会、首長部局)
 - ・学校教育関係者、大学等関係者
 - ・公民館等社会教育施設関係者
 - ・社会福祉法人、NPO法人、企業関係者等



全体の様子



体感的公演

成果の普及・啓発

1年間の研究報告書を作成し、福祉や雇用等の関係部局、市町村、公民館等の社会教育施設、特別支援学校、社会福祉法人その他関係機関にも広く配付する。

市町村担当者から人材不足が指摘されていることを踏まえ、今後は、報告書も活用しながら、市町村社会教育・生涯学習主管課長会議や社会教育主事等の研修会において、障害のある方の学びの充実に関する研修を実施し、人材養成・育成を図ることで、県内全域にわたる普及を目指す。

大阪府・知的障害者の学校卒業後における多様な学習等の場づくり

<p>報告書の概要</p> <p>【支援学校卒業後の「学びの場」について】 知的障がい者の進学率が低く、一方、卒業後間もない者の離職率は高いとされる。このため、卒業後、すぐに就労せずに、一旦、「学びの場」でさらなる成長をする場が重要。「支援学校卒業後の「学びの場」の確保方策を検討するため、保護者ニーズを確認し、先進的取り組みであるエルズ・カレッジおおさかの検証を行った。</p> <p>■特別支援学校3年生の保護者アンケート (調査目的) 卒業後の進路等に係る保護者ニーズの確認 (調査対象) 府立特別支援学校(知的障がい、21校)の高等部3年生の保護者(職業学科のある高等支援学校を除く)、904名(回答状況) 386名(43%)</p> <p>■エルズ・カレッジおおさかアンケート (調査目的) エルズ・カレッジおおさかの検証 (調査対象) ①エルカレ在籍者の保護者：42名、②修了生の保護者：30名、在籍者：43名 (回答状況) ①42名②26名③43名</p> <p>■府立大学との連携 府立大学学芸祭(平成30年10月27日)におけるエルズ・カレッジ大阪在籍者の作品展示、団体演技、模擬店への協力・運営。</p>	<p>検証結果</p> <p>■特別支援学校3年生の保護者アンケート結果</p> <p>①「卒業後の進路」について ➢約4割の保護者が「就労以外」と回答。 ②「卒業後の「学びの場」の情報不足」について ➢8割を超える保護者が「よく知らない」等と回答。 ③「卒業後の「学びの場」への期待」について ➢「学びの場」への期待や「生徒本人にとって卒業後、社会人として必要な力」の回答は、多様。</p> <p>■「エルズ・カレッジおおさか」の取り組みについて ➢在籍者の保護者のほぼ全員、修了者の保護者の9割弱が「満足」、在籍者の7割強が「楽しい」と回答。内容や質に特段問題なし。 ➢エルズ・カレッジおおさかの特徴は以下のとおり。 ・国語・数学等の「授業」「時間割」の設定、「学習評価」の実施 ・「学年」という考え方や「年間行事」「校外学習」の導入 ・「教員免許所持者」等の複数配置 ➢「指定障がい者サービス(自立訓練)」を活用した取り組みであることから、いわゆる通学期間が2年に制約されるという課題あり。 ※このため、「エルズ・カレッジおおさかプラス(指定障がい者サービス(就労継続支援B型、2年間))を組み合わせ。」</p> <p>■府立大学との連携 府立大生とエルカレ在籍者との交流が生まれるなど連携の有効性を確認。</p>	<p>今後の方向性</p> <p>■「卒業後の「学びの場」の情報公表の仕組みについて</p> <p>➢「卒業後の「学びの場」について、報告を通じて得られた取組み項目の情報を公表する仕組みを整えることにより、進路としての選択に資する。</p> <p>➢原則として、「指定障がい者サービス」であることを要件とする。公表を求める項目は、次のとおり。府HP等で公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念等 ・カリキュラム等(年間計画、時間割、到達目標、到達状況の評価等) ・職員配置状況(人数・体制・役割・役割・資格等) ・保護者・生徒の参画・交流 ・進路の状況 <p>➢すべての項目について情報公表可能な取組みを実施している場合は、いわゆる「卒業証書」への府としてのクレジット表記等を認める。 ※表記方法は、別途検討。</p> <p>■国への提案について</p> <p>➢「情報公表の仕組み」において、すべての項目について情報公表可能な取組みを実施している場合は、「自立訓練」などの期間を延長できる仕組みなど。</p>
<p>【障がい者の多様な学びの場】 障がい者文化芸術・スポーツの中核拠点である「ビッグ・アイ」・「ファイナンザ大阪」のノウハウを活かし、卒業後の多様な「学びの場」に係るプログラムを開発・検証。</p> <p>■文化芸術プログラム 参加者全員で一つの大きな作品(「ずっと住みたいと思う街をつくる」がテーマ)を制作することを目標とし、参加者が小さな作品を組合わせていく経験、人が描いた作品の上には書かないなどのルールを守るなど、連帯や交流がみられた。 (講師等) 専門家：6名、ボランティアスタッフ8名。 (参加者) 39名(うち事前申し込みのあった障がい者14名)</p> <p>■スポーツプログラム 『からだを知ろう!動かそう!いろいろな体験をしてみよう!』をテーマに、からだづくり運動を実施。参加者同士が交流できよう工夫されたプログラムを通じて、自身の体の状態への気付きや、ルールを守りながら仲間と交流する楽しさを味わった。 (講師等) 専門家：3名、ボランティアスタッフ10名。 (参加者) 参加者26名(内障がいのある人18名)</p>	<p>・今回の取り組みにより、支援学校卒業後間もない者を主な対象としながら、障がいのある人・ない人の交流の場の側面も持たせつつ、有効なプログラムの開発を行うことができた。</p> <p>・今後、本プログラムをモデルとして、他の機関で同様のプログラム実施を普及促進していくことが有効。</p> <p>・なお、他機関への普及促進や継続的なプログラム展開には、相当の人材・資金が必要であり、この点、国による制度的な支援が不可欠である。</p>	<p>■国への提案について</p> <p>➢「障がい者の多様な学びの場」に係るプログラムの普及促進や継続的展開のための国による支援制度など。</p>



兵庫県教育委員会・身体障害者社会学級における実践研究

兵庫県身体障害者社会学級事業について

- ・視覚障害者（青い鳥学級）、聴覚・言語障害者（くすの木学級）、進行性筋ジストロフィー症者（たけのこ学級）を対象に、社会人として幅広い教養や実用的な知識・技能等を習得するとともに、広く県民との交流の機会を通して相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供する。
- ・本実践研究では、県の指導主事がコーディネーターとなり、連携協議会等で成果と課題を明らかにし、プログラムの深化充実を図りながら、地域による主体的な取組をめざし、視覚・聴覚の関係機関、病院、福祉部局等と連携して取り組む。

青い鳥学級(視覚)

・学級数等：6学級9教室(308名)
・開設場所：6地区(公民館等)

くすの木学級(聴覚・言語)

・学級数等：6学級7教室(185名)
・開設場所：6地区(公民館等)

たけのこ学級(肢体)

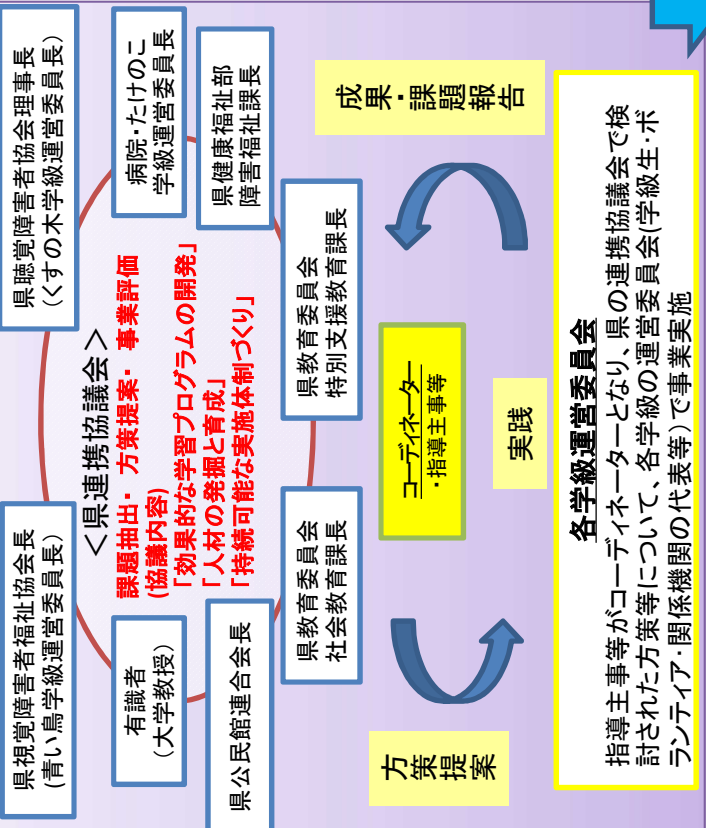
・学級数等：1学級1教室(90名)
・開設場所：病院

何を学ぶか(学習内容)：「教養・文化」「実践・技能」「健康」「見聞(学外研修)」「交流(コミュニケーション)」



たけのこ学級「ビンゴゲーム」

実施体制



実践事例

実践① 関係機関等と連携したプログラム 青い鳥学級(視覚障害者対象)

- ＜社会教育・生涯学習部局と高等学校、福祉部局が連携した取組＞
- テーマ：「共生」の心を育む兵庫の防災教育
- ・学習者と高校生が防災について学び合うワークショップを開催
- ・社会福祉協議会から地元高等学校ボランティア部へ参画を依頼

実践② 自主的な活動プログラム くすの木学級(聴覚・言語障害者対象)

- ＜学習者主体で、自分たちの暮らしや地域を見つめ学ぶ取組＞
- テーマ：郷土の食文化を見つめ直す
- ・学習者自らが調理実習の準備や講師選定など地産地消の取組についてプログラムを企画し講座を開催

実践③ 大学等と連携した取組 たけのこ学級(筋ジストロフィー症者対象)

- ＜学習者と支援者が学び合う場「学びと実践の一体化」を図る取組＞
- テーマ：コミュニケーションスキルの育成
- ・介護福祉士、養護教諭等を目指す学生が学習者の特性やニーズに対応したプログラムを開発し、支援者として参画(「スマホの使い方」「ビンゴゲーム」「ダンス」等)

障害の有無にかかわらず、共に学び続けることのできる共生社会の実現

障害者の学校卒業後のキャリア発達支援とスポーツ活動を通じた生涯学習支援に資する学習プログラムの開発



本学の概要

- ・我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関。
- ・開学以来、社会的自立や社会貢献出来る人材育成を目的とした教育・支援を実施。

本学習プログラムの概要及び成果

1. 学校卒業後の青年期障害者のキャリア発達

- ・障害者が就労上の課題となっているスキルアップやキャリアアップに資する学習プログラム(学び直しプログラム)を開発。

○社会人向け学び直し講座の開催 (本学内で実施)

建築・情報関係の講座の開催

参加者数：建築系1講座 10日間計10名
情報系3講座 6日間計10名

○出張講座の開催 (東京都内で実施, 2月も開催予定)

参加者数：情報関係1講座 5日間計16名

○スキルアップ講座開催マニユアル作成

情報保障の充実した講座開催手法の説明書

2. 多様な年齢層の障害者, 健常者が参加するスポーツを通して生涯学習支援

- ・多様な年齢層, 障害種の障害者と健常者が参加するスポーツ教室, イベントを実施し, 障害者の主体的な社会活動の意欲を向上させるための学習プログラムを開発。

○障害者スポーツ教室 (月1回) の開催

参加者数：延べ424名 (1月末現在)

○障害者のためのスポーツイベント (年1回) の開催

参加者数：165名

○障害者対象の体力測定の実施

参加者数：23名

○障害者アスリートによる講演会の開催

参加者数：25名

3. 共生社会環境醸成のためのワークシヨップ

- ・健常者と障害者が共同して働きやすい職場環境構築に資するワークシヨップを開催し, 協働環境向上マニユアルやコンテンツを開発。

○文献調査の実施

聴覚障害のある社員自身による職場改善およびキャリアアップ取組事例の収集

○意見交換会の開催 (東京都内)

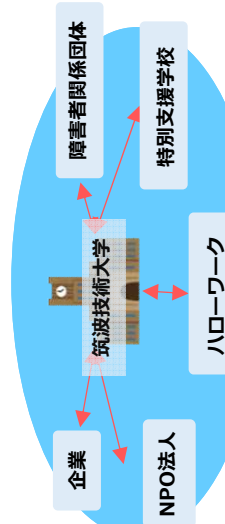
企業等に就職する本学卒業生17名参加

○ワークシヨップ開催マニユアルの作成

聴覚障害社員自身が職場改善とキャリアアップに主体的に取り組む方法を考えるWWS開催手法

連携協議会等の実施, コーディネーターの配置

- ・連携協議会の実施により, 障害者の職場定着に資する円滑な移行支援や, 学校卒業後の学びに関する実態把握やノウハウを共有。
- ・障害者雇用に関するコーディネーターを配置し, 障害者雇用の課題を抽出すると共に, 解決のための方策を提示。
- ・産学官連携シンポジウムの実施 (約50名参加) により, 障害者雇用に関する好事例の発表や意見交換を実施し, 理解啓発を促進。



成果・効果

- ・障害者自身が主体的にキャリアアップトレーニングするための知識・技術を育成
- ・社会生活で必須となる障害啓発力の向上
- ・生涯学習を通じた共生社会の環境を醸成
- ・障害者のスポーツ・レクリエーション活動を通して主体的な社会活動参加や生涯学習への参加促進および意欲を喚起



日本社会事業大学「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシー（自己権利擁護）プログラム」の実践研究

【事業実施の背景】

- ・大学では、教育方針でもある多文化共生の精神を基に、すべての教育を障害学生にも平等に提供。
- ・ろう文化を尊重し、約10年間手話に堪能な聴覚障害当事者のソーシャルワーカーを養成。
- ・障害者の理解・支援と障害者の人権を守るため、当事者に学ぶことが最も重要との精神を貫いた聴覚障害のための取組をEUの国際会議も評価。
- ・関係者は、最先端の認知科学や障害学等に基づく視覚・聴覚障害についての研究・教育の実践者。
- ・特別支援学校教職課程を有する福祉の単科大学という特色も活かした、視覚障害・聴覚障害・聴覚障害・盲ろうの人人々の自律とセルフアドボカシーのための障害学モデルの学習プログラムを実践・構築。

【障害者の権利条約の実現】

第24条 3 (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位置及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

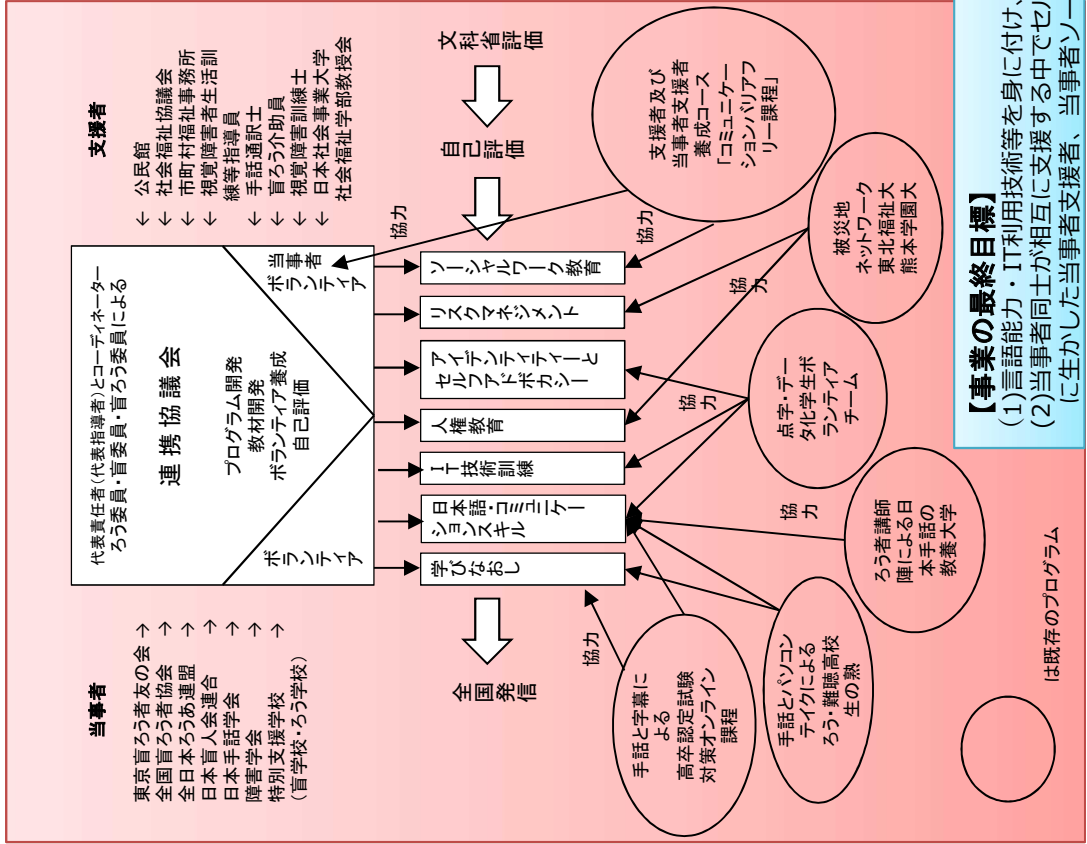
(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 (略) 一語又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。

第30条 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾ろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

【事業のポイント】

連携協議会の委員及び教材作成者は視覚・聴覚障害・盲ろうの有識者



【2018年度の実施内容】

- ・当事者講師によるセミナー
- ・支援者との懇談会
- ・当事者＆支援者のアンケート
- ・教材の作成

【現状の課題】

- ・当事者からは申請時より、日本語の習得の問題が頻繁に強調された。特にリーダーになるための文章力の指導法が皆無である。
- ・セミナーでは当事者講師から、アドボカシー教育にはまず自らの歴史を知るべきと主張された。

【2018年度の成果】

- ・視覚・聴覚障害のためのバリアフリー日本語トレーニング教材DVDの開発
- ・当事者ソーシャルワーカーを目指す人のバリアフリー教材DVDの開発
- ・視覚障害者と聴覚障害者と盲ろう者の相互学習教材の開発
- ・視覚・聴覚に障害のある人の海外研修モデル開発
- ・学生支援者がつくる視覚・聴覚障害者のための福祉入門教材DVDの開発
- ・聴覚障害者のアドボカシーパンフレットの作成

【事業の最終目標】

- (1) 言語能力・IT利用技術等を身に付け、多様な学びを生涯続けられる市民
- (2) 当事者同士が相互に支援する中でセルフアドボカシー能力を高め、その力を最大限に生かした当事者支援者、当事者ソーシャルワーカーの育成

一般財団法人福祉教育支援協会(埼玉県)における学校から社会への移行期の生涯学習に関する取組

一般財団法人福祉教育支援協会

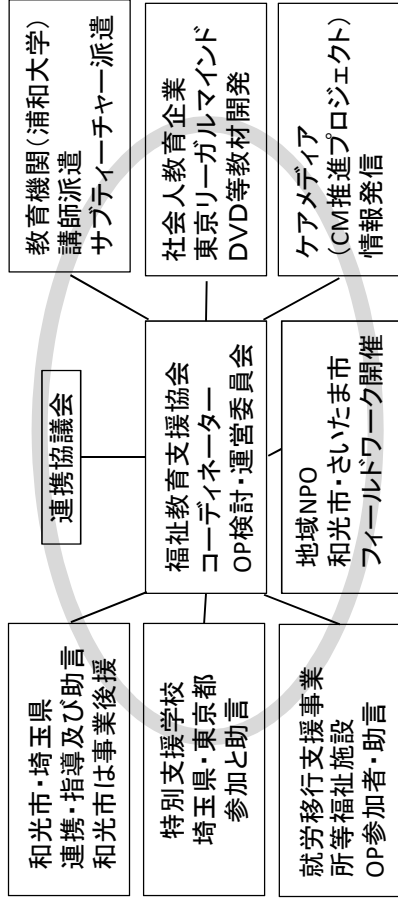
・平成27年、コミュニケーションを重視したプログラムで支援する就労移行支援事業所シャローム所沢(埼玉県所沢市)開設とともに埼玉県所沢市に設立、平成28年に就労移行支援事業所シャローム和光(同和光市)、平成29年に計画相談事業所シャローム新倉(同)を設立

・就労支援に関して企業側の啓蒙活動の活発化に向けて、障がい者雇用推進センター(東京都中央区)を設立、障がい者マッチングの活性化に向けて職業紹介事業所シャローム日本橋(同)を設立

・平成28年夏から啓蒙媒体及び当事者の発表の場として季刊「ケアメディア」を発行、全国の約50の事業所の広報媒体として機能している(2019年新年号は30000部発行)

・就労支援の実践から「学び」の必要な若者等への対応を研究し、法定外シャローム大学(埼玉県和光市)を開設し、学びへのニーズに応える取組を実践している

実施体制



「オープンキャンパス」学習プログラム構成と成果及び今後の展開

基礎教育ステージ

第1回 学ぶって何だろう 担当・九里秀一郎・浦和大学教授

第2回 メディアを知る、コミュニケーションを学ぶ 担当・引地達也及び歌手サーム等

基本構成 10時～14時半 1授業50分 1オリエンテーションとゲーム 2講義 昼休憩 3講義 ワーク 4感想と振り返り、修了者には修了書を授与

関わりあいステージ

第3回 見沼田んぼでおにぎり とゲームワーク NPO法人見沼じゃぶじゃぶラボ

第4回(2日間) 和光市魅力発見 担当・和光市民ボランティアグループ等

実践教育ステージ

第5回 モチベーションアップで自分の仕事を発見する 担当・大槻一敬・法定外シャローム大学准教授

第6回 ビジネスマナーを知ろう 担当・林真理子・ビジネスマナー講座

成果

- ・動画コンテンツ化・すべての模様を編集して公開へ
- ・ケアメディア及びソーシャルメディアで発信→啓蒙活動
- ・地域との連携強化
- ・授業の効果を検討し他地域展開へ
- ・コーディネーター視察による学習の最適化に向けた具体化



和光市のフィールドワークで各グループで制作した壁新聞。一例がこちら

写真左・第2回講義では声の音というテーマでピアノコーラスグループも登場し発声についても学習

写真中央・見沼たんぼで「われら投げ」大会も実施

写真右・和光市のフィールドワークでゲーム探検に出発、初対面の参加者も和気あいあいと楽しんだようです

＜今後の展開＞

- ・学びの必要な障がい者との連携
- ・動画コンテンツ対応
- ・医療ケアが必要な方々への訪問学習

延べ参加人数200人、市民と障がい者の「学びあい」に市民評価→強化・拡充へ

社会福祉法人八ヶ岳名水会（北社市）「ブリッジスクール」による生涯学習と社会参加に関する取組

社会福祉法人八ヶ岳名水会について

- ・平成5年より、障害者の地域生活を支援する社会福祉事業を行う。知的障害者を主に、精神、身体、盲ろう及び発達障害や触法など、多様なニーズに対応した総合的な支援を行なってきた。
- ・法人活動地は中山間地であり少子高齢化の傾向が著しく、地域社会は求心力を失い住民同士のつながりも希薄となっている。障害者は地域に点在化することとなり、障害ゆえに自ら社会とつながることも難しく孤立しがちである。
- ・平成26年度より、地元地域社会の再活性化を目的とした公益事業「日野春學舎」構想に取り組み、「農福連携」「ブリッジスクール」「アート企画」の3部門で活動中。
- ・「ブリッジスクール」は、制度の狭間にあって社会参加に課題を抱える障害者と向き合う。社会の中で傷つき躓いても、仲間と学び直し再挑戦することで自信を取り戻して再び自分の足で歩き出し、自己決定を繰り返す事で人生の主体者となることができる。自己決定から生じた結果は、例えば失敗であっても気持ちはいくじけず、その先につながっている。



「ブリッジスクール」による学びの構成・特徴

【トライコース】

- ・隔週の土曜日、年間全20回の講座を開設する。
(6月～2月、9時30分～12時)
- ・受講生が自ら決めた学習内容を示し、自己決定・自己発信を促しながら講座を進め、一般就労を目標の一つとする。
- ・各分野で経験豊富な地域住民等を外部講師として招聘し、質の高い講義を提供。

【つどいコース】

- ・「トライコース」開講日の午後を実施。
- ・年間を通して何時でも参加自由。
- ・お茶会やゲーム等を気軽に楽しみながら、主にひきこもりの方の社会参加を支援する。

【ブリッジラボ】

- ・「トライコース」修了生へのアフターフォローとして、希望者が参加する勉強会を開催。
- ・参加者の自主自発的な運営を大切にして支援する。

【有償ボランティア】

- ・福祉就労と一般就労との間をつなぐ中間的雇用の場。
- ・当法人内及び受け入れ先企業にて、時間を掛けて経験を積み、自信をつけて次のステップを目指す。

【コーディネート者の配置】

- ・産業カウンセラーかつ社会福祉士
産業カウンセラーとして企業のメンタルヘルスに携わった経験を活かして受講生を支援
- ・トライコースの講座講師及びブリッジラボのメンターを担当するとともに、研究全体をコーディネート

その他の取組

【アンケート調査】

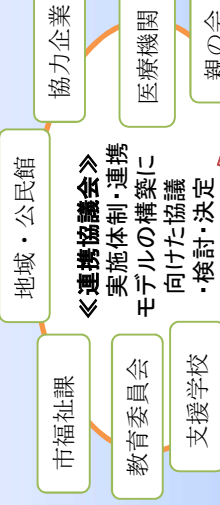
- ・「生活が楽しく、豊かになる活動や学び」をテーマに、活動の有無、参加実態、満足度、今後希望する活動について調査。
- ・当事者、保護者、支援者の三者を対象に実施し、地域の実態について多角的な把握を目指した。

【雇用啓発研修】

- ・企業等一般向けに、障害者への理解啓発を目的とした研修会を開催。自分たちの思いを発表したいという受講生からの申し出を受けて企画。



地域との連携体制



ブリッジスクール運営事務局
講座の運営、ニーズの発掘
プログラムの開発
アンケート調査の実施

NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会（名古屋市） 学校から社会の移行期における継続的な学習に関する実践研究

NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会について

- ・平成2年、任意団体「学習障害児の高校教育をもとめる会」として発足。学習や発達上の困難を抱える子どものための見晴台学園（無認可5年制高校）を開設。
- ・平成7年、「学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会」に改称。見晴台学園に中等部を開設。
- ・平成12年、NPO法人取得。
- ・発達障害・知的障害のある本人、家族、教員、福祉施設職員、大学教授等で構成。
- ・平成13年、見晴台学園卒業後の生涯支援を目的に自立支援センターをつくを開設。
- ・平成25年、発達障害青年の要求に応える高等教育の充実を目指して見晴台学園大学（法定外4年制）開設。
- ・本実践研究では「生涯の学びとしての、障害青年の『学校から社会への移行期』における継続的な学習の役割と課題」がテーマ。



学習プログラムの構成と実施体制

【効果的な学習プログラムの開発】

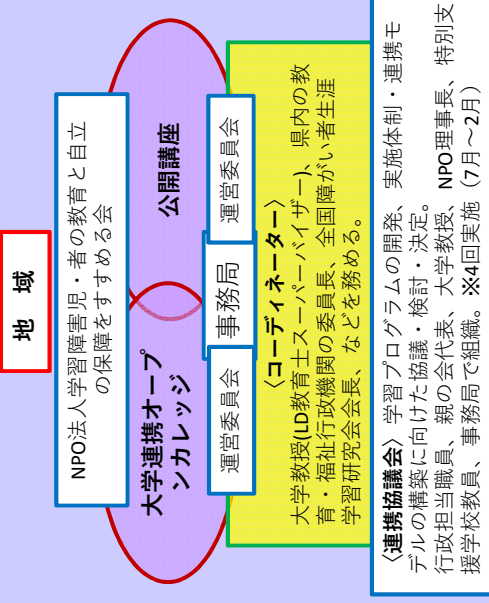
〈障害青年のための公開講座〉※3回実施（9月～11月）
「私もあなたもHappy Life～考えよう！生涯輝き続けるために～」をテーマにワークショップ形式の講座で自分の「これまで」と「これから」を肯定的に捉える体験と海外の先進的生涯学習の実態を大学教授から学ぶ講義で構成。

〈大学連携オープンカレッジ〉※3回実施（11月～1月）
「共に学び、共に生きる」がテーマ。書家の金澤翔子氏、泰子氏の講演会を障害青年と地域の大学生が準備（第1回）・運営（第2回）・ふりかえりと今後の学びの希望（第3回）の3回シリーズで実施する障害の有無にかかわらず共に学ぶのオープンカレッジ。並行して地域の大学（6校）相互の連携（障害の有無にかかわらない学生同士の交流授業5回）を展開し、交流と相互理解を深めた。

〈障害青年による成果報告〉※2回実施（12月、2月）
「障害青年のための公開講座」、「大学連携オープンカレッジ」の様子とそこで何が得られたのかを参加した障害青年が自分のことばで語り、学びを深めた。



【関係機関・団体との連携】



視察研修の実施（全国10か所）

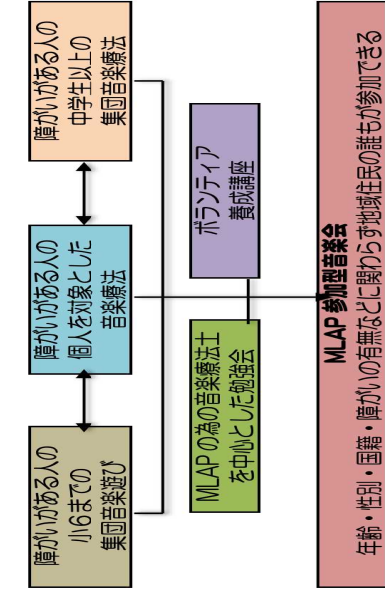
福岡市手をつなぐ育成会保護者会における参加型の音楽活動を軸にした実践研究

福岡市手をつなぐ育成会保護者会について

- 知的障がいのある人とその家族によって構成。
- 知的障がいのある人の権利擁護の団体として、障がいのある本人やその家族が安全・安心で幸せに暮らせる共生社会の実現を願って活動する。
- 障がいのある本人や家族の居場所や学びの場を提供したり、行政や他団体と連携したりしながら福祉活動等に協力している。
- 障がいのあるなしに関わらず、みんなが自分自身とお互いを尊重し合える社会を願って「手をつなぐ応援隊」というチームで啓発活動も実施。



< MLAP (ムラップ) Music with Life for All Project あらゆる人に生涯音楽プロジェクト >



< 今後の展開 >

- 音楽療法の視点から、障がい児・者の発達段階に応じた個人対象の音楽療法、集団音楽療法、集団音楽遊びなどを組み合わせ、専門家が障がい特性を生かす勉強会を重ねていく。
- MLAP活動を支援するボランティアの養成を図りながら、年齢・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず地域住民の誰もが参加できるように体制づくりを構築します。

< 生涯学習としての意義 >

- MLAPは、参加型音楽会を通して、自尊心の向上や精神的な安定を得ながら、自立や自律に繋がりを、豊かな地域生活を送ることができるようになる効果をねらいとした生涯学習プログラムです。
- 障がいのある人が社会参加する機会が増えること、地域住民とともに活動することで障がいへの理解が進み、共生社会の実現にも寄与すると考えます。

< MLAPの特徴 >

- MLAPが参加型音楽活動を手段とする理由は音楽の柔軟性、すなわち個人でも集団でも、CLOSEDでもOPENでも、身体と五感を使ったあらゆる参加方法がある（歌う、演奏する、リズムをとる、踊る、掛け合う、觀賞するなど）からです。
- MLAPの特性を生かし、障がいニーズに合わせて楽しみながらコミュニケーション力を学習することができま。



学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議における

当事者等のニーズにかかるヒアリングの概要

○世田谷区受託事業「みつけばルーム」の取組

○視覚障害者・盲ろう者の学びの推進について

○聴覚障害者・ろう重複障害者の学びの推進について

○特定非営利活動法人ケアさぽーと研究所（小平市）による「訪問カレッジ@希林館」の取組

世田谷区受託事業「みつけばルーム」(東京都世田谷区)の取組

「みつけばルーム」について

高校生・大学生世代の発達障害者の「ひきこもり」を予防するための居場所。ピアサポート※により孤立感を解消し、様々な体験プログラムを通して社会的自立に向けた意欲向上を図る「場」を提供。

- 実施主体：世田谷区
- 事業運営：NPO法人 東京都自閉症協会
- 事業開始：平成28年6月1日
- 利用対象：世田谷区在住の概ね15～25歳の発達障害（自閉症、ADHD、LD）と診断されている人、もしくは診断はされていないが発達障害の傾向が見られる人（登録制）
- 利用者数：28名（H30. 5現在）
- 利用料金：無料（プログラムによって実費負担）
- 実施日時：火曜日～土曜日（11時～18時）

※ピアサポート……「ピア」は同じ境遇の者、仲間、この場合のピアサポートは、発達凸凹特性のある当事者による支援を指す



学びのプログラム構成と実施体制

【学びのプログラムの構成】

まなびば
学びたいこと・知りたいことを一人一人のペースに合わせてサポートする学びの時間のほか、自然学習、ダンス、カフェセミナー、映画制作など、多彩な分野のワークショップを実施

あそびば
アナログゲーム、料理、DIYなど趣味を深めたり、絵を描いたり、好きなことを語り合ったりする多種多様なプログラムを実施

しごとば
福祉施設 & 社会福祉法人と連携したボランティアプログラムなどにスタッフと一緒に参加。

サロンかたりば
利用を考えている人、どんなところか知りたい人、世田谷区外の人のために、喫茶サロンとして開放

ワークショップのスタイル

①外部講師によるワークショップ

様々な業界で活躍する多彩なスペシャリストたちが、工夫を凝らしたプログラムを企画。学校や家庭では、なかなかできない体験を積んでもらうことを目的に実施

②ピアサポーターによるワークショップ

歴史・宇宙・車・鉄道・植物・料理・工作・ゲームなど、「こだわり(好きなこと・モノ)」を追求することから生まれたマニアックな企画

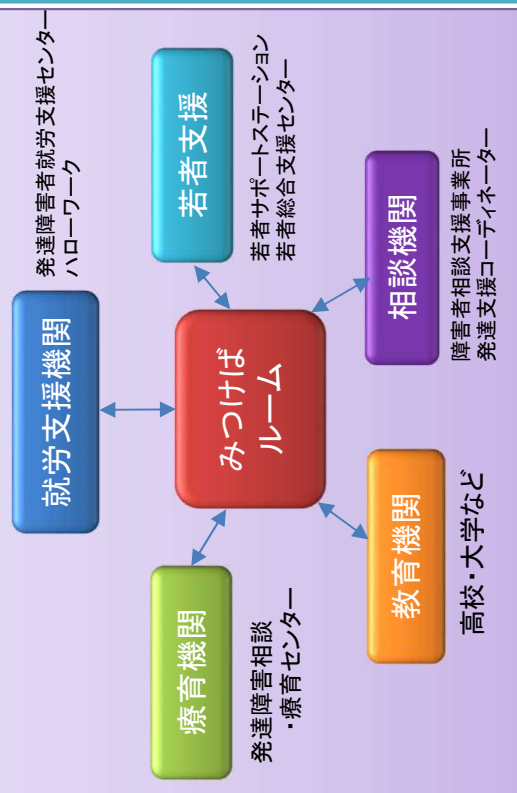
※利用者は、毎月、プログラムカタログから興味のあるワークショップを選び、予約して参加

スタッフ体制

- ピアサポーター
- コーディネーター(心理・福祉の専門職)
- ディレクター(労務・会計・スケジュール管理等)
- 外部講師(美術家、デザイナー、ピオトープ管理士、放送作家、ダンサーなど)

【関係機関との連携体制】

みつけばルームには、各総合支所の保健福祉課からの紹介をはじめ、発達障害者就労支援センター、発達障害相談・療育センター、地域障害者相談支援センター、若者サポートステーション、ハローワーク、大学の学生相談室などから利用者が紹介されてくる。面談、体験の後、利用開始となる。



視覚障害者・盲ろう者の学びの推進について～当事者のニーズにかかるヒアリングより～

視覚障害者・盲ろう者の状況

【視覚障害者】

○障害者手帳を所持している視覚障害者：310,000人
(H18厚生労働省調べ)

【盲ろう者】

- ・障害者手帳を所持している盲ろう者：14,329人
(H24厚生労働省調べ)
- ・通訳・介助者派遣事業登録盲ろう者：940人
(H29社会福祉法人全国盲ろう者協会「盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業」より)

学習プログラム・実施体制等のニーズ

受障時期の違いによる特質

視覚障害者

○受障時期の違いにより、実態や状況が異なる。

【先天性】

- ・特別支援学校時代のネットワーク等を生かした活動が多い。
- ・他者の支援を受けることにより、自力で課題解決しようとする傾向が強い。
- ・見え方等、障害の状態が比較的安定している。

【中途失明】

- ・自分の問題意識を表明しようとする傾向がある。
- ・他者の支援や社会資源の活用が上手な人が多い。
- ・見え方が日によって変わるなど、障害の状態が安定しない人が多い。

	活動状況	課題	ニーズ
主に単一障害	<p>【視覚障害者向けスポーツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール・卓球・柔道・野球・サッカー ・テニス・ゴルフ・スキー・水泳・登山 等 <p>【文化芸術活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽・映画・演劇・落語・美術 ・絵画・写真 等 <p>【教養・趣味】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用・語学・ゲーム ・スポーツ観戦・アマチュア無線 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▼スポーツジムでの入会拒否 ▼映画館のバリアフリー化の不備 ▼語学教室での配慮の不徹底 	<p>⇒一般の社会資源が活用しにくい現状の改善</p>
主に重複障害	<p>施設入所・在宅等の状況にあり教養・趣味の参加への参加が限定的である。</p> <p>○通所、入所施設内で実施される行事等に参加</p> <p>○学校時代の同窓会OB/OG会などの活動に参加</p> <p>○親の会、青年学級等、保護者や元教員の支援で実施される活動に参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼支援者（保護者や元教員）の高齢化に伴い、活動は減少傾向にある。 	<p>⇒施設入所者でも活用可能な同行援助の拡充（現行の制度は利用不可）</p> <p>⇒これまで活動してきた会の存続支援</p> <p>⇒地域の活動への参画支援</p>
盲ろう者	<p>○地域の盲ろう者団体が主催する学習会・サークル等で活動</p> <p>○地域の手話サークル等で活動</p> <p>○地域の視覚障害者団体等で活動</p> <p>○盲ろう者向けICT講習会等で活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼盲ろう者向け特別支援教育・職業訓練が確立されていない。 ▼活動内容が限定的であり、活動する盲ろう者数も少ない ▼活動が行われているのは都市部が中心である ▼在宅生活をしている（地域社会との繋がりがほとんどない） 	<p>⇒盲ろうという障害を独自の障害として法的に位置付ける</p> <p>⇒地域の格差を是正し、どこでも同様のサービス・社会資源が活用できるようにする</p> <p>⇒盲ろう者向けの福祉・教育の充実を図る中で、学校卒業後の学びについても一体的に考えていく</p>

聴覚障害者・ろう重複障害者の学びの推進について～当事者のニーズにかかるヒアリングより～

聴覚障害者・ろう重複障害者の現状

【聴覚障害者（児を含む）】

- ・障害者手帳所持者：242, 200人（H23厚生労働省調べ）
- ・障害認定基準（両耳聴力レベル70db以上）に達しない者も含めた聴覚障害者（推定）：1, 000万人（2004；補聴器供給システムの在り方研究会報告）

【ろう重複障害者】

- ・聴覚障害と肢体不自由の重複：81, 000人（H18年厚生労働省調査結果）
 - ・聴覚障害と内部障害の重複：15, 000人（同調査結果）
- ※知的障害、発達障害や精神障害との重複障害者を含めると、更に多くなる。

学習プログラム・実施体制等のニーズ

聴覚障害者共通

- ・自身が必要とする合理的配慮について、相手に伝えるスキルを高める実践的プログラム
- ・主体的に学ぶ機会の確保や拡充につながるICTの利活用に関する学習プログラム
- ・日本手話や視覚活用による文化芸術活動（音楽、演劇、文学など）にも触れ、自らが「文化」を継承・創造する担い手として活動する学習プログラム

先天性難聴・乳幼児期の失聴者

- ・各ライフステージや各活動場面に応じた必要な日本語（読み書き）の習得とそれを用いたコミュニケーションスキルに関する学習プログラム

中途失聴者（音声言語獲得以後に失聴）

- ・聴覚障害に関わる社会資源（心理支援・福祉サービス、法律など）や課題解決のための対処方法（自己開示・コミュニケーション・理解啓発など）を学ぶ学習プログラム

ろう重複障害者

- ・自治体やろう重複障害関係団体等への、通訳・移動・コーディネートを担える人材の配置

課題

- 過去の経験から、聴者との関わりに恐怖心を抱いているケースが見られる。
- ICTを活用し自己課題の解決方法を学ぶ機会が少ない。
- 手話や視覚の活用によって可能な文化芸術活動の実践例が十分に紹介されておらず、学ぶ機会も少ない。
- 先天性難聴・乳幼児期失聴者の中には、生育環境の影響で、日本語を十分に獲得できないまま学校を卒業するケースが見られる。
- 中途失聴の場合、手話等によるコミュニケーションの取り方や生活自立に必要な知識・技能を身に付ける場がない。
- 中途失聴の場合、障害の状態が変化することの理解が得られにくく、適した支援が受けづらい。
- 生涯学習に対する手話通訳者派遣の要件が自治体によって異なる。派遣対象外とされてしまう自治体もある。
- ろう重複障害者の場合、通訳・移動・移動・主催者とのコーディネーター等一体的な支援を必要とするが、家族や知人の個人的支援に頼っているケースが多い。

一般的な学習活動への参加の推進方策

意思疎通や情報アクセス面で求められること

- ① 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記）の制限や地域差の解消
- ② 主催者側による通訳サービスやコミュニケーション支援アプリ（音声認識、筆談など）の積極的活用、台本や進行シナリオ等の貸出し、通訳者への事前情報提供、補聴支援システムの設置など
- ③ 電話リレーサービスでの対応普及と公的サービス化
- ④ 生涯学習関係の案内への通訳の有無等の明記。手話映像やわかりやすい日本語で案内の工夫
- ⑤ 本人の心身の状態などの関連で生じる聴力の変動や耳鳴りへの対応

人材の育成・確保の面で求められること

- ① スポーツ、文化芸術などの分野に対応できる専門性のある通訳者（ろう通訳者を含む）の育成・確保
- ② 聴覚障害者・通訳者・主催者との調整・交渉を担うコーディネーターの育成・確保
- ③ ろう重複障害者の通訳・移動・コーディネーターを担う支援者の育成・確保

「訪問カレッジ@希林館」について

＜実施主体＞特定非営利活動法人地域ケアさぼーと研究所（平成19年設立）

- ・重症心身障害児・者への支援事業として、平成24年から「訪問カレッジ@希林館」の活動を開始。
- ・「生きることは、学ぶこと。学ぶことは、生きる喜び。生涯にわたって、学ぶ続ける喜びを！いつでも、どこでも、だれにでも、生涯学習を！」をモットーに、特別支援学校などを卒業後、障害や病気のために通所施設等を毎日利用することが難しい18歳以上の方に対し、学習支援員が自宅に訪問して生涯学習を支援する訪問サービスを提供。

＜活動開始の理由＞

- ・医療的ケアが必要なために、生活介護事業所に入所できず（看護師がいらない、入所基準にない、事業所規則で対象外となっている等の理由により）在宅生活を余儀なくされている。
- ・入所後、医療的ケアが必要となり、退所を余儀なくされた。
- ・本人の希望する学習を支援するための訪問系のサービスがない。

＜意義と役割＞

- ・生命を育み生きる力を強める
- ・日常生活の空間を、知的刺激のある学びの環境へ整え、生活の質を高める
- ・家族以外の人との繋がりを広げる
- ・本人主体の活動を創出する
- ・家族の孤立化を防ぐ
- ・重症心身障害児・者の生命を尊重し、生命の価値を地域社会に発信する



「訪問カレッジ@希林館」による学びの構成

【学生の状況】 H30.4現在

- 在学生 15名（平成30年度入学者4名）
 - ・気管切開：10名
 - ・人工呼吸器：9名
 - ・吸引：11名
 - ・酸素療法：7名
 - ・経鼻経管栄養：7名
 - ・胃ろう：3名
 - ・IVH：1名
 - ・人工肛門：2名

○退学者とその理由

- ・死去：5名
- ・施設入所：1名
- ・転居

○訪問先

- ・家庭：11名
- ・病院：2名
- ・入所施設：2名



【運営方法】

- 学習支援員
 - ・特別支援学校教員経験者 15名
 - ・1回につき3000円の報酬（交通費無し）
- 実施回数 週1回（月4回を上限）
前期・後期（8月と3月は休業月）
- 学生の費用（授業料）年間1万円
- 運営資金
 - ①スタッフの外部専門家派遣（特別支援学校の自立活動に関する指導助言）謝金の一部
 - ②賛助会員（個人）一口3千円 63名
（団体）一口1万円 4団体
 - ③寄付金 スタッフが執筆した書籍の印税等

【学習プログラム】

- 学習時間：2時間/1回
- 特別支援学校との連続性を重視し、一人一人の学びのニーズに応じて学習プログラムを作成

＜内容例＞

- ① 身体の取組（マッサージ、体操）
- ② 音楽・音楽鑑賞（VOCALやiPadを使った音楽）
- ③ 意思伝達装置の活用（レッツチャット・マイトビーなど）
- ④ 読み聞かせ
- ⑤ 美術制作
- ⑥ 俳句づくり
- ⑦ 英語
- ⑧ 創作（物づくり）



【重度重複障害者の生涯学習の充実に向けた方策の提案】

- ・在宅での学習に対する公的な支援、運営資金や人材の安定的な確保が必要
- ・学校在学中からICT機器を活用することによる、学校卒業後の学びやコミュニケーションの効果的なツールとしての活用
- ・重度重複障害者の生涯学習ネットワーク化による、学びに関する情報交換や理解啓発活動の充実